

第3章 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害に対してその機能を有効適切に発揮し、市民の安全と被害者の救護を図ることを目的とする。

第1節 災害区分

1 区 分

災害を非常災害と平常災害に区分する。

2 非常災害の基準

- (1) 水害、風害、地震、火災等による大災害及び多数の救助、救急を要する自然災害あるいは人的災害でその対策が長期間に及ぶもの。
- (2) 災害の程度が広域的、あるいはそのおよぼす影響が広範囲のもの。
- (3) 全職団員が出動するもので、災害配備基準の第5号配備又はそれに準ずる災害。
- (4) 市民生活に与える影響が甚大でその影響が長期間におよぶもの。

3 平常災害の基準

- (1) 水害、風害、地震、火災等による自然災害あるいは人的災害でその対策が比較的短期間であるもの。
- (2) 災害の程度が局地的、あるいはそのおよぼす影響が広範囲でないもの。
- (3) 正常な市民生活が維持でき、各機関においても正常の配備体制で対応できるもの。

第2節 組織計画

1 防災組織

(1) 諫早市防災会議

災害対策基本法及び諫早市防災会議条例に基づき、市長を会長とし、委員38人以内をもって構成する機関であり、諫早市における防災に関する基本方針及び諫早市地域防災計画を作成し、かつ、その実施を推進するほか、市長の諮問に応じて防災に関する重要事項の審議などを任務とする。

(2) 諫早市災害対策本部

災害対策基本法及び諫早市災害対策本部条例に基づき、災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められる場合において市長が設置する機関で、市長を本部長（以下「本部長」という）として、市長部局のほか各行政委員会事務局等市の全ての職員をもって組織し、水防、消防、災害救助、その他の災害応急対策活動の実施を任務とする。

(3) 諫早市災害警戒本部

災害発生のおそれがある各種の気象警報などの発表により、災害発生が予測されるときは、各関係機関及び民間の協力を得て災害情報の収集、応急対策など防災態勢の一層の確立を図るため、「諫早市災害対策本部」設置前の段階の準備的活動組織として「諫早市災害警戒本部」を設置する。

(4) 諫早市水防本部

水防法及び災害対策基本法の趣旨に基づき設置される機関で、水防上必要な監視、予報、警戒、通信、輸送、その他の水防活動の実施を任務とし、本部長には、建設部長があたる。

なお、市災害対策本部を設置した場合は、水防本部の組織は、市災害対策本部の組織に統合されるものとする。

(5) 情報連絡室

各種警報が発表された時に、総務部危機管理課に「情報連絡室」を設置し、情報の収集及び伝達にあたる。

2 諫早市災害対策本部の設置

諫早市災害対策本部（以下「市本部」という。）の組織、編成及び運営に関し、必要な事項は、「諫早市災害対策本部条例」及び「諫早市災害対策本部規程」の定めるところによるが、その概要は次のとおりである。

(1) 市本部組織図

別表1

(2) 市本部編成及び事務分掌

ア 本部長は、部及び班のうち、気象警報及び災害状況等を考慮し、必要と認める部及び班を設置するものとする。

別表2

イ 部に部長及び副部長、班に班長及び副班長を置き、それぞれ諫早市災害対策本部規程（平成17年3月1日訓令第12号）に掲げる職にある本部員及び本部職員をもって充てる。

（資料編の諫早市災害対策本部標準配備表に掲載）

ウ 災害対策本部室（配置図）

別表 3

- (3) 本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置することができ、その組織、編成及び運営について必要な事項は災害状況に応じて、その都度定めるものとする。

ア 現地災害対策本部の長は、本部長・副本部長又は各部長の中から災害規模等に応じ、本部長が指名する。

イ 現地災害対策本部の長は、現地災害対策全般について指示するものとする。

- (4) 本部長が必要と認めるときは、各部の統一的指示及び災害対策に係わる事項を協議するため本部会議を招集する。

ア 本部会議の議長は本部長が行うものとする。

イ 本部会議の構成員は、本部長、副本部長、議会事務局長、消防団長、消防署長、各部長及び、本部長が指名する関係機関の長並びに本部職員とする。

- (5) 設置及び解散基準

ア 市本部の設置

(ア) 市域に気象業務法に基づくレベル3警報等が発表され、かつ、災害対策について特別の対策が必要と認められるとき。

(イ) 市域に大規模な地震又は火災爆発等による災害が発生し、特別の対策が必要と認められるとき。

(ロ) 前2号のほか、災害が発生し、又は災害の発生が確実と認められる場合であって、特に市本部の設置が必要と認められるとき。

イ 市本部の解散

本部長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、又は災害に関し応急措置が概ね終了し平常の事務分掌により処理できる段階に達したと認められるときは、市本部を解散する。

3 消防機関の措置体制

- (1) 平常災害の事務機関及び部隊編成

平常災害時の事務機構及び部隊編成は、平常時の事務機構より人員を編成し、火災、救急その他の災害に対処できる態勢とする。

- (2) 非常災害時の事務機構及び部隊編成

ア 市災害対策本部及び現地対策本部を設置しなければならない災害で、全機関、全職団員出動する災害で、事務機構は、災害対策本部へ切り替えるものとする。

イ 部隊編成は、全機関、全職団員出動する。

4 県央振興局管内災害時の防災体制

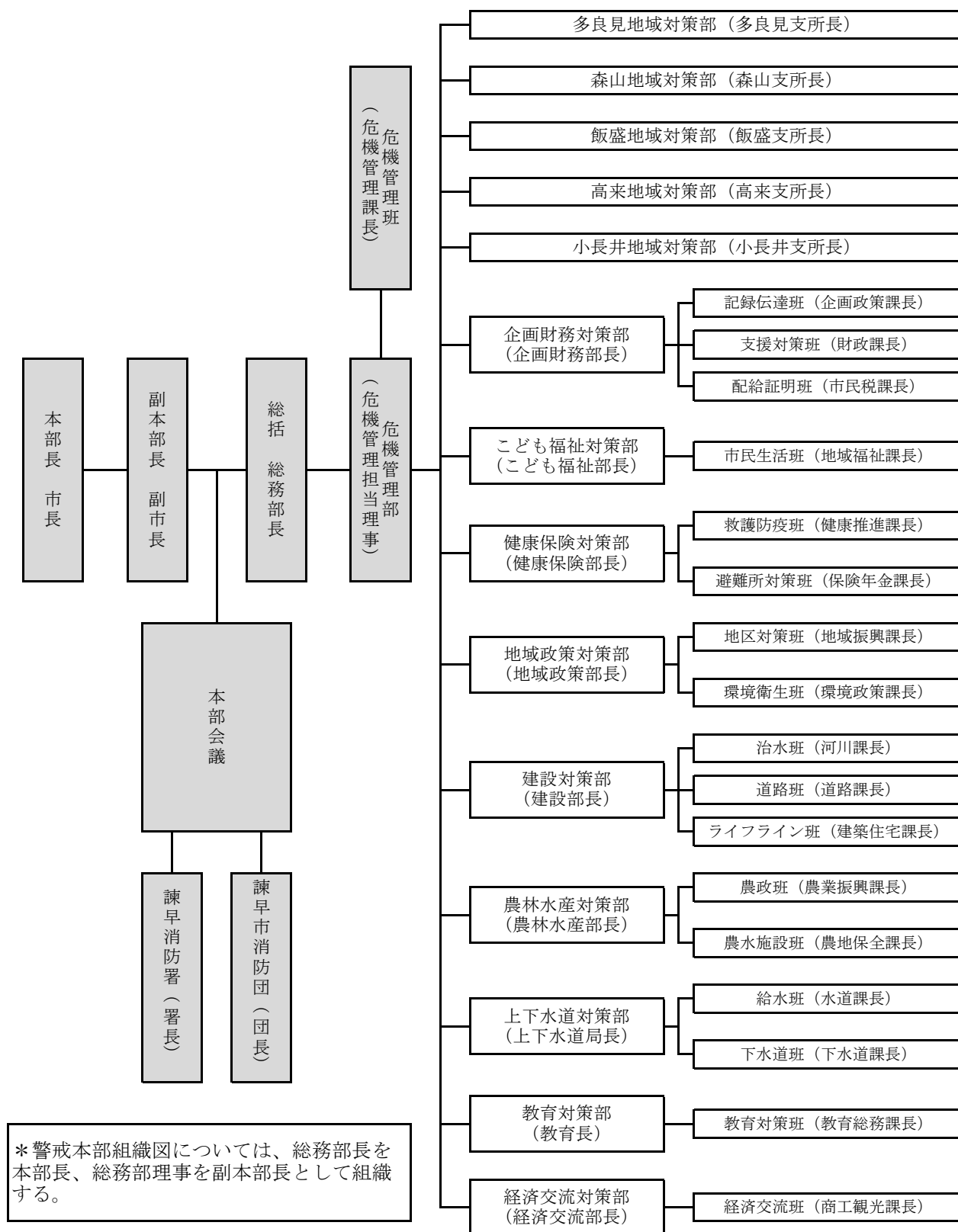
- (1) 県央振興局管内の市において災害が発生し、被災市独自では十分な応急措置が実施できない場合において、各市が相互の防災力を活用して、災害による被害の防止又は軽減を図るため、市相互の応援について必要な事項を定め協定を締結する。

- (2) 協定内容

資料編の諫早土木事務所（県央振興局）管内災害時防災相互応援協定に掲載

別表 1

対 策（ 警 戒 ） 本 部 組 織 図



対策（警戒）本部事務分掌

危機管理部	部 長	危機管理担当理事
	副部長	総務部次長

危機管理班	班 長	危機管理課長
	副班長	総務課長

- (1) 対策本部の総括に関すること。
- (2) 本部会議に関すること。
- (3) 本部長命令等（避難指示等を含む。）の伝達の総括に関すること。
- (4) 対策本部の配置及び調整に関すること。
- (5) 避難所開設・運営に係る職員の配置計画に関すること。
- (6) 避難所の開設状況並びに避難者の調査及び対応の総括に関すること。
- (7) 災害対策に係る予算措置に関すること
- (8) 気象情報及び気象通報に関すること。
- (9) 防災行政無線の運営に関すること。
- (10) アマチュア無線に関すること。
- (11) その他無線通信に関すること。
- (12) 災害時の班職員の把握及び他の班への職員の応援配備に関すること。
- (13) 災害状況の把握及び記録に関すること。
- (14) 関係機関との連絡の総括に関すること。
- (15) 職員の非常招集に関すること。
- (16) 自衛隊の出動要請に関すること。
- (17) 災害状況の国、県等への報告、要望等の取りまとめに関すること。
- (18) 国、県及び他市町村との相互支援の調整及び総括に関すること。
- (19) 報道機関等への情報の提供等情報の総括に関すること。
- (20) 災害見舞い及び視察者等の対応に関すること。

多良見地域対策部 森山地域対策部 飯盛地域対策部 高来地域対策部 小長井地域対策部	部 長	支所長
	副部長	地域総務課長

- (1) 地域対策部の総括に関すること。
- (2) 地域対策部会議に関すること。
- (3) 本部長命令等（避難指示等を含む。）の地域内伝達に関すること。
- (4) 地域内関係機関との連絡に関すること。
- (5) 地域対策部職員の非常招集に関すること。
- (6) 地域対策部の配置及び調整に関すること。
- (7) 地域内の災害状況の把握、記録及び危機管理部への報告に関すること。
- (8) 地域内の市民への警戒呼びかけ等広報に関すること。

- (9) 地域内の避難所の開設及び運営に関すること。
- (10) 地域内の住民及び関係機関に対する避難の誘導、避難情報の伝達に関すること。

企画財務対策部	部 長	企画財務部長
	副部長	企画財務部次長

記録伝達班	班 長	企画政策課長
	副班長	会計課長

- (1) 災害写真の撮影及び収集に関すること。
- (2) 市民への警戒呼びかけ等広報に関すること。
- (3) 災害時の出納に関すること。
- (4) 部設置条例第1条に掲げる企画財務部の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策に関すること。
- (5) 避難所の開設及び運営の協力応援に関すること。

支援対策班	班 長	財政課長
	副班長	契約課長

- (1) 自衛隊等他機関の受入れに関すること。
- (2) 国、県及び他市町村の支援受入れの具体化に関すること。
- (3) 支援受入れに必要な用品等の調査に関すること。
- (4) 各部又は各班で必要な用品の調達に関すること。
- (5) 救援物資の受付に関すること。
- (6) 災害用自動車の配車に関すること。
- (7) 避難所の開設及び運営の協力応援に関すること。

配給証明班	班 長	市民税課長
	副班長	資産税課長

- (1) 救援物資の保管及び配給に関すること。
- (2) 主用食糧の緊急配給に関すること。
- (3) 支援対策班との連絡調整に関すること。
- (4) 災害によるり災証明等の発行に関すること。
- (5) 家屋の被害状況の調査及び報告に関すること。
- (6) 災害による市税等の減免及び徴収猶予に関すること。
- (7) 避難所の開設及び運営の協力応援に関すること。

こども福祉対策部	部 長	こども福祉部長
	副部長	こども福祉部次長

市民生活班	班 長	地域福祉課長
	副班長	こども政策課長

- (1) 避難所（部設置条例第1条に掲げるこども福祉部（以下「こども福祉部」という）の所管する施設）の開設及び運営に関すること。

- (2) 災害応急復旧資金等のあっせんに関する事。
- (3) 義援金の配分に関する事。
- (4) 災害ボランティアセンターその他ボランティアの受入れ及び配置に関する事。
- (5) 行方不明者及びり災者の把握に関する事。
- (6) 要配慮者・避難行動要支援者等の生活状況の把握及び支援に関する事。
- (7) り災児の援護に関する事。
- (8) 死体の収容及び埋火葬処理に関する事。
- (9) こども福祉部の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策に関する事。

健康保険対策部	部 長	健康保険部長
	副部長	健康保険部次長

救護防疫班	班 長	健康推進課長
	副班長	介護保険課長

- (1) 一般社団法人諫早医師会との連絡調整に関する事。
- (2) 救護所の設置に関する事。
- (3) 医療救護班の編成及び派遣に関する事。
- (4) 災害時における食品衛生に関する事。
- (5) 被災地の防疫に関する事。
- (6) 薬品等の調達に関する事。
- (7) 医療機関の被害状況の調査及び報告に関する事。
- (8) 避難者等の健康指導、相談に関する事。
- (9) 避難所の開設及び運営の協力応援に関する事。
- (10) 部設置条例第 1 条に掲げる健康保険部の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策に関する事。

避難所対策班	班 長	保険年金課長
	副班長	地域包括ケア推進課長

- (1) 避難所の開設及び運営に関する事（他の班の所管に属する避難所を除く。）。
- (2) 炊き出しを必要とするり災者の調査並びに炊き出しの実施及びその給付に関する事。

地域政策対策部	部 長	地域政策部長
	副部長	地域政策部次長

地区対策班	班 長	地域振興課長
	副班長	移住定住推進課長、各出張所長

- (1) 避難所（部設置条例第 1 条に掲げる地域政策部（以下「地域政策部」という）の所管施設）の開設及び運営に関する事。
- (2) 住民及び関係機関に対する避難の誘導、避難情報の伝達に関する事（他の班の所管に属するものを除く。）。
- (3) 各出張所所管地区の被害状況の調査及び報告に関する事。

- (4) 対策本部との通信連絡に関する事。
- (5) 各出張所所管地区の関係団体との連絡調整に関する事。
- (6) 地域政策部の所管施設の利用者の避難に関する事。
- (7) 地域政策部の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策に関する事。

環境衛生班	班 長	環境政策課長
	副班長	生活安全交通課長

- (1) 環境衛生に関する事。
- (2) 地域の安全に関する事。
- (3) 被災地の清掃に関する事。
- (4) 災害廃棄物に関する事。
- (5) 漂流物に関する事。
- (6) 鉄道、路線バスその他の公共交通機関の被害の状況把握及び復旧見通しの調査に関する事。
- (7) 災害時における交通対策に関する事。
- (8) 民間車両の利用に関する事。
- (9) 避難所の開設及び運営の協力応援に関する事。

建設対策部	部 長	建設部長
	副部長	建設部次長

治水班	班 長	河川課長
	副班長	都市政策課長

- (1) 水防本部に関する事。
- (2) 内水排除等の治水対策に関する事（他の班の所管に属するものを除く。）。
- (3) 災害時における障害物等の除去に関する事（他の班の所管に属するものを除く。）。
- (4) 高潮対策に関する事。
- (5) 地すべり、がけ崩れ及び土石流対策に関する事。
- (6) 急傾斜崩壊危険区域の災害対策に関する事。
- (7) 河川、溝渠、水路及び樋管の災害復旧に関する事。
- (8) 港湾の被害状況の把握及び災害復旧に関する事。

道路班	班 長	道路課長
	副班長	用地課長

- (1) 災害時における障害物の除去に関する事。
- (2) 災害時における道路及び橋りょうの交通規制に関する事。
- (3) 道路及び橋りょうの災害復旧に関する事。
- (4) 国道、県道等の広域的被害の状況把握及び復旧見通しの調査に関する事。

ライフライン班	班 長	建築住宅課長
	副班長	開発支援課長

- (1) 災害救助法に基づく住宅の応急修理に関する事。
- (2) 災害住宅の建設に関する事。

- (3) 公共施設及び市営住宅の被害調査及び復旧に関すること(他の班の所管に属するものを除く。)
- (4) 被災建築物応急危険度判定等による被災建築物の被害状況の調査及び報告に関すること。
- (5) 被災宅地危険度判定等による被災宅地の被害状況の調査及び報告に関すること。
- (6) ガス、電気、電話通信網等の被害状況の把握及び復旧見通しの調査に関すること。
- (7) 公園の被害状況の調査、報告及びその対策に関すること。
- (8) 避難所(公園施設)の開設、管理及び誘導並びに避難者の調査及び対応に関すること。
- (9) 部設置条例第1条に掲げる建設部の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策に関すること。

農林水産対策部	部 長	農林水産部長
	副部長	農林水産部次長、農業委員会事務局長

農政班	班 長	農業振興課長
	副班長	地籍調査課長

- (1) 営農施設、畜産施設及び林野関係施設の被害状況の調査、報告及び復旧対策に関すること。
- (2) 農林水産物の被害状況の調査及び報告に関すること。
- (3) 農業共済に関すること。
- (4) り災農林水産業者の災害資金に関すること。
- (5) 部設置条例第1条に掲げる農林水産部(以下「農林水産部」という)の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策に関すること。

農水施設班	班 長	農地保全課長
	副班長	林務水産課長

- (1) 溜池及び樋門の巡視及び警戒に関すること。
- (2) 農業用施設及び水産施設の被害状況の調査、報告及びその復旧対策に関すること。
- (3) 内水排除等の治水対策に関すること(農林水産部の所管に属するもの。)
- (4) 漁港等の被害状況の調査及び復旧に関すること。
- (5) 林業用施設の被害状況の調査、報告及びその復旧対策に関すること。

上下水道対策部	部 長	上下水道局長
	副部長	上下水道局次長

給水班	班 長	水道課長
	副班長	経営管理課長

- (1) 飲料水及び生活用水の供給に関すること。
- (2) 上水道及び工業用水道の被害状況の調査、報告、応急修理等の対策に関すること。
- (3) 上水道及び工業用水道の復旧に関すること。
- (4) 簡易水道(組合営)及び飲料水供給施設の被害状況の調査及びその復旧に関すること。

- (5) 避難所の開設及び運営の協力応援にすること。

下水道班	班 長 下水道課長 副班長 下水道課長補佐
------	--------------------------

- (1) 下水道の被害状況の調査、報告及び復旧にすること。

教育対策部	部 長 教育長 副部長 教育次長
-------	---------------------

教育対策班	班 長 教育総務課長 副班長 学校教育課長生涯学習課長
-------	--------------------------------

- (1) 児童生徒の避難対策にすること。
- (2) 公立公民館の利用者の避難にすること。
- (3) 避難所（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に定める教育委員会（以下「教育委員会」という）の所管施設）の開設及び運営の協力応援にすること。
また、必要な教職員の動員にすること。
- (4) 応急教育施設対策にすること。
- (5) 児童生徒の授業の措置にすること。
- (6) 教科書のあっせん及び調達にすること。
- (7) 学用品の支給にすること。
- (8) 学校給食及び児童生徒の保健にすること。
- (9) 教育委員会の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策にすること。

経済交流対策部	部 長 経済交流部長 副部長 経済交流部次長
---------	---------------------------

経済交流班	班 長 商工観光課長 副班長 スポーツ振興課長
-------	----------------------------

- (1) 避難所（部設置条例第1条に掲げる経済交流部（以下「経済交流部」という）の所管施設）の開設及び運営にすること。
- (2) 商工業に係る被害状況の調査、報告及びその対策にすること。
- (3) り災商工業者の災害応急復旧資金等災害金融にすること。
- (4) 経済交流部の所管事項に係る被害状況の調査、報告及びその対策にすること。
- (5) 経済交流部の所管施設の利用者の避難にすること

諫早市消防団	消防団長 副団長
--------	-------------

- (1) 団員の非常招集及び非常配置にすること。
- (2) 災害の警戒及び予防にすること。
- (3) 避難の誘導及び罹災者の救助、救護にすること。
- (4) 行方不明者及び死体の捜索にすること。

- (5) 被災地の障害物除去に関すること。
- (6) 被害の緊急復旧に関すること。
- (7) 県央地域広域市町村圏組合との連携に関すること。

県央地域広域市町村圏組合	諫早消防署長 諫早消防署副署長
--------------	--------------------

- (1) 消防職員の非常招集及び非常配置に関すること。
- (2) 被害の警戒及び予防に関すること。
- (3) 避難の誘導及び罹災者の救助、救護に関すること。
- (4) 行方不明者の捜索に関すること。
- (5) 被災地の障害物除去に関すること。
- (6) 被害の緊急復旧に関すること。
- (7) 消防団との連携に関すること。

情報連絡室・災害警戒本部（水防本部）設置時の連絡機関等

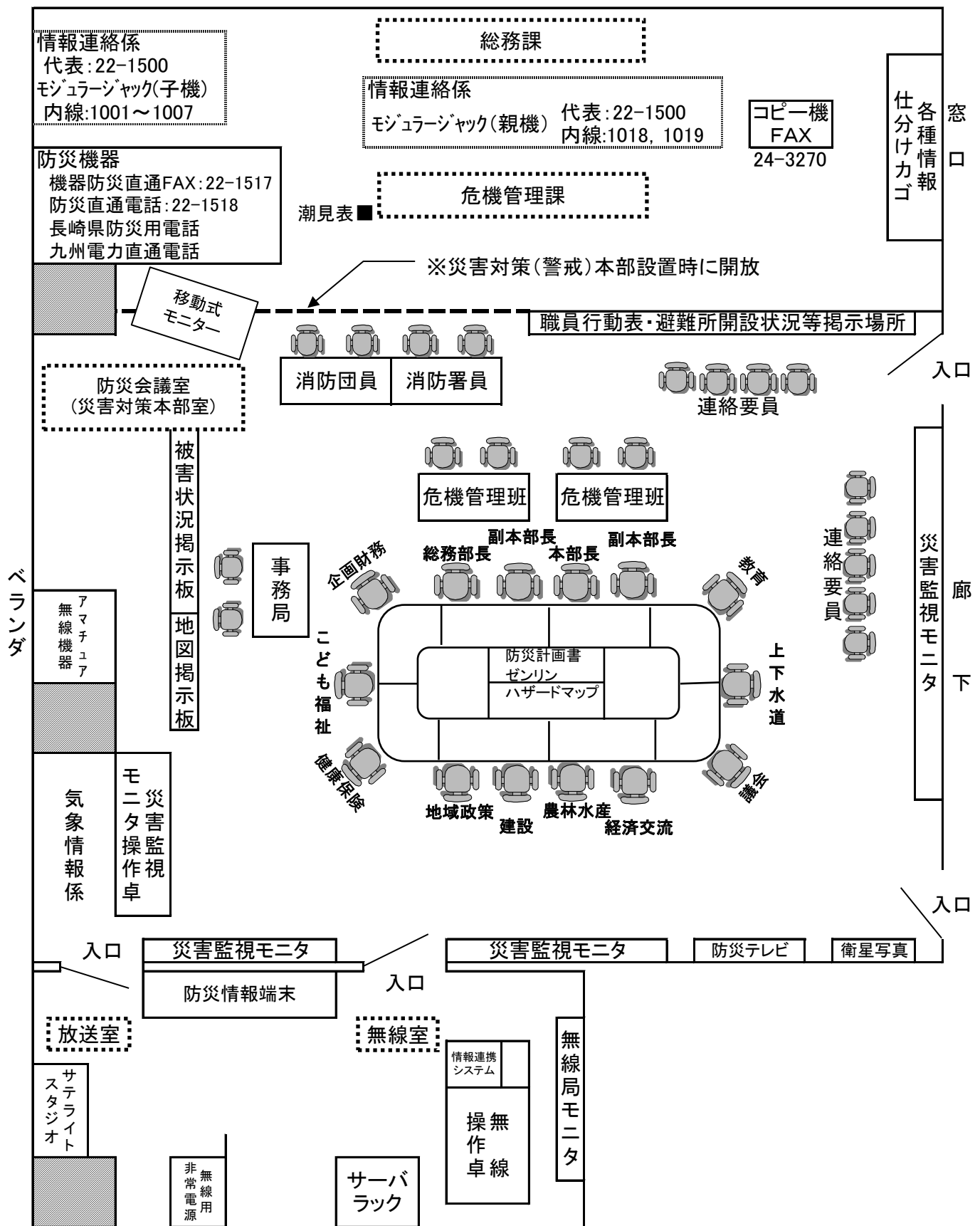
連 絡 先		電話番号	FAX番号
長崎県県央振興局(管理部総務課)	永昌東町 25-8	22-1334	23-6035
諫早消防署	鷺崎町 221-1	22-0119	22-0977
県央地域広域市町村圏組合消防本部通信指令センター	鷺崎町 221-1	24-6500	23-0159
諫早市消防団(危機管理課)	東小路町 7-1	22-1500	
諫早警察署	小船越町 1036-1	22-0110	22-0110
九州農政局北部九州土地改良調査事務所(環境調整課)	高来町金崎 149-6	27-7510	27-7511
国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所	長崎市宿町 316-1	095-839-9211	095-839-9498
国土交通省九州地方整備局 長崎河川国道事務所諫早出張所	八天町 20-15	22-1356	22-1357
陸上自衛隊第16普通科連隊本部第3科(大村駐屯地)	大村市西乾馬場町 416	52-2131 (内線236・238)	52-2131 (時間外:P15 参照)
NHK 記者	諫早市上町 4-3	21-1630	21-1481
NHK ニュース	長崎市西坂町 1-1	095-821-3121	095-826-9156
NBC 報道部	長崎市上町 1-35	095-820-1041	095-821-6599
KTN 報道部	長崎市金屋町 1-7	095-827-8980	095-824-1099
NCC 報道制作局	長崎市茂里町 3-2	095-843-6458	095-843-6756
NIB 報道部	長崎市出島町 11-1	095-820-3001	095-820-3208
エフエム長崎 報道部	長崎市栄町 5-5	095-828-2020	095-828-2777
諫早ケーブルメディア	福田町 18-23	22-1193	23-5071
エフエム諫早	宇都町 29-1	27-0771	27-0840
朝日新聞	八天町 21-19	22-0521	24-3807
長崎新聞	天満町 22-13	22-0118	22-4297
西日本新聞	原口町 668-3	22-0496	22-0494
毎日新聞	宇都町 2-17-2	22-2590	22-2690
読売新聞	栄町 2-11	35-5711	35-5712
共同通信社	長崎市茂里町 3-1	095-844-6111	095-844-6211
自衛隊長崎地方協力本部諫早地域事務所	東小路町 5-17	22-4455	22-4455
諫早市社会福祉協議会	新道町 948	24-5100	24-5101
(一社)長崎県建設業協会諫早支部	天満町 37-16	22-1282	23-7589
多良見支所	多良見町化屋 1800	43-1111	43-2072
森山支所	森山町本村 1300	36-1111	36-2504
飯盛支所	飯盛町開 1929-3	48-1111	48-1405
高来支所	高来町三部壺 528	32-2111	32-3235
小長井支所	小長井町小川原浦 500	34-2111	34-2335
小栗出張所	小川町 1222	22-1533	24-0370
小野出張所	黒崎町 181-2	22-0264	24-0483
有喜出張所	有喜町 488	28-2001	28-2067
真津山出張所	山川町 1-3	26-1500	26-1803
本野出張所	上大渡野町 2-1	26-0270	26-2513
長田出張所	長田町 2394-2	23-9024	23-9647

災害対策本部設置時の連絡機関等（前表からの追加連絡機関）

連 絡 先		電話番号	FAX番号
農林水産省九州農政局 (長崎県拠点)	長崎市岩川町 16-16	095-845-7121	095-845-7179
県央振興局保健部 (県央保健所)	栄田町 26-49	26-3304	26-9870
県交通局諫早営業所	貝津町 1492-1	26-3080	26-6253
諫早医師会	永昌町 23-23	25-2111	25-3100
諫早市歯科医師会	東本町 1-14 中川ビル 302 号	24-3576	22-7991
諫早市薬剤師会	永昌町 12-7	27-1127	27-1131
長崎県看護協会	永昌町 23-6	49-8050	49-8056
日本郵便(株)諫早郵便局	八坂町 1-7	22-0480	24-5205
九州旅客鉄道(株)諫早駅	永昌町 1-1	080-7408-4308	26-1790
九州電力送配電(株) 大村配電事業所	大村市東三城町 13	0800-777-9422	52-7966
九州電力(株)大村営業センター	大村市東三城町 13	0120-761-372	
NTT西日本(株)長崎支店	長崎市金屋町 4-15	095-893-8059	095-811-7811
島原鉄道(株)島鉄バス諫早営業所	天満町 1594-2	22-9487	46-6873
西日本高速道路(株)九州支社 長崎高速道路事務所	貝津町 1008	26-0011	26-6510
九州ガス株式会社	幸町 1-23	22-3320	23-8548
陸上自衛隊竹松駐屯部隊	大村市富の原 1-1000	52-3141	52-3141
海上自衛隊第22航空群	大村市今津町 10	52-3131	52-3131
長崎海上保安部	長崎市松が枝町 7-29	095-827-5134	095-822-0673
長崎地方气象台	長崎市南山手町 11-51	095-811-4862	095-822-4285
日本赤十字社長崎県支部	長崎市茂里町 3-15	095-846-0680	095-846-0681
諫早市自治会連合会 (地域振興課)	東小路町 7-1	22-1500	
諫早市連合婦人会 (生涯学習課)	東小路町 7-1	22-1500	
長崎県LPガス協会諫早支部 (有)エム・ティー・ガスサービス)	幸町 40-20	22-5353	22-4139
諫早市タクシー協会 (有)小野タクシー)	宗方町 193-1	22-2330	
諫早電気工事業協同組合	八天町 14-13	22-5207	23-2148
長崎県土地家屋調査士会	長崎市桜町 7-6-101 号	095-828-0009	095-828-2629

別表3

災害対策本部室(配置図)



※ 災害警戒本部及び対策本部は市役所内防災会議室に設置することとするが、災害等やむを得ない事情により防災会議室を使用することができない場合は「諫早市健康福祉センター」内の多目的ホールに設置することとする。

第3節 要員配備計画

この要員配備計画により、各部各班長はあらかじめ要員を指名しておくとともに、所属職員の応急措置に関する担当事務を定め、所属職員に周知徹底し、市長（本部長）又は上司の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。

1 配備要員

- (1) 動員は、災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合において、本市に及ぼす影響及び災害の規模によって異なるものとする。

即ち、人員配置については、次の6段階によることとする。

	情報連絡室	各種警戒警報が発表されたとき及びそれに相当する事象が生じた場合
平常 災害	第1号配備 (災害警戒本部)	気象情報等により、災害の発生が予測され、情報収集、伝達及び連絡を円滑に実施しながら、警戒を必要とする場合
	第2号配備 (災害警戒本部)	気象情報の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制が必要と本部長が判断した場合
	第3号配備 (災害対策本部)	気象状況の悪化により災害の発生が予測される場合並びに地震、事故等の発生により、災害対策本部の設置が必要と本部長が判断した場合
	第4号配備 (災害対策本部)	相当規模の災害が発生した場合並びに重大な災害の発生が確実と本部長が判断した場合
非常 災害	第5号配備 (災害対策本部)	重大な災害が発生し、ライフラインの途絶等で平常の市民生活が困難な場合

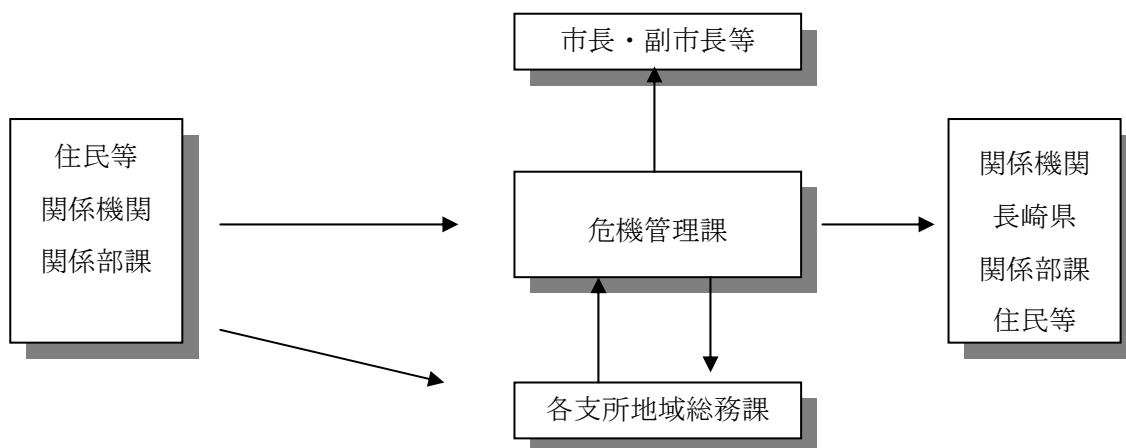
資料編の諫早市災害対策本部標準配備表によって、要員計画をたてるものとし、職員は、災害が発生した際には、速やかに所属の上司と連絡をとり又は指示がなくとも自らの判断で参集し応急対策に従事するものとする。

(2) 職員の配備

気象台及び防災関係各機関等から、災害が発生し、又は発生が予想される情報を入手し、職員の配置が必要と認められた場合の担当者の措置方法、報告、指示伝達の経路等について具体的に定めておくものとする。

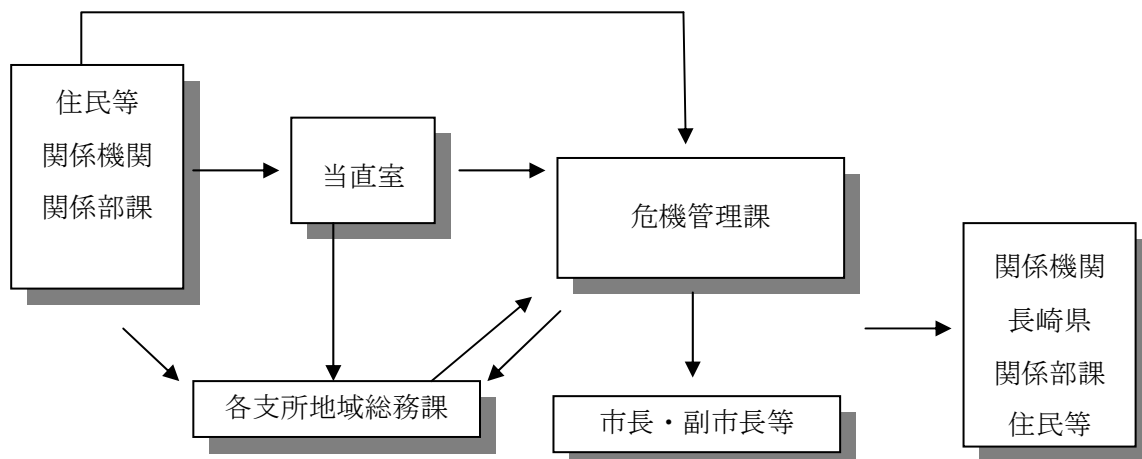
ア 勤務時間内の配置

災害に関する情報の受領責任者、報告、指揮、命令の経路及び伝達方法について定めておくものとする。



イ 休日又は勤務時間外における配置

災害に関する情報又は通報の受領者の責務、要員に関する非常連絡系統の整備、動員指令の迅速な伝達方法等について定め、必要に応じて各担当職員をただちに動員できるよう措置しておくものとする。なお、動員指令の伝達方法については、不測の事態に備えて数種の経路を設定するなど、最善の対策をとるよう配慮するものとする。



ウ 職員の応援

災害応急対策を総合的に実施するため、本部長は、災害の状況及び応急措置の推移等により各部の業務の実態に応じて、相互に応援、協力体制をとるものとする。

また、配備体制の要員数は目安として定めており、災害の状況により、必要な配備数については、本部長の判断とする。

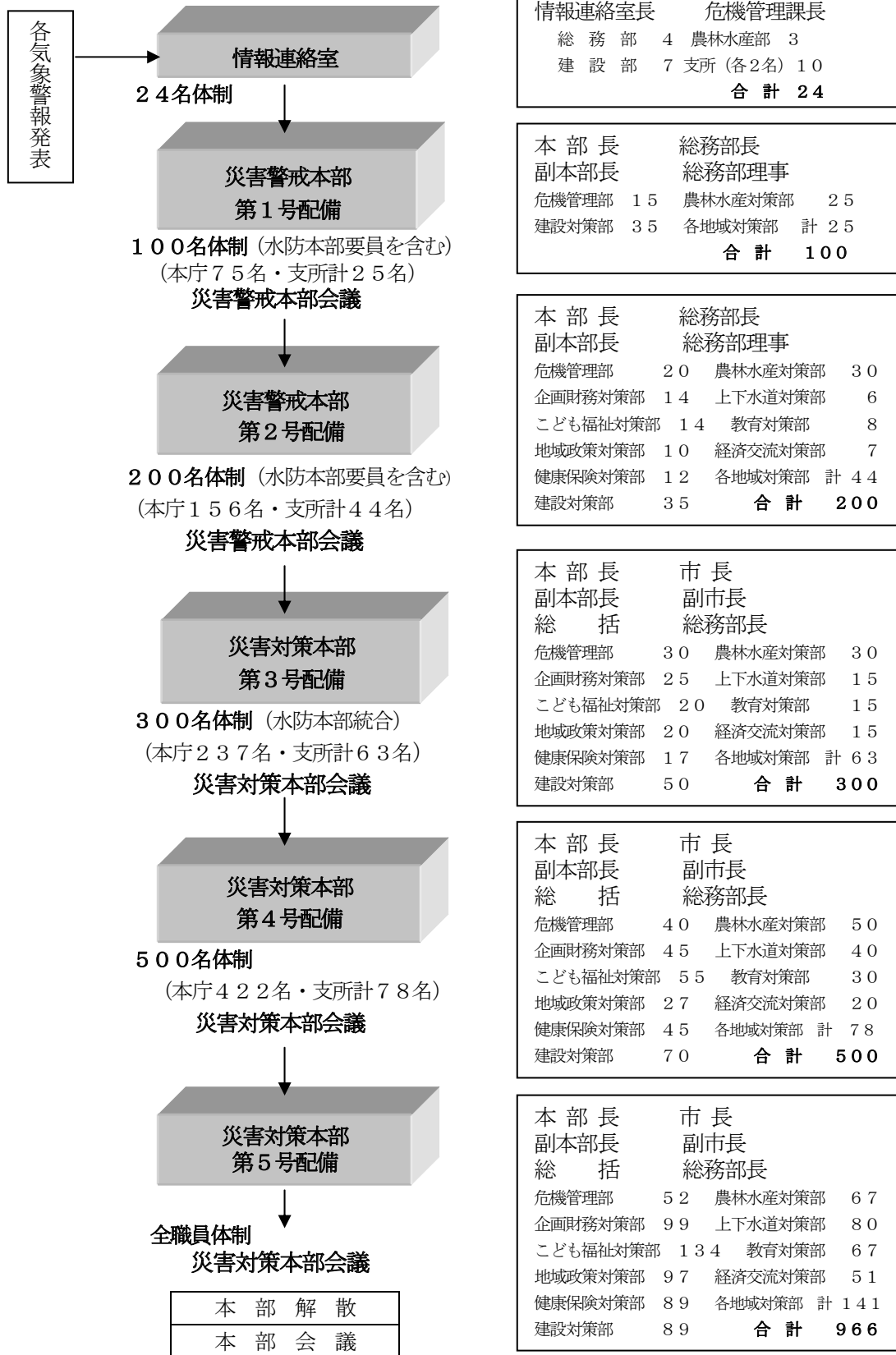
エ 職員の非常登庁

(ア) 職員に対し、休日又は勤務時間外であっても、配備体制の基準に該当する災害が発生し、又発生が予想される事態を察知した場合の職員のとるべき措置について定め、趣旨の徹底をはかっておくものとする。

(イ) 職員は、非常登庁時において、交通機関の途絶等で本庁への登庁が困難と判断した場合は、最寄りの支所又は出張所に登所し、指示を受け、災害対策活動に従事するものとする。

災害対策配備フロー

令和8年4月1日現在



- ◎ 各本部の解散及び配備体制の増強、縮小については本部長の判断による。
- ◎ 通常の業務で災害対策が行えると判断される場合には、本部は速やかに解散するものとする。

2 災害警戒と災害発生時の対応組織

(1) 情報連絡室の設置

ア 長崎地方気象台及び気象庁本庁から気象警報等が発表された場合、N T T及び長崎県から「気象伝達に関する計画」に記載されている「気象警報等の伝達系統図」により情報がもたらされる。

この場合は、同時刻に本庁危機管理課に情報連絡室を設置し情報収集に努める。なお、警報等により災害の発生が予測される時は、情報連絡室を設置せず災害警戒本部を設置する場合もある。

情報連絡室配備体制

情 報 連 絡 室	
室長 総務部危機管理課長	
総 務 部	4 名
建 設 部	7 名
農林水産部・農業委員会	3 名
支所（各 2 名）	1 0 名
計	2 4 名

(2) 災害警戒本部の設置

ア 気象情報等により災害発生が予測される時は、総務部長を本部長とする諫早市災害警戒本部を設置する。

なお、災害の規模、状況により、関係各課の職員をもって、情報の収集、伝達及び連絡を円滑に実施する体制の第 1 号配備と事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置できる体制の第 2 号配備に区分するものとし、その決定は本部長が行う。

併せて、必要に応じ、各支所に支所長を部長とする地域対策部を設置する。

災害警戒本部は、関係機関及び民間の協力を得て災害情報の収集、応急対策などを行う。

イ 洪水、津波または高潮が予想される場合、水防法による諫早市水防本部も原則として災害警戒本部と同時期に設置するものとし、災害警戒本部と連携して警戒にあたる。この場合 2 つの組織が同時に活動するものとするが、組織の総括は災害警戒本部長が行う。

① 警戒本部組織

第1・2号配備（資料編の標準配備表参照）

第1号配備（災害警戒本部）		第2号配備（災害警戒本部）	
本部長 副本部長		総務部長 総務部理事	
本部員	建設部長	本部員	教育長
	農林水産部長		上下水道局長 議会事務局長 その他部長
本部要員	100名	本部要員	200名
本庁	75名	本庁	150名
総務部	15名	支所計	50名
建設部	35名		
農林水産部	25名		
支所計	25名		

② 警戒本部の設置基準

- a 洪水が予想される場合は、市水防計画に定める水防警報を行う河川の水位が水防団待機水位に達した場合

観測場所	水防団待機水位
裏山橋	1.70m
不知火橋	4.00m
埋津橋	2.50m

- b 台風の場合は、強風域に入っている場合で、暴風域に入る確率が高い場合

- c 地震の場合は、次のいずれかに該当する場合

- 1) 震度4の地震が発生した場合（情報連絡室）
- 2) 津波注意報が発表された場合（第1号配備）
- 3) 震度5弱の地震が発生した場合（第2号配備）

- d 警報（大雪、暴風雪）及び注意報（大雪、着雪、低温）が発表され、市民生活に影響をきたす恐れがある場合

- e 現に災害は起こっていないが、災害を予測される自然現象等がある場合

- f 長期予報等で干害等が予想される場合

ウ 設置基準は以上のとおりとするが、潮位の状況、進路予測、地震発生直後の各地域の状況など各種の情報により総務部長が、市長の指揮を受け決定する。

エ 標準配備は資料編の配備表のとおりとするが、予測される災害の状況は個々に異なるので本部長は各部の編成及び人員配置について状況に応じて柔軟に対応するものとする。

オ 警戒本部を設置した場合は、あらかじめ定める連絡機関に速やかに報告するものとする。

カ 必要がある場合、消防団はあらかじめ定めてある警戒出動を行う。

(3) 災害対策本部の設置

ア 災害が発生又は災害の発生の恐れが非常に強く、警戒本部での対応が困難と判断される場合は、災害対策基本法に基づき、市長を本部長とする諫早市災害対策本部を設置する。

なお、災害の規模、状況により配備体制を第3号配備、第4号配備、第5号配備に区分するものとし、その決定は本部長が行う。

① 対策本部組織

第3・4号配備（資料編の標準配備表参照）

第3号配備（災害対策本部）		第4号配備（災害対策本部）	
本部長 副本部長		市長 副市長	
本部員		教育長 上下水道局長 議会事務局長 各部長 消防団長	
本部要員	300名	本部要員	500名
本庁	225名	本庁	400名
支所計	75名	支所計	100名

② 対策本部の設置基準

a 洪水が予想される場合は、市水防計画に定める水防警報を行う河川の水位が氾濫注意水位に達した場合

観測場所	氾濫注意水位	洪水予報	水位情報	計画高水位 (参考)
裏山橋	2.70m	本明川レベル2 氾濫注意報	—	4.80m
不知火橋	4.50m		—	5.20m
埋津橋	3.50m		半造川レベル2 氾濫注意報	5.00m

b 台風の場合は、暴風域に入ったと予測される場合

c 震度5強以上の地震が発生した場合

d レベル4危険警報（警戒レベル4相当情報）が発表された場合（大雨・土砂災害・高潮）

e 気象特別警報（暴風・暴風雪・大雪・波浪）が発表された場合

f 大規模事故、竜巻、噴火等で災害が発生、又は発生する可能性が非常に大きい場合

g 干害等で市民生活に重大な影響をきたす恐れがある場合

③ 標準配備は資料編の配備表のとおりとするが、予測される災害の状況は個々に異なるので、本部長は各部の編成及び人員配置について状況により柔軟に対応するものとする。

④ 対策本部を設置した場合は、あらかじめ定める連絡機関に速やかに報告するものとする。

⑤ 状況により全消防団員が出動する。（干害等を除く）

イ 非常災害発生の時

第5号配備は、非常事態とみられる場合の配備であり、全職員が災害対策にあたるものとし、原則としてライフラインの途絶などにより、平常の市民生活が困難であると判断される時に発令される。

第5号配備（資料編の標準配備表参照）

第5号配備（災害対策本部）	
本部長 副本部長	市長 副市長
本部員	教育長 上下水道局長 議会事務局長 各部長 消防団長
本部要員	全職員

- ① この場合の体制は、資料編の配備表のとおりとするが、災害の種類、規模により人員配備を変更する。
- ② 職員は地震、台風、洪水、大規模事故等で甚大な被害を受けたと予想される情報に接した場合には、災害対策本部の指示がなくとも、第5号配備が発令されたものとして指示を待たず昼夜に係わらず全員登庁するものとする。
 - a ライフラインの途絶がみられる場合
 - b 異常な事態が発生したと予想される場合
 - c 地震で震度6強以上など、大規模災害が発生したと予想される場合
- ③ この場合、全職員が災害対策本部要員となり、通常の事務分掌の用務については、本部長が必要な要員を配置する。
- ④ 全消防団員は出動する。

◆災害対策本部等設置基準一覧（洪水対策）

設置基準等	情報連絡室	災害警戒本部 (1,2号配備)	災害対策本部 (3号配備)	災害対策本部 (4号配備)
気象予報	レベル3 大雨警報			
河川水位 (裏山橋)		水防団待機水位 1.70m	氾濫注意水位 2.70m	避難判断水位 3.00m に達し、氾濫危険水位 3.70m に達するおそれがある場合
洪水予報 (本明川)			本明川レベル2 氾濫注意報	本明川レベル3 氾濫警報
河川水位 (埋津)		水防団待機水位 2.50m	氾濫注意水位 3.50m	避難判断水位 3.60m に達し、氾濫危険水位 4.30m に達するおそれがある場合
水位情報 (半造川)			半造川レベル2 氾濫注意報	半造川レベル3 氾濫警報

第4節 災害情報収集・伝達及び通信計画

災害関係の情報収集及び災害応急対策に必要な指揮命令の伝達を迅速かつ確実に行うため、おむね次の事項について実施する。

各種災害の発生が予測されるとき市本部は、電話、防災行政無線等によってそれぞれの機関に伝達する。伝達を受けた機関は、広報車及び市内有線放送等適宜の方法によって、できるだけ速く、一般住民に周知する。

1 被害者報告取扱

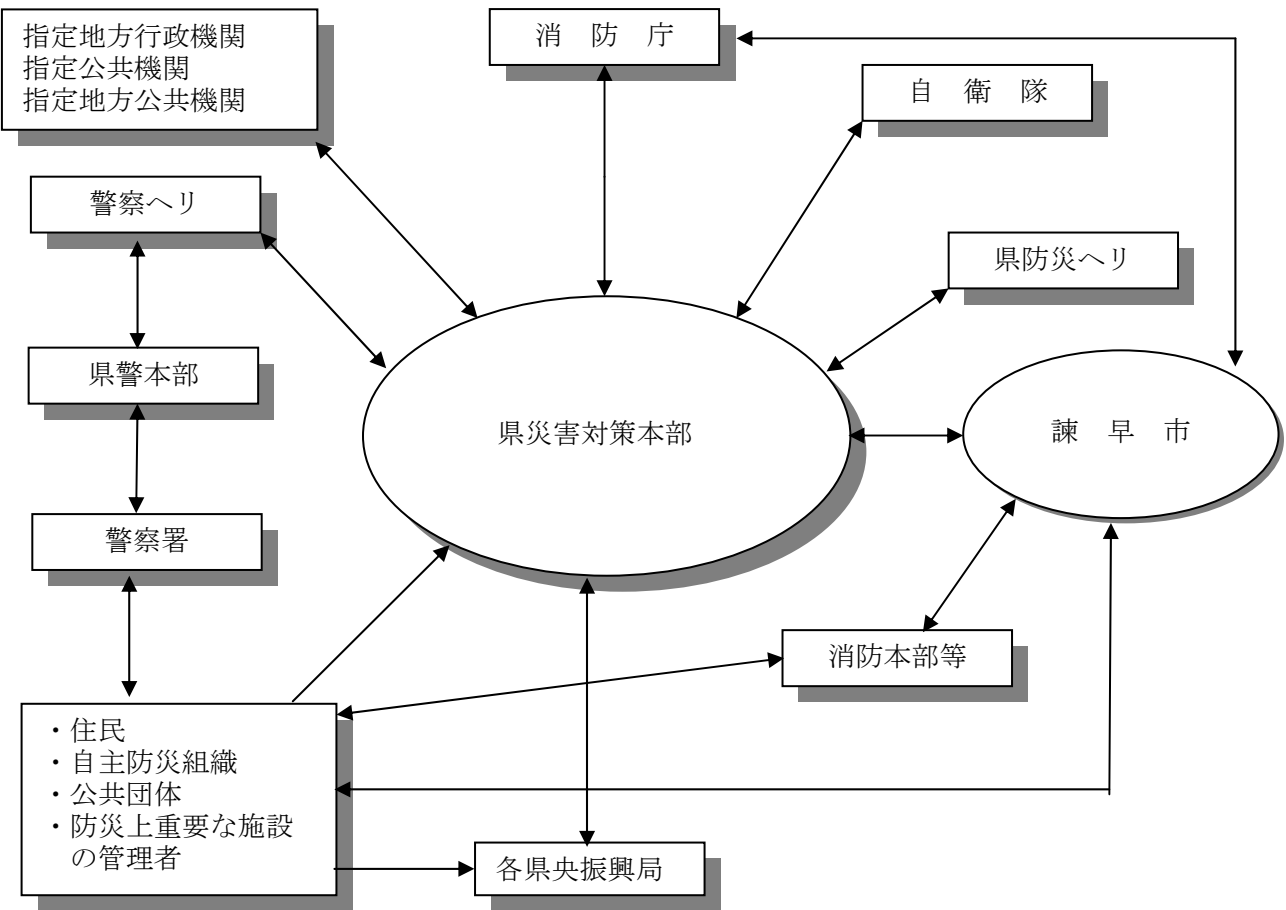
本計画は、災害対策基本法および他の法令等の規定に基づく災害情報の収集並びに被害報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについて定めるものとする。

市長は、管内の被害報告等を収集し、県その他の関係機関に通報又は報告を行うものとする。

(1) 防災関係機関等

市内における公共的団体、防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関等」という。）は、当該所管に係る被害者報告等の収集を行うとともに、市、その他関係機関に通報又は報告を行うものとする。

総括的な災害情報収集系統図



(2) 被害等の調査

① 市機関

ア 被害等の調査は、迅速に行うものとするが、市単独での調査が困難又は不可能な場合においては、県等の地方機関及び防災関係機関等の応援を得て行うものとする。

イ 被害等の調査にあたっては調査脱漏、重複調査等のないよう留意するものとする。

ウ 罹災世帯、人員数等についての調査は、現地調査のほか、住民登録等と照合し、的確を期するものとする。

エ 災害情報速報表及び災害情報連絡表兼指示伺は別紙のとおりとする。

(罹災証明については、第4章第16節「被災者支援に関する計画」を参照)

② 防災関係機関等

防災関係機関等における被害等の調査は、各機関等の必要な事項に基づいて、それぞれの機関等において行うものとする。又、市から応援の要請があった場合は、つとめてこれに応ずるものとする。

③ 被害状況等の報告

被害状況等の報告は、被害報告の要領に基づいて行うものとする。

2 非常無線通信の運用

無線局は平常、免許状に記載された目的又は相手方若しくは通信事項の範囲を越えて運用することは許されない。ただし、地震、台風、洪水、津波、火災、暴動その他非常の事態が発生し又は発生するおそれがあり、有線通信を利用することが出来ないか又は利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のためにする通信は行うことが出来る。(電波法第52条)

(1) 非常無線の内容等

ア 人命の救助に関するもの

イ 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他災害の状況に関するもの

ウ 電波法第74条実施の指令及びその他の指令

エ 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料

オ 非常事態に際しての事態収拾、復旧、交通制限、その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

カ 暴動に関する情報、連絡及びその緊急措置に関するもの

キ 遭難者の救護に関するもの

ク 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

ケ 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は、障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの

コ 災害対策機関相互間に発受する災害救援、その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達配分、輸送等に関するもの

サ 災害救助法第24条の規定に基づき、都道府県から医療、土木建築工事又は、輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(2) 非常無線通信の利用

無線局の免許人みずからが発受するほか、次の者からの依頼に応じて取扱うものとする。

なお、頼信する際は「ヒゼウ」の表示をして差出すものとする。

ア 市役所

イ 中央防災会議及び同事務局並びに非常対策本部、地方防災会議及び災害対策本部

ウ 日本赤十字社

エ 全国都市消防長会

オ 電力会社

カ 地方鉄道会社

なお、無線局を免許人において、上記各記号以外の者から人命救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関するものを依頼された場合はこれに応ずるものとする。

(3) 非常無線通信を行う機関

ア 公衆通信 : 日常使用しているNTT西日本㈱等扱いのもの

イ 防災行政無線 : 防災行政無線基地局相互間及び移動無線

ウ 消防通信 : 消防署、関係機関との有線及び消防署相互の無線

エ 警察通信 : 警察本部、警察署、交番、駐在所相互間の有線及び無線

オ 電力通信 : 営業所、発電所間の有線及び移動無線

カ 鉄道通信 : 各駅間の有線、無線及び移動無線

キ 漁業無線 : 漁業無線局相互間及び漁業基地局、漁船局の無線

ク 海上保安庁無線 : 所属無線局相互間及び所属船艇との無線

ケ アマチュア無線 : アマチュア局相互間の無線

コ 水防・道路用無線 : 国土交通省各機関相互の無線通信系統及び移動無線

サ その他 : 気象無線、検察庁及びNHK、NBC、KTN、NCC、NIB、FM長崎、FMいさはや、諫早ケーブルメディア等放送機関の有線・無線、船舶無線、タクシー無線等

災 害 情 報 受 信 票 (A-1)

月 日 危機管理課第 号

[部・局宛]

災害対策本部→担当部局 (コピー)

受信年月日	年 月 日 () 時 分 (電話・その他)										
通 報 者	住 所										
	氏 名		電話番号								
受 信 者	所 属	課 室	氏 名	内線 ()							
通報の概要	人的被害: ☐ 無 ☐ 有										
	<table border="1"> <tr> <td>住 所</td> <td>町 番地 番 号</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td>1 軽傷 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明</td> <td>収容先</td> <td></td> </tr> </table>				住 所	町 番地 番 号	氏 名		内 容	1 軽傷 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明	収容先
住 所	町 番地 番 号	氏 名									
内 容	1 軽傷 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明	収容先									
対応状況	その他被害 発生日時: _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分頃 発生場所: _____ 町 _____ 番地 _____ 付近 発生原因: _____ _____ 被害内容: _____ _____										
	(通報者に伝えた内容) ☐ 現場確認指示 (担当課へ) ☐ 経 過 観 察 ☐ そ の 他 _____ _____										

災 害 情 報 受 信 票 (A-2)

[部・局 第 号]

担当部局→災害対策本部 (コピー)

受信年月日	年 月 日 () 時 分 (電話・その他)										
通 報 者	住 所										
	氏 名		電話番号								
受 信 者	所 属	課 室	氏 名	内線 ()							
通報の概要	人的被害: ☐ 無 ☐ 有										
	<table border="1"> <tr> <td>住 所</td> <td>町 番 地 号</td> <td>氏 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>内 容</td> <td> 1 軽傷 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明 </td> <td>収容先</td> <td></td> </tr> </table>				住 所	町 番 地 号	氏 名		内 容	1 軽傷 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明	収容先
住 所	町 番 地 号	氏 名									
内 容	1 軽傷 2 中傷等 3 重症 4 死亡 5 行方不明	収容先									
対応状況	その他の被害 発生日時: _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分頃 発生場所: _____ 町 _____ 番地 _____ 付近 発生原因: _____ _____ 被害内容: _____ _____										
	(通報者に伝えた内容) ☐ 現 場 確 認 ☐ 経 過 観 察 ☐ そ の 他 _____ _____										

※文書番号は、1つの事案に対して (A) (B) (C) とともに共通の番号を用いること。

被害状況調査報告書(B)

[部・局 第 号]

担当部局→災害対策本部

確認年月日	年 月 日 () 時 分頃		
確認現場	町 番地 付近		
担当者	課 室	氏 名	内線 ()
被害種別	☐ 人的被害 名 (うち死亡 名、重傷 名、中傷等 名、軽傷 名) ☐ 道路被害(路肩・法面・その他_____) ☐ 河川・用排水路被害 ☐ 建物被害 戸 (一部損壊 戸、半壊 戸、全壊 戸、半壊 戸) (浸水被害: 床上浸水 戸、床下浸水 戸) ☐ 山・崖崩れ ☐ ライフライン被害(電気・水道・下水道・ガス・電話) ☐ 田畑被害 ☐ その他 ()		
被害の概要	_____ _____ _____ _____ _____		
担当者意見	☐ 市による対応が至急必要 ☐ 被災者等による自力復旧が可能 ☐ その他 ()		

※文書番号は、1つの事案に対して(A)(B)(C)ともに共通の番号を用いること。

市長	副市長	副市長	総務部長	同次長	危機管理 課長	同補佐	同主任	同担当

指 示 欄	☐ 緊急対策費で措置 () ☐ 別途措置 ()
-------	---

応急対策指示書（C）

[部・局 第 号]

担当部長	担当課長	主 任	担当者

下記業務について、緊急対策費により処理してよろしいか伺います。

発議年月日	年 月 日 ()			
担当者	所 属	課 室	氏 名	内線 ()
被害種別	☐ 道路被害 (路肩・法面・その他 ()) ☐ 河川・用排水路の被害 ☐ 橋梁被害 (一部損壊・半壊・全壊) ☐ 建物被害 _____ 戸 (一部損壊・半壊・全壊・床上浸水・床下浸水) ☐ 山・崖崩れ ☐ ライフライン (電気・水道・下水道・ガス・電話) ☐ 田畑被害 ☐ その他 ()			
業務内容 : _____				

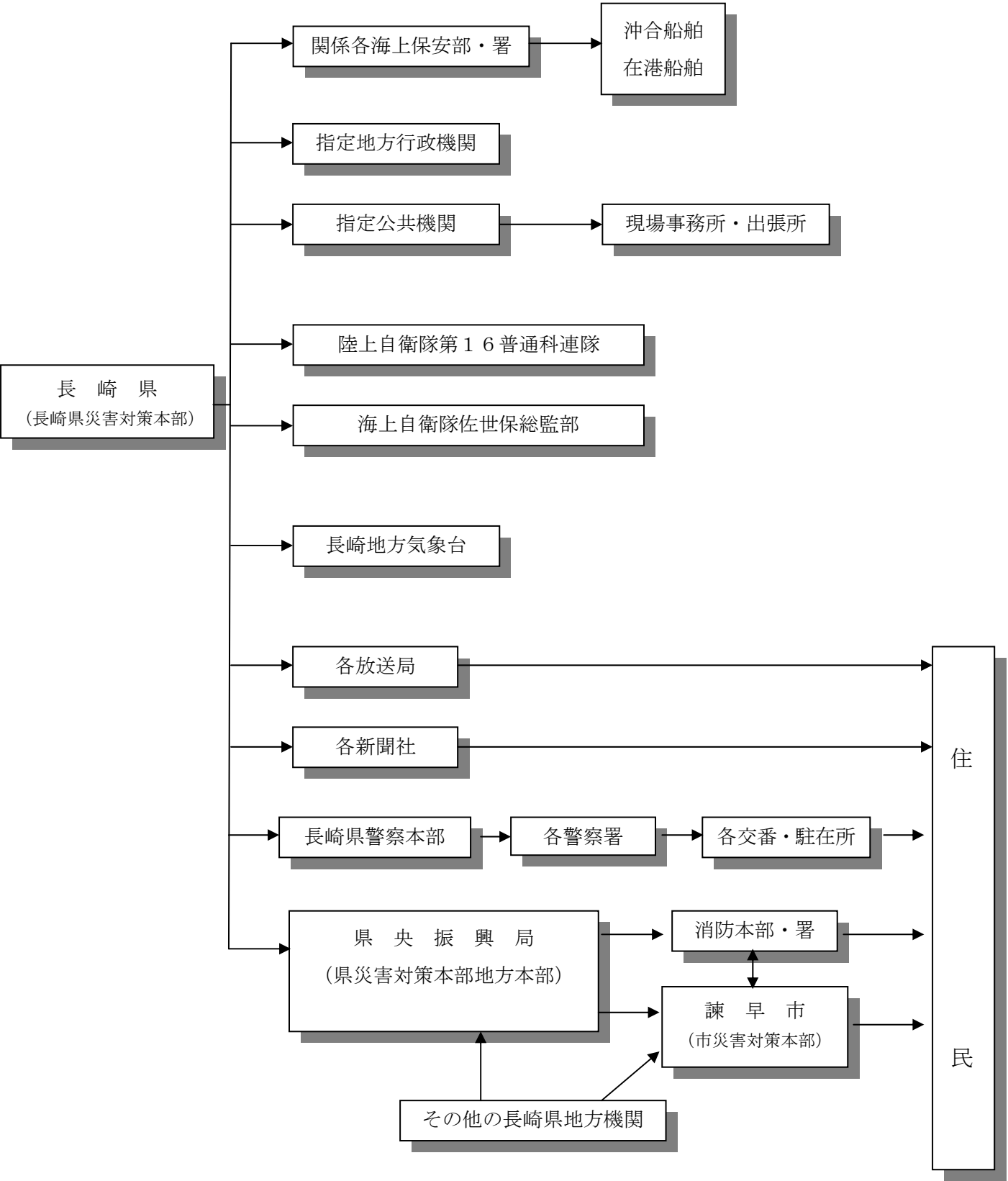
概算額 _____ 円				

(注意) 本書には、被害状況報告書（B）の写し、地図（ゼンリン等）及び現況写真（インスタント可）を添付のこと。

[本書の流れ]

担当課（決裁後）→危機管理課（指示決裁後）→担当課（業務終了後）→危機管理課

長崎県の災害対策伝達系統図



非 常 通 報 の 頼 信

最も近い無線局または付近の無線車（消防車、無線ジープ、パトカー、タクシー等）の移動局を利用して頼信することになるが、平素から無線局の所在地及び無線車の所在をよく知っておき、災害時には如何なるときでも利用できるように、予め十分な連絡をしておく必要がある。

無 線 局 名

免 許 人	設 置 場 所	受 付 所	電 話
九州旅客鉄道	諫早市永昌町1番1号	諫早駅構内無線室	080-7408-4308
九州電力送配電	大村市東三城町13番地	大村配電事業所	0800-777-9422
警 察 署	諫早市小船越町1036番地1	諫早警察署	22-0110
水 防	諫早市永昌東町25番8号	長崎県県央振興局	22-0010
九 整	諫早市八天町20番15号	長崎河川国道事務所 諫早出張所	22-1356
消 防 本 部	諫早市鷺崎町221番地1	県央地域広域市町村 圏組合消防本部	23-0119
市 役 所	諫早市東小路町7番1号	諫早市役所	22-1500

第5節 災害広報計画

災害広報計画は、報道機関に対する情報発表と、直接市民に対する広報活動を行うための計画であるが、災害時の広報については、とくに被災住民の動揺に対する考慮が必要であり、おおむね次に掲げる事項の対策を講ずる。

1 広報活動の強化

災害関係の広報及び災害写真の撮影収集をするため広報器材の整備を図る。

2 報道機関に対する情報発表

市内全般の災害状況及び緊急応急対策などについて、危機管理課長が広報責任者となって、市の応急対策の状況を的確迅速に報道機関に発表する。

3 市民に対する広報の方法と内容

(1) 市民に対する対策等の周知事項

- ア 正確な災害の規模、被害状況や気象の状況及び今後の動向
- イ 避難場所、経路、方法等
- ウ 災害救助及び応急対策
- エ 飲料水の適否、非常食糧の確保
- オ 家屋の補修、その他具体的な措置方法
- カ 交通の状況
- キ 火気の始末
- ク 身の回り品及び貴重品の始末、犯罪発生の未然防止

(2) 市民に対しての対策等の周知方法

災害時における市民に対しての必要な情報、注意事項及び対策等についての周知徹底は、次に掲げる各種の方法により行う。

- ア 報道機関（新聞・テレビ・ラジオ等）に対しての公表あるいは依頼又は要請
 - ・FM諫早については協定に基づき随時災害情報の放送を実施
 - ・諫早ケーブルメディア及び長崎放送についてはデータ放送にて防災情報表示
- イ 市報、ポスター、ちらし等の印刷物の発行配布
- ウ 広報スピーカー付き公用車等の機動力による現地広報
- エ 防災行政無線、有線放送施設、SNS等の利活用
- オ 緊急告知防災ラジオの活用
- カ 緊急速報メールの活用（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル）

4 中央その他関係機関への広報

災害の規模あるいは特異性に応じ、必要のある場合は、国、県その他関係機関に対し、被害状況及び災害状況並びに災害写真等の災害情報資料を提供し広報に努める。

(1) 広報媒体の作成

大規模な災害あるいはその特異性に応じ、次により災害の記録を作成し、広報活動を行う。

ア 映像記録を整理・編集し活用する。

イ 総括的なパンフレットを編集、発行し活用する。

5 市民総合案内・相談所の設置

必要に応じ、被災者の生活相談・安否情報等に関する相談窓口を設置する。

6 広報資料の収集

(1) 災害情報の収集

通常は、第3章第4節「災害情報収集・伝達及び通信計画」による情報を情報源とするが、必要により被災現場の取材を積極的に行う。

(2) 災害写真の収集

大規模あるいは特異な災害若しくは長時間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際、その災害状況を写真取材し、緊急を要する災害写真は、速やかに県災害対策本部又は防災企画課に報告する。

7 災害時の流言ひ語対策

災害が発生すると、交通のまひ、有線通信の途絶、停電による放送の中断など必要以上に不安と焦燥にかられ、真相がつかめないうちに流言飛語の状態になるので、市民に的確に現在の状況や対策の進行状況を知らせることが最も必要である。

各情報は必ず広報責任者を通じ一元的に流されるような体制をつくり、さらに情報を入手するために必要な広報媒体を整備するとともに伝達系統についても明確にし、各情報は短時間に末端まで浸透するように組織を検討する。

<災害時広報用スピーカー搭載共用車>

共用車番号	車両No.	種類	取得年月日
共用車2号	長崎 480 え 7556	軽貨物	H21. 5. 27
共用車3号	長崎 480 え 7557	軽貨物	H21. 5. 27
共用車5号	長崎 480 う 1389	軽貨物	H19. 5. 17
共用車6号	長崎 41 え 774	軽貨物	H15. 6. 13
共用車11号	長崎 480 け 7315	軽貨物	H26. 12. 19
共用車17号	長崎 480 き 171	軽貨物	H23. 1. 26

第6節 避難計画

本計画は、災害が発生し又は発生するおそれがある場合について、災害から住民を保護するため、市長等が行う避難の指示等の基準要領等を定めて、危険区域内の住民を適切に安全地域へ避難させ、人的被害の軽減を図るものである。

1 実施責任者

- (1) 市長は、災害対策基本法第60条に基づき、災害時における住民への避難指示等の避難措置を実施するものとする。
- (2) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令権者は、次のとおりである。

ア 高齢者等避難

全災害 市長

イ 避難指示

全災害 市長（災害対策基本法60条）

ウ 緊急安全確保

洪水災害 知事又はその命を受けた職員（水防法２９条）

水防管理者 ()

地すべり災害 知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法２５条）

全災害 市長（災害対策基本法60条）

警察官（災害対策基本法61条及び警察官職務執行法4条）

海上保安官（災害対策基本法61条）

災害派遣時の自衛官（自衛隊法94条）

2 避難指示等の基本方針

- (1) 市長が発令する避難指示等は、原則として①高齢者等避難②避難指示③緊急安全確保の3段階に分けて発令するものとする。ただし、状況に応じ段階を経ず直ちに避難指示等を発令することができる。
- (2) 市長以外の避難指示権者は、各法律に基づき、それぞれの状況に応じ避難指示を発令するものとする。

3 避難指示等の実施要領

- (1) 高齢者等避難の発令に際しては、避難用の食糧、貴重品の確保、火の用心等、避難準備を行う時間を考慮するものとし、できるだけ夜間をさけ昼間に行うように努めるものとする。
また、災害時要配慮者は避難行動を開始するものとする。
- (2) 避難指示等は、迅速に、しかも関係者に徹底するような方法で実施するように努めるものとする。

- (3) 市長以外の避難指示権者が避難指示を行ったときは、各法律に基づき関係機関に報告又は通知するほか、市長に直ちに通知するものとする。
- (4) 市長は、自ら避難指示等を行ったとき、又は避難指示権者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、直ちに知事及び防災関係機関等へ通報するものとする。
- (5) 避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、屋内での待避等の安全確保措置を講ずるべきことにも留意する。
- (6) 避難指示等の対象とする避難行動は、地域防災計画に定める避難場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。

避難行動の呼称	避難行動
立ち退き避難	・地域防災計画に定める避難場所への移動 ・安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等） ・近隣の高い建物等への移動
屋内安全確保	・建物内の安全な場所での待避

- (7) 避難指示等は、大河川の氾濫や土砂災害への対応のように、多数の犠牲者が発生するような災害を対象として、立ち退き避難が必要な区域に発令することを基本とする。

4 避難指示等の基準

避難指示等の基準は、災害の種類、対象とする地域、その他により異なるため、災害（水害・土砂災害・高潮災害・津波災害・その他）ごとにおおむね次のとおりとし、総合的に判断する。

(1) 高齢者等避難の基準

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況である。

ア 水害の場合

- ① レベル3大雨警報（警戒レベル3相当情報）又はレベル3氾濫警報（警戒レベル3相当情報）が発表されたとき。
- ② 本明川（洪水予報河川）及び半造川（水位周知河川）（以下、指定河川等）については、市水防計画に定める避難判断水位に達し、引き続き水位の上昇が予想されるとき。その他の河川のうち水位観測が行われている河川（以下、水位観測河川）については、河川の水位が第一基準（満杯水位の6割）に達し、引き続き水位の上昇が見込まれるとき。
- ③ 洪水キキクルに「警戒（赤）」が出現した場合（警戒レベル3相当情報）。
- ④ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）

イ 土砂災害の場合

- ① レベル3土砂災害警報（警戒レベル3相当情報）が発表されたとき。
- ② 土砂キキクルに「警戒（赤）」が出現した場合（警戒レベル3相当情報）。
- ③ 数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合。
- ④ 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、

夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（レベル 2 土砂災害注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝にレベル 3 土砂災害警報（警戒レベル 3 相当情報）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など）（夕刻時点で発令）

ウ 高潮災害の場合

- ① レベル 3 高潮警報（警戒レベル 3 相当情報）が発表されたとき。
- ② レベル 2 高潮注意報が発表されている状況において、台風情報で、台風の暴風域が諫早市にかかることが予想されている、又は台風が諫早市に接近することが見込まれる場合。
- ③ 警戒レベル 3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）。
「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸 24 時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合。

エ 暴風の場合

暴風の襲来により、短時間後に危険が予想される時。（平均風速が 20 メートル位に、さらに強まっていくときのような場合）

(2) 避難指示の基準

通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況である。

ア 水害の場合

- ① レベル 4 大雨警報（警戒レベル 4 相当情報）又はレベル 4 氾濫警報（警戒レベル 4 相当情報）が発表されたとき。
- ② 指定河川等については、指定河川等の水位が氾濫危険水位に達し、引き続き水位の上昇が予想される時。または、急激な水位上昇により氾濫する可能性のある水位に達する恐れがある時。水位観測河川については、河川の水位が第二基準（満杯水位の 8 割）に達し、引き続き水位の上昇が見込まれる時。または、消防団等から避難の必要性や、浸水の発生に関する通報があったとき。
- ③ 洪水キキクルに「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル 4 相当情報）
- ④ 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
- ⑤ 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）

イ 土砂災害の場合

- ① レベル 4 土砂災害危険警報（警戒レベル 4 相当情報）が発表されたとき。または、土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見されたとき。
- ② 土砂キキクルに「危険（紫）」が出現した場合（警戒レベル 4 相当情報）。
- ③ 警戒レベル 4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜

間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）。

- ④ 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）。

ウ 高潮災害の場合

- ① レベル4高潮危険警報（警戒レベル4相当情報）が発表されたとき。
- ② 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（レベル3高潮警報が発表され、当該警報において、夜間～翌日早朝までにレベル4高潮危険警報に切り替える可能性が高い旨に言及される場合など）（夕刻時点で発令）

エ 津波災害の場合

大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたとき。

オ 暴風の場合

引き続き風速が強まり、災害の発生が予想され、生命、身体に危険がせまってきたとき。
（平均風速が20メートル以上で、さらに強まっていくことが予想される場合）

カ 特別災害の場合

第1編第3章第29節「特別災害対策計画」に記述する特別災害が発生したとき、または生命、身体に影響を及ぼす可能性があると総合的に判断されたとき。

(3) 緊急安全確保の基準

前兆現象の発生や、現在の切迫した状況、地域の特性から、人的被害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況、または、人的被害の発生した状況である。

ア 水害の場合

- ① レベル5氾濫特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき。
- ② 指定河川等については、計画高水位に達するおそれが高いとき。
水位観測河川については、河川の水位が第三基準（護岸の高さ）に達したとき。
- ③ 洪水キキクル、または浸水キキクルに「災害切迫（黒）」が出現した場合（警戒レベル5相当情報）。
- ④ レベル5大雨特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表された場合。

イ 土砂災害の場合

- ① レベル5土砂災害特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表された場合。
- ② 土砂キキクルに「災害切迫（黒）」が出現した場合（警戒レベル5相当情報）。
- ③ 土砂災害の発生や、山鳴り、流木の流出が確認されたとき。

ウ 高潮災害の場合

- ① レベル5高潮特別警報（警戒レベル5相当情報）が発表されたとき。
- ② 越波・越流が発生するおそれが高いとき。または、越波・越流が発生したとき。

5 避難指示等の伝達方法

住民に対する避難指示等の伝達は、おおむね次の方法のうち、実情に則した方法により早急に周知徹底を図るものとする。

- (1) 防災行政無線（放送及びサイレン吹鳴）による伝達
- (2) 有線放送、ラジオによる伝達（特に地域に密着した媒体の活用による伝達を図る。）
- (3) テレビ、電話、携帯電話メール、ファックス等による伝達
- (4) 広報車等の呼びかけによる伝達
- (5) ホームページ、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、その他インターネットサービス等による伝達

※避難指示等のために使用する信号は、次の水防信号第1号及び第4号によるものとする。

避難予告信号 (第1号)	サイレン信号	約5秒 ■	約15秒 休止	約5秒 ■	約15秒 休止	くり返し
避難信号 (第4号)	サイレン信号	約60秒 ■	約5秒 休止	約60秒 ■	約5秒 休止	くり返し

●防災行政無線屋外拡声子局等設置局数（地域別）

	諫早 地域	多良見 地域	森山 地域	飯盛 地域	高来 地域	小長井 地域	計
親局	1局	—	—	—	—	—	1局
中継局	3局	3局	2局	2局	—	1局	11局
固定局	57局	24局	27局	16局	29局	24局	177局
受信局	70局	44局	8局	25局	14局	19局	180局
遠隔制御卓	2局	1局	1局	1局	1局	1局	7局

※受信局とは、無線の受信のみを行う屋外スピーカーのこと

6 避難施設の指定

(1) 避難施設の種類

ア 指定緊急避難場所

災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される施設又は場所等

イ 指定避難所

被災者が一定期間避難生活を送るための施設等

※指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(2) 指定緊急避難場所の指定

次の基準に適合する施設又は場所を、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫の異常な現象ごとに、施設等の管理者の同意を得たうえで、

指定緊急避難場所として指定する。

ア 指定基準

①地震以外の異常な現象を対象とする指定基準

管理条件	災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。
立地条件	異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地していること。
構造条件	異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースがあること。

② 地震を対象とする指定基準

①の管理条件に加えて、当該施設が地震に対して安全な構造であること、又は場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。

イ 指定の手続等

- ① 指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。
- ② 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に必要な変更を加えようとするときは、市に届け出なければならない。
- ③ 当該指定緊急避難場所が廃止され、又は指定基準に適合しなくなった場合は、指定を取り消すものとする。この場合、その旨を県に通知するとともに、公示しなければならない。

(3) 指定避難所の指定

次の基準に適合する公共施設その他の施設を、施設等の管理者の同意を得たうえで、指定避難所として指定する。

なお、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。

また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

ア 指定基準

規模条件	被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。 ※被災者等の生活の場となることを踏まえ、当該避難所での受入れが見込まれる被災者等の数に対し、十分な面積を有すること。民家等は望ましくない。
構造条件	速やかに被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。 ※事務所等のスペースは、被災者等の受入れに当たって、備品等を整理する必要があることから、迅速な受入れの観点から望ましくない。

立 地 条 件	想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
交 通 条 件	車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。 ※避難所入所者だけでなく、在宅で避難生活を送る者に対しても、物資の供給等の必要な支援を講じる際の拠点となりうること。
福祉避難所 関 係	専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。 ※社会福祉施設や特別支援学校等を想定。

イ 指定の手続等

指定緊急避難場所の指定の手続に準じる。

(4) 既指定の避難場所等について

既に指定している一時避難場所（第2編 地震災害対策編に記載）、広域避難場所、地区別避難場所は、その呼称や目的等は従前どおりとし、その中から指定基準等を考慮し、新たに指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するものとする。

(5) 指定緊急避難場所及び指定避難所の周知

指定緊急避難場所及び指定避難所については、広報「いさはや」やホームページへの掲載のほか、防災マップ等により住民への周知を図る。

7 避難の方法

(1) 避難の準備

避難の準備については、あらかじめ次の諸点の周知徹底を図るものとする。

ア 避難に際しては、必ず火気危険物等の始末を完全に行う。

イ 大雨、台風期には災害に備えて、家屋（屋根、雨戸）を補強し、浸水が予想される場合は、家財を高所に移動させる。

ウ 会社、工場にあっては、浸水その他の被害による油脂類の流出防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安処置を講ずる。

エ 避難者は2食程度の食糧、飲料水（水筒等）、手拭等の日用品、照明器具、救急医薬品等を携行する。

オ 避難者はできるだけ氏名票を準備する。

カ 服装は軽装とするが、素足、無帽は避け、最小限の肌着等の着替えや防寒雨具を携行する。

キ 貴重品以外の荷物は持出さない。

ク 上記のうち、平素から用意しておける物品等は非常持出袋等に入れて迅速に持出せるようにする。

なお、洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する病院、老人ホーム、保育園等、老人、乳幼児などが利用している要配慮者利用施設について、避難確保計画作成及び避難訓練の実施を義務化し、地域社会と連携しつつ確実な避難を実現する。

また、対象となる要配慮者利用施設については、本計画書資料編に記載する。

平常時において避難計画を立て、市役所、消防署、警察等との連絡を密にしておくものとする。

(2) 避難の誘導

避難は、原則として市民が自主的に行うものとするが、状況によっては警察官、消防職員、市役所職員、消防団員、その他指示権者の命を受けた者等が誘導を行う。

この場合、できる限り地域ごとに責任者及び誘導員を決めておき、指導にあたっては極力自主防災組織ごとの集団避難を行うものとして、安全と統制を図るものとする。

なお、避難誘導の責任者は当該地区の消防分団長とし、当該消防分団を中心に行うものとする。

(3) 誘導経路

避難場所等に誘導する場合は、万一の安全を考えてその地域の実情に応じ、避難経路を2ヶ所以上選定しておき安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。

その決定に当たっては、次の事項を検討して定めるものとする。

ア 暴風の場合は、できるだけ山かげや堅ろうな建物にそって経路を選ぶようにする。

イ 豪雨の場合は、がけ下や低地帯、災害発生のおそれのある場所はできるだけさけるようにする。

ウ 地震の場合は、できるだけ広い道路を選び、がけ下や河の土堤、石垣等崩壊しやすい経路はさけること。

(4) 誘導の際の留意事項

ア 避難場所等が比較的遠距離の場合は、避難のための集合場所を定め、できるだけ集団で避難するようにする。

イ 避難経路中の危険箇所には、標識の設置、誘導員を配置する。

ウ 誘導に際しては、できるだけ車両、舟艇、ロープ等資器材を利用して安全を図るようにする。

エ 幼児や携帯品等はできるだけ背負い、行動の自由を確保するようにして避難者を誘導する。

(5) 要配慮者の避難対策

ア 一人暮らしの高齢者、ねたきりの高齢者、病人、障害者、外国人等のいわゆる要配慮者の避難については、平常時から情報の把握に努めるとともに、避難指示等の伝達方法及び避難誘導方法について特に配慮するものとする。

特に、要配慮者のうち自力で避難できない避難行動要支援者に対しては、平常時から警察・消防機関等の避難支援等関係者と情報の共有を図ることはもとより、自主防災組織等の協力を得るなどして、平常時からの避難誘導方法の確立など、地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るものとする。

イ 避難所においては、高齢者や障害者などの設備や備品についても配慮に努めるものとする。

ウ 外国人等に対しては、登録の際などに防災についてのパンフレット等を配布するとともに、避難所の表示板についても多言語化を推進していくものとする。

(6) 避難の順位

ア 避難の順位は、いかなる場合においても要配慮者、乳幼児、妊産婦等を優先して行うものとする。なお、これらの者に対しては、早めの自主的な避難を呼びかけるものとする。

イ 地域的避難の順位は、災害発生の時期を客観的に判断し、先に災害が発生すると認められる地域内の居住者の避難を優先するものとする。

(7) 携帯品の制限

避難誘導員は、避難者の避難に当たっては次の事項に留意し、携帯品は最小限度に制限し適宜指導するものとする。

ア 携帯品は、必要最小限の食糧、衣料、日用品、医薬品等とする。

イ 避難が比較的長期にわたると予想されるとき携帯品は、避難中における生活維持に役立てるため、災害の種別、危険の切迫度、避難所の距離、地形等を考慮してさらに加えるものとする。

8 避難所の設置

(1) 広域避難場所

主に市の所有する施設の内、比較的規模が大きいものを各地域のバランスを考慮して広域避難場所として指定する。

(2) 地区別避難場所

地区別避難場所は、災害の状況に応じ、自治会長など立退き指導者が適宜に選択できるものとする。また、災害の状況により避難場所を変更したときは、その都度周知をはかるものとする。

(3) 福祉避難所

一般の避難所では生活することが困難な高齢者、障害者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状況に応じて安心して生活できる体制を整備した避難所として、指定避難所の指定基準を満たす介護保険施設、障害者支援施設等を、広域避難場所、地区別避難場所とは別に、福祉避難所として指定するものとする。

福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活が可能な避難者は、福祉避難所への避難対象としない。

(4) 避難所の任務

ア 収容避難者の名簿作成（住所、氏名、年齢、家族構成）

- ・避難者に対し適切な支援を実施するため、入所時において配慮すべき事項（特に障害や傷病の有無、介護の必要性など）は正確に把握するよう努めるとともに、名簿にその旨を記載すること。

- ・避難者の転出・入（どこから来たか、どこへ行ったか）を確認し、名簿に記載すること。
- ・避難所の状況については、定期的にとりまとめ、本部へ報告すること。

※避難所状況報告書、避難者名簿の様式は別紙のとおりとする。

イ 傷病者の搬送

- ・ケガ人等については、担架等を使い医療機関又は、応急救護所へ搬送する。

ウ 生活物資（水・食糧・物資）の受入・管理・配給

- ・収容避難者に不満のない様に配慮する。
- ・品目、数量について、対策本部と調整し連絡を密にする。
- ・搬送について、集積場所との連絡を密にする。
- ・配付物資を記録する。

エ 仮設トイレ（素掘りトイレ含む）の設置

オ 仮設電話の設置（期間は限定）

カ 高齢者、傷病者等要配慮者への配慮

- ・市民生活班との連絡を密にし、要配慮者への適正な対応をする。
- ・水、食糧の配給については、要配慮者を優先して配給する。
- ・福祉避難スペースの確保、必要な介護・医療用品の調達等、避難所生活について十分配慮する。

※要配慮者のための福祉避難所を指定するよう努める。

キ 情報の提供

- ・常に災害に対する正確な情報を収集し、掲示板等により住民へ正しい情報を提供する。
（家族、知人の安否や被害状況等）
- ・掲示コーナーの設置
※各種情報は記録伝達班が内容をチェックし統一した内容を提供する。
- ・巡回医療に関する情報の提供

ク 避難生活の手助け

- ・苦情処理、要望聞き取り
- ・来訪者及び電話の対応
- ・避難所の衛生管理（廊下、便所、湯沸場のチェック）
- ・住民の健康状態の把握

ケ ボランティアとの調整、スタッフ会議の開催

避難所においては、被災者の自立を促すことが重要になってくるため避難者で構成する自主グループにおいて施設の運用を取り決めていく。また、ボランティアについては、行政の下部組織ではないので、対等な立場で協力しあう。

コ 施設の運営管理

- ① 避難所において、地元住民が多数避難することが予想され、職員のみでは対応することが困難な状況となる。よって、地域住民及びボランティアの協力を得て組織化を図り、

運営管理にあたる。

- ② 避難所の運営に当たっては、一か所の避難所に男女両方を配置することに努め、避難者のニーズや困りごとの違い等、多様な視点等に配慮した運営に努める。特に女性や子育て・介護中の家族に配慮した避難所の設計により、安全な運営に努める。
- ③ 避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、避難所で生活する避難者と同様の支援を受けることができるよう配慮する。
- ④ 避難所で生活する避難者にとって良好な生活感環境を確保するため、衛生状態の保持またはプライバシーの保護等に必要な資機材等の整備に努める。
- ⑤ ペット同行避難が可能な施設については、避難所における衛生環境の確保及び他の避難者への影響に十分配慮し、適切に区分されたペットスペースを確保するように努める。

広域避難場所

(指定緊急避難場所・指定避難所)

地域	No.	避難場所	所在地	電話	管理者	収容面積	収容人数	標高 m	炊出能力	緊急避難場所（災害種別）				
										地震	水害	土砂災害	高潮	津波
諫早地域 (42か所)	1	諫早高等学校 屋内運動場	東小路町 1-7	22-1222	諫早高等学校 長	2,706	773	7	無	○	×	○	○	○
	2	諫早市体育館	東小路町 2-38	22-0177	諫早市施設管 理公社	1,131	323	14	無	×	○	○	○	○
	3	市民センター	東小路町 8-5	23-1160	諫早市	443	126	8	有	×	○	○	○	○
	4	諫早商工会館ビル	高城町 5-10	22-3323	商工会議所会 頭	690	197	12	有	○	○	○	○	○
	5	中央ふれあい 体育館	仲沖町 454	21-2668	諫早市施設管 理公社	1,008	288	4	無	○	×	○	○	○
	6	諫早市社会 福祉会館	新道町 948	24-5100	諫早市社会福 祉協議会	523	149	13	有	○	○	○	○	○
	7	新道福祉 交流センター	新道町 999-1	24-1001	諫早市施設管 理公社	816	233	27	無	×	○	×	○	○
	8	諫早農業高等学校 第1体育館	立石町 1003	22-0050	諫早農業高等 学校長	1,409	402	10	無	○	○	○	○	○
	9	諫早中央保育所	野中町 508-7	22-1096	諫早市	1,184	338	13	有	○	○	○	○	○
	10	諫早幼稚園		22-2248				13	有	○	○	○	○	○
	11	上山小学校 屋内運動場	西小路町 1031-1	22-0211	上山小学校校 長	534	152	29	有	○	○	○	○	○
	12	諫早商業高等学校 屋内運動場	宇都町 8-26	26-1303	諫早商業高等 学校長	2,285	652	33	無	○	○	○	○	○
	13	上山荘	宇都町 29-2	23-2488	諫早市社会福 祉協議会	400	114	38	有	○	○	○	○	○
	14	北諫早小学校屋内 運動場	金谷町 1-1	22-2213	北諫早小学校 長	718	205	29	有	○	○	○	○	○
	15	北諫早中学校屋内 運動場	城見町 35-1	22-2235	北諫早中学校 長	819	234	38	有	○	○	○	○	○
	16	諫早東特別支援 学校第2校舎	永昌東町 24-2	22-1863	諫早東特別支 援学校長	1,178	336	34	無	○	×	○	○	○
	17	鎮西学院大学 千葉体育館	西栄田町 1212-1	26-1234	鎮西学院大学 長	731	208	59	無	○	○	○	○	○
	18	鎮西学院高等学校 笹森卯一郎記念 体育館	西栄田町 1212-1	25-1234	鎮西学院高等 学校長	1,872	534	45	無	○	○	○	○	○
	19	御館山小学校 屋内運動場	西栄田町 1250-4	26-1129	御館山小学校 長	868	248	49	有	○	○	○	○	○
	20	上諫早小学校 屋内運動場	本明町 99-2	26-0467	上諫早小学校 長	414	118	55	有	○	○	○	○	○
	21	みはる台小学校屋 内運動場	平山町 200	22-0955	みはる台小学 学校長	596	170	48	有	○	○	○	○	○
	22	小栗小学校 屋内運動場	小川町 9	22-0541	小栗小学校校 長	945	270	14	有	○	○	○	○	○
	23	小栗ふれあい会館	小川町 1222	21-1296	諫早市施設管 理公社	822	234	6	有	○	×	○	○	○
	24	長崎刑務所鍛錬場	小川町 1650	22-1330	長崎刑務所長	459	131	63	無	○	○	○	○	○
	25	小野体育館	黒崎町 170-3	21-5150	特定非営利活 動法人スポ キッズ	1,974	564	3	無	○	○	○	○	○
	26	小野小学校 屋内運動場	宗方町 365	22-0497	小野小学校校 長	602	172	12	有	○	○	×	○	○

広域避難場所

(指定緊急避難場所・指定避難所)

地域	No.	避難場所	所在地	電話	管理者	収容面積	収容人数	標高 m	炊出能力	緊急避難場所（災害種別）				
										地震	水害	土砂災害	高潮	津波
諫早地域 (42か所)	27	有喜ふれあい会館	有喜町 488	28-2001	諫早市	493	140	10	有	○	○	○	○	○
	28	有喜小学校 屋内運動場	有喜町 800	28-2004	有喜小学校長	470	134	25	有	○	○	×	○	○
	29	真津山小学校 屋内運動場	貝津町 715-2	26-1473	真津山小学校 長	828	236	14	有	○	○	○	○	○
	30	創成館高等学校 体育館	貝津町 621	25-1225	創成館高等学 校長	1,045	298	21	有	○	○	○	○	○
	31	西諫早公民館	山川町 1-3	26-1531	諫早市	886	253	19	有	×	○	○	○	○
	32	諫早市中央体育館 (サブアリーナ)	小船越町 1048-2	22-7766	株式会社 森谷商会	950	271	15	無	○	○	○	○	○
	33	西諫早小学校 屋内運動場	馬渡町 3	26-6923	西諫早小学校 長	782	223	14	有	○	○	○	○	○
	34	太陽保育所	堂崎町6	26-2223	諫早市	251	71	27	有	○	○	○	○	○
	35	真城小学校 屋内運動場	真崎町 1037-3	26-8700	真城小学校長	810	231	11	有	○	○	○	○	○
	36	西諫早ふれあい 会館	真崎町 1086-1	25-2100	諫早市施設管 理公社	556	158	5	無	○	○	○	○	○
	37	諫早特別支援学校 屋内運動場	真崎町 1670-1	26-1798	諫早特別支援 学校長	484	138	34	無	○	○	○	○	○
	38	真崎小学校 屋内運動場	白岩町 3-1	26-1202	真崎小学校長	782	223	30	有	○	○	○	○	○
	39	本野小学校 屋内運動場	本野町 94	25-9330	本野小学校長	420	120	68	有	○	×	○	○	○
	40	本野ふれあい会館	上大渡野町 2-1	26-0270	諫早市	318	90	63	有	○	○	○	○	○
多良見地域 (14か所)	41	長田いこいの広場 みのり会館	長田町 2394-1	23-9077	諫早市施設管 理公社	480	137	9	有	○	×	○	○	○
	42	長田いこいの広場 文武館				523	149		無	○	×	○	○	○
	43	多良見支所	多良見町化屋 1800	43-1111	諫早市	536	153	5	有	○	○	○	○	○
	44	西陵高等学校 屋内運動場	多良見町化屋 1387-2	43-4155	西陵高等学校 長	1,860	531	49	無	○	○	○	○	○
	45	多良見体育 センター	多良見町化屋 1808-1	43-5490	合同会社 KOKEN	1,841	526	6	無	○	○	○	○	○
	46	喜々津東小学校 屋内運動場	多良見町シーサイ ド1-286	43-4343	喜々津東小学 校長	660	188	4	有	○	○	○	○	○
	47	喜々津小学校 屋内運動場	多良見町中里 27	43-0018	喜々津小学校 長	570	162	8	有	○	○	○	○	○
	48	喜々津中学校 屋内運動場	多良見町中里 30	43-0024	喜々津中学校 長	951	271	8	有	○	○	×	○	○
	49	のぞみ会館	多良見町木床 106	43-6200	株式会社 森谷商会	707	202	92	有	○	○	○	○	○
	50	たらみ図書館	多良見町木床 2002	43-4611	諫早市	1,377	393	1	有	○	○	○	○	×
	51	多良見大草 集落センター	多良見町野副 17-1	43-4679	諫早市	225	64	8	有	○	○	×	○	○
	52	大草小学校 屋内運動場	多良見町野副 59	43-1231	大草小学校長	644	184	8	有	○	○	×	○	○
	53	伊木力小学校 屋内運動場	多良見町舟津 1107-1	44-1022	伊木力小学校 長	617	176	2	有	○	○	○	○	×

広域避難場所

(指定緊急避難場所・指定避難所)

地域	No.	避難場所	所在地	電話	管理者	収容面積	収容人数	標高 m	炊出能力	緊急避難場所（災害種別）				
										地震	水害	土砂災害	高潮	津波
（多良見4か所域）	54	多良見多目的研修館	多良見町舟津 1 1 4 0	44-1002	諫早市	504	144	5	有	×	○	○	○	×
	55	琴海中学校屋内運動場	多良見町舟津 1 8 7 0	44-1872	琴海中学校長	644	184	8	有	○	○	○	○	○
	56	佐瀬コミュニティセンター	多良見町佐瀬 7 9 6 - 4		佐瀬自治会長	256	73	10	有	○	×	×	○	×
森山地域（5か所）	57	森山公民館	森山町本村 1 3 0 0	36-1116	諫早市	367	104	4	有	×	○	○	○	○
	58	森山スポーツ交流館	森山町下井牟田 1 1 4 5	35-2888	長崎陸上競技協会	1,603	458	4	無	○	○	○	○	○
	59	唐比公民館	森山町唐比東 3 2 6		唐比自治会長	107	30	8	有	○	○	○	○	○
	60	諫早東高等学校体育館	森山町杉谷 3 1 7	36-1010	諫早東高等学校長	1,019	291	3	無	○	○	○	○	○
	61	森山東小学校屋内運動場	森山町杉谷 2 3 4 3	36-1006	森山東小学校長	783	223	10	有	○	○	×	○	○
飯盛地域（6か所）	62	いいもりコミュニティ会館	飯盛町開 1 6 7 7 - 1	48-1300	諫早市	900	257	7	無	○	○	○	○	×
	63	飯盛ふれあい会館	飯盛町開 1 9 2 9 - 3	48-0049	諫早市	430	122	21	有	○	○	×	○	○
	64	月の港会館	飯盛町後田 1 6 5 5 - 9		橘湾中央漁協	101	28	2	無	○	×	○	○	×
	65	飯盛体育館	飯盛町平古場 2 6 6	48-0910	諫早市施設管理公社	1,600	457	29	無	○	○	○	○	○
	66	飯盛東小学校屋内運動場	飯盛町中山 6 5 3	48-0012	飯盛東小学校長	576	164	15	有	○	○	×	○	×
	67	田結公民館	飯盛町里 6 4 8 - 3	49-1111	諫早市	286	81	13	有	○	○	×	○	×
高来地域（6か所）	68	高来会館（高来支所2・3階）	高来町三部宅 5 2 8	32-2111	諫早市	1,089	311	21	無	○	○	○	○	○
	69	湯江小学校屋内運動場	高来町三部宅 5 5 3	32-2427	湯江小学校長	884	252	25	有	○	○	○	○	○
	70	高来中学校屋内運動場	高来町小峰 2 7 4	32-2133	高来中学校長	1,218	348	51	有	○	○	○	○	○
	71	高来ふれあい会館	高来町黒崎 3 2 5	32-3468	高来地区社会福祉協議会	1,206	344	8	有	○	○	○	○	○
	72	高来西ゆめ会館	高来町峰 1 9 - 1	32-3126	諫早市	421	120	6	有	○	×	○	○	○
	73	高来西小学校屋内運動場	高来町峰 5 0 - 1	32-2134	高来西小学校長	750	214	9	有	○	○	○	○	○
小長井地域（6か所）	74	小長井おがたま会館	小長井町大峰 9 8 0 - 7 7	34-3034	長里自治会	360	102	5	有	○	○	○	○	○
	75	小長井支所	小長井町小川原浦 5 0 0	34-2111	諫早市	30	8	6	有	○	○	○	○	○
	76	小長井文化ホール	小長井町小川原浦 8 2 5	34-2201	諫早市	620	177	17	有	○	○	○	○	○
	77	小長井田原体育館	小長井町小川原浦 2 0 0 8 - 2 0		諫早市	600	171	213	無	○	○	○	○	○
	78	井崎公民館	小長井町井崎 7 2 5		井崎自治会	300	85	35	有	○	○	○	○	○
	79	旧遠竹小学校屋内運動場	小長井町遠竹 5 5 7		諫早市	609	174	44	有	○	○	○	○	○

※収容人数は、一人あたりの面積を3.5㎡として計算したもの

※ただし、感染症の流行時においては、感染防止対策を考慮した人数とする

※地区別避難場所は資料編の地区別避難場所及び指導者一覧表に掲載

地震災害時（公園・グラウンド等）は地震対策編を参照

福祉避難所
(指定避難所)

名称	所在地	電話番号	管理者 (施設長)	収容 人数
(福)寿光会 福寿園	有喜町537-1	28-2211	田中 康行	20
(福)聖ヨゼフ会 聖フランシスコ園	高来町神津倉41-1	32-2129	松尾 豊樹	10
(福)寿光会 光明荘	有喜町637	28-2963	三隅 健	20
(福)寿光会 天恵荘	有喜町537-5	28-2304	藤山 隆志	20
(福)清和福祉会 唐比温泉秀峰荘	森山町唐比西124-5	36-1777	林田 孝平	20
(福)祥仁会 特養いいもり	飯盛町開48	48-2270	千葉 憲哉	20
(福)見松会 しろみ	城見町43-1	21-6263	立花 茂樹	15
(福)芙蓉会 ケアハウス椿寿荘	栄田町582-9	20-9051	松藤 久傳	20
(福)高来福祉会 豊寿園	高来町西尾229	32-2500	田川 伸隆	20

※福祉避難所は、より専門的な支援や援護の必要性の高い避難者（要配慮者）のために確保されるものであり、一般の指定避難所で生活が可能な避難者は、福祉避難所への避難対象としない。

避難所状況報告書

地区

報告日時		月 日 時 分現在		受信日時		時 分	
発信者				受信者			
避難所名				連絡手段		TEL	
						FAX	
避難者総数		名		備 考			
避難世帯総数		世帯					
避難所従事職員数		名					
避難者の内訳	乳児（生後1年ぐらいまで）	名					
	幼 児	名					
	小学生・中学生	名					
	高校生・大学生	名					
	成 人	名					
高齢者（65歳以上）		名					
上記のうち介護を要する 傷病者・障害者		名					
緊急に必要な物資	粉ミルク	人分		生活関連施設状況	電 気		正常・断水
	食糧・飲料水	人分			上 水 道		正常・断水
	毛 布	枚			ガ ス		正常・不可
	その他				通 信		正常・不通
					下水道・トイレ		正常・不足・不可
				その他			
避難所の状況				道路交通状況			
応急対策状況				その他（要請・苦情・問い合わせ）			

避難者名簿

避難所名：

集計日時： 月 日 時現在

[illegible]

第7節 食糧供給計画

災害の発生によって食料品の確保ができないり災者に対して、速やかに食糧の供給を行い、人心の安定を図るものとする。

1 災害時における食糧の供給

(1) 供給を行う場合

ア 非常災害発生時における食糧の供給は、市長がその災害状況について必要と認めた場合、実施するものとする。

イ 非常災害発生直後の食糧の供給は、炊き出し等が行われるまでの間の食糧として一定の供給品備蓄を検討する。

(2) 供給の対象

ア 被災者等に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合

イ 供給機関による通常の食糧供給ができない場合

ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び復旧作業に従事するものに対して行う必要がある場合

(3) 供給品目

供給品目は、原則として米穀とし、実情に応じて麦製品、缶詰、インスタント食品等とするものとする。

(4) 供給の数量

1人当たりの供給数量は、次のとおりとする。

(麦製品の米穀換算率は100%とする。)

ア 被災者に対する給食は、1食当たり精米換算200g範囲内

イ 通常配給できない時の供給は、1日当たり精米換算400g範囲内

ウ 災害救助、復旧作業に従事する者に対する給食は、1食当たり精米換算300g範囲内

エ 乳幼児用粉乳

乳幼児用粉乳については、市内の薬局等から調達するものとする。

乳児1日当たり 145g 1回29g (5回)

幼児1日当たり 52g 1回26g (2回)

(5) 備蓄品

資料編 「災害用備蓄品配備状況」のとおり

(6) 米飯の炊出し

ア 炊き出しのための施設は、給食センター等を必要により利用するものとする。

イ 炊き出しの従事者は、市職員をもってあてるほか、協力者として市民組織の協力を得るものとする。

ウ 炊き出しは、衛生上または運搬の点などを考慮のうえ、原則として包装食を使用するも

のとする。

エ 可及的速やかに炊き出しが行われるよう多数の給食可能設備を有する公・私立の施設、会社、工場、飲食業者等の施設を調査し、協力方要請をして炊き出し体制の確立を図る。

オ 地域婦人会等の奉仕による協力体制を確立しておく。

(7) 給食の期間

給食の期間は、7日を限度とする。

但し、状況によりこの期間を延長することができるものとする。

(8) 炊き出し用燃料等

炊き出し用燃料等については、市内業者の協力を得て確保するものとする。

2 食糧の調達方法

(1) 米穀

被災者等に対して供給の必要があると認めた場合は、知事に対し応急用米穀の必要数量を通知し、知事又は知事の指定する者より購入するものとする。

なお、災害救助法適用の場合について市長は長崎県知事に要請する。長崎県知事は、農林水産省が定める基本要領に基づき、農林水産省農産局長に要請し、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業体から災害救助用米穀の引渡を受けるものとする。

(2) 生パン

市内の製パン業者に事前に連絡して製造を依頼し、調達をするものとする。

(3) 副食・調味料

副食・調味料については、必要に応じて市内の業者から調達をするものとする。

(4) 流通備蓄

不足する食糧等については、「災害時における物資の供給に関する協定」等に基づく流通備蓄により調達・確保する。

災害時の食糧調達予定業者名

1 米穀卸売業者名

名 称	所 在 地	電 話
全農パールライス(株) 西日本事業本部長崎工場	雲仙市愛野町	3 6 - 7 7 8 1

2 市内パン製造業者名

名 称	所 在 地	電 話
九州油糧工業(株)	永 昌 町	2 6 - 3 1 2 1
(株)フランソア長崎工場	津久葉町	2 6 - 0 1 0 1

3 薪炭業者及びプロパン業者名

名 称	所 在 地	電 話
(有)エム・ティー・ガスサービス	幸 町	2 2 - 5 3 5 3
(名)立川酸素プロパン	城見町	2 2 - 3 3 1 6

4 「災害時における物資の供給に関する協定」締結事業者名

名 称	所 在 地	電 話
長崎県央農業協同組合 丸高商事(株)	栗面町 幸 町	2 4 - 2 1 1 1 2 2 - 3 4 0 4

5 「備蓄物資の提供に関する協定」締結事業者名

名 称	所 在 地	電 話
(株)たらみ (小長井工場)	長崎市中里町 (小長井町小川原浦)	0 9 5 - 8 3 9 - 1 1 1 1

第8節 給水計画

被災地における飲料水の供給については、次の方法によるものとする。

1 給水する事業の名称

諫早市水道事業

長崎市水道事業

大村市水道事業

2 給水量

応急給水用の水量は、1日1人あたり3リットルを標準とする。

3 給水方法

- (1) 第1次として、市上下水道局給水班が最寄の水道より運搬給水を行うものとし、状況によっては陸上自衛隊、近隣市町及び諫早市管工業協同組合等の協力業者に対して、浄水装置、給水車両、機材等運搬用車両等の救援を要請し、市上下水道局給水班と一体となって飲料水の供給確保を図るものとする。（上下水道局所有給水器材 別表参照）
- (2) 第2次として、被災水道施設の応急復旧を行うものとし、状況に応じては長崎市、大村市、佐世保市等他市から水道関係技術職員の応援を要請するものとする。
- (3) 飲料水の供給にあたっては、被災の状況によって上下水道局以外の職員にも応援を要請し、運搬給水の確保を図るものとする。

4 低温時における対応について

- (1) 市報等で水道管等の防寒対策等を講じるよう事前に周知するものとする。
- (2) 長崎地方気象台から低温注意報が発表された場合など、水道管凍結や破裂のおそれが高まっている状況にある場合には、速やかに防災行政無線等で注意喚起するとともに、上下水道局において応急対策に係る情報連絡体制を確保するものとする。
- (3) 水道管の凍結又は破裂等により広域的な断水が発生した場合は、直ちに当該計画に基づき給水及び応急対策体制を確保するとともに、防災行政無線やコミュニティFMのほか、メールやFAX、さらには市ホームページやSNS等多様な媒体を活用し、給水情報等の早急な周知・伝達を行うものとする。

被災における給水応急対策機材（令和7年12月1日現在）

機材の種類	数 量		
	上下水道局所有	市（総務課）所有	合 計
給水車（2000ℓ）特殊貨物	1台	—	1台
給水車（800ℓ）1tトラック	1台	—	1台
漏水探知機	8台	—	8台
給水タンク（1000ℓ）	2個	1個	3個
給水タンク（500ℓ）	8個	6個	14個
給水タンク（300ℓ）	4個	4個	8個
給水タンク（250ℓ）	2個	—	2個
給水タンク（200ℓ）	—	2個	2個
給水タンク（20ℓ）	127個	—	127個
給水タンク（15ℓ）	80個	—	80個
給水タンク（10ℓ）	50個	—	50個
飲料水袋（6ℓ）	1,797枚	—	1,797枚
消火栓用複数給水栓	13台	—	13台

※諫早市上下水道局協力工事店一覧表は、資料編に掲載

第9節 電力施設災害応急対策計画

九州電力送配電（株）大村配電事業所
九州電力（株）大村営業センター

電力施設の非常災害応急復旧対策については、予防対策に万全を期し、災害を最小限に止めることは勿論であるが、一旦災害が発生した場合、停電が与える影響は大きく、したがって復旧資材と労力とをもって短期間に復旧する必要がある。

このため、復旧資材の重点配置、復旧要員の確保、強力な機動力、統制力並びに部外の積極的な応援による対応の必要がある。

1 電力施設の状況および所在

諫早地域の電力施設としては、変電所6箇所〔藤棚・諫早（工場団地内）・御館・船越・小豆崎・愛野〕と、配電塔9箇所〔湯江・小長井・高来・長里・肥前・井崎・井崎東・坂ノ下・遠竹〕並びに配電線路がある。

2 応急対策の方法

台風、洪水、塩害などにより電力施設に非常災害の発生するおそれがある場合、大村配電事業所・営業センターにおいては定められた「非常災害対策部運営基準」に基づいて災害予防準備体制の確立、情報の連絡、災害復旧の万全を期している。

即ち、災害が予測される場合は、必要に応じ大村配電事業所・営業センターに非常災害対策部が設置され、必要な情報の連絡又は対策についての指令が行われる。連絡に必要な通信設備としては、移動無線、および携帯電話等があり、殆ど通信不能となるような事態はおこらない。

電力供給は生活に直結し、災害対策の上からも緊急復旧が望ましく、短日時にこれが復旧するためには莫大な労働力と機動力を必要とするので社外社内の動員人員、機動力の活用等総力をあげて復旧につとめる。

3 応急復旧作業の実施に当たっての留意点

(1) 人員・資機材等の搬送

緊急に復旧作業を行うための要員等を搬送しなければ、人命等に著しい影響が予想される場合で、自らの搬送手段では対応できない場合は、自治体の長又は自衛隊に応援を求める。

(2) 塩害により広範囲停電が発生した場合の水洗

電気設備の水洗作業の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響が予想される場合は、自治体の長に水洗の実施について応援を求める。

(3) 停電、復旧状況の広報

停電が広範囲あるいは長期に及び、広報対応が困難な場合、自治体の長に停電、復旧状況

の広報についての応援を求める。

(4) 復旧作業員の公共施設等の利用

停電により重大な社会的影響が予想される場合の復旧作業において、宿泊、休息等の場所として公共施設等を利用する以外方法がない場合、同施設の所在の自治体の長に応援を求める。

(5) 交通障害物の除去

交通障害物による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ交通障害物に関する情報を迅速に伝達する。

(6) 道路損壊箇所の補修

道路損壊による電力復旧の遅延が人命に係る等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、道路管理者へ道路損壊箇所に関する情報を迅速に伝達する。

(7) 電柱・電線等に倒壊した樹木等の撤去等

電柱・電線等に国並びに地方公共団体の所有する樹木等が倒壊し電力復旧の遅延が人命にかかる等、重大な社会的影響をもたらすと予想される場合は、国又は地方公共団体に対し、倒壊した樹木等に関する情報を迅速に伝達する。

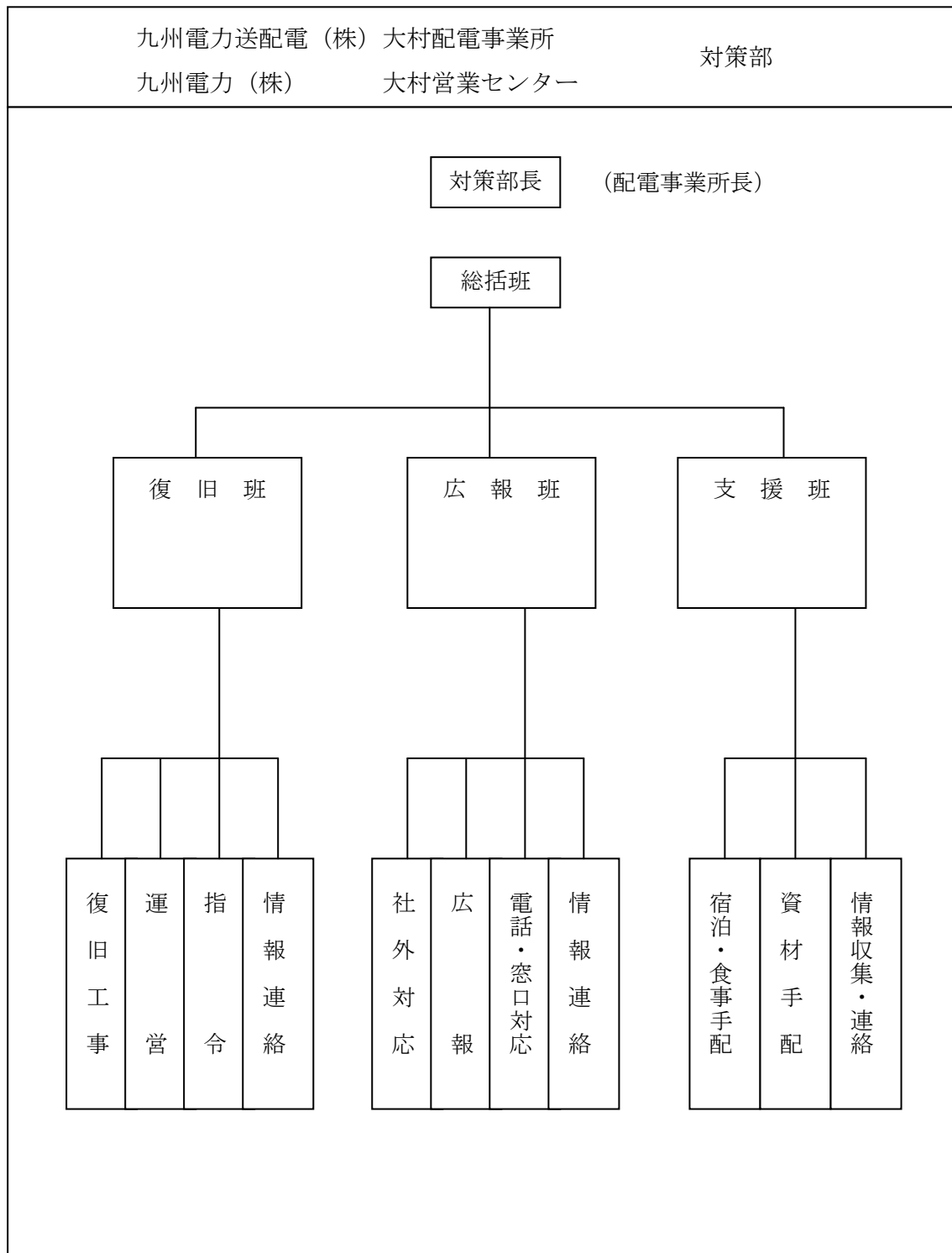
(8) 自治体の災害対策本部との連絡体制の強化

自治体の災害警戒本部又は災害対策本部が設置されて広範囲な停電が予想される場合は、同本部との連絡を緊密に行い、停電情報等を提供するとともに復旧作業の円滑な実施のための情報収集に努める。

4 復旧資材の配置

災害が広範囲に発生すること、また道路、交通機関の災害等を予測して復旧資材を分散配置しておく必要があり、大村配電事業所・営業センター及び予め定められた場所に機器の予備品、電柱、電線等の復旧資材を保管することとする。

非常災害対策組織



対策組織の役割

対策組織	対 策 部			
部長の役割	- 管内の非常災害対策の統轄 - 停電、被害状況の全体把握と本部への報告 - 総合復旧計画、お客さま対応方針等の決定と実施指示 - 復旧状況、お客さま対応状況等の全体把握と本部への報告			
各班の役割	総括班	復旧班	広報班	支援班
情報収集・報告	- 対策部の運営 - 各種情報の集約及び対策本部への報告	- 停電状況、設備被害、復旧状況の収集 - 応援人員、復旧資機材の把握 - 第三者加害事故発生時の報告	- お客さま対応状況等の集約及び総括班、本部への報告 - 自治体との連絡窓口	- 社宅被害、人身事故等の情報収集 - 第三者加害事故の証拠保全
復旧対応	復旧計画の決定及び復旧指示	- 復旧計画の策定及び総括班、本部への報告 - 復旧活動の実施		復旧資機材の調達
お客さま対応	お客様対応方針（大村営業センター）の決定		- 電話及び窓口でのお客様対応 - 広報車両等によるお客さまへの情報提供	
広報対応	- 広報活動方針の決定 - 社外発表文の本部、広報班との調整決定		- 復旧後のお客さま対応 - ホームページ公表対応	
活動支援	- 応援要員の所内各G間調整 - 本部への応援要請			- 医療防疫対策 - 食料、宿泊所等の手配 - 所外応援要員受入対応 - 人身事故発生時の対応 - 社員と家族間の安否確認

第10節 公衆電気通信施設災害対策計画

(NTT西日本 長崎支店)

電話は災害時における、情報の収集、伝達方法として、諮問はもとより、行政等災害対策関係者にとって、防災活動全てにわたり、必要不可欠のものであり、次により通信施設の速やかな復旧対策を講じるものである。

1 災害対策長崎本部の設置

- (1) 災害対策本部組織表（別表）
- (2) 早期復旧体制の確立として、人的・物的確保
 - ・自支店をはじめ、全国的な支援員の要請（被災状況調査班、復旧班）
 - ・資機材等の確保
- (3) 県及びライフライン関係機関相互の通信網により、被災状況収集、情報交換
- (4) 復旧担当者との緊密な連絡の徹底

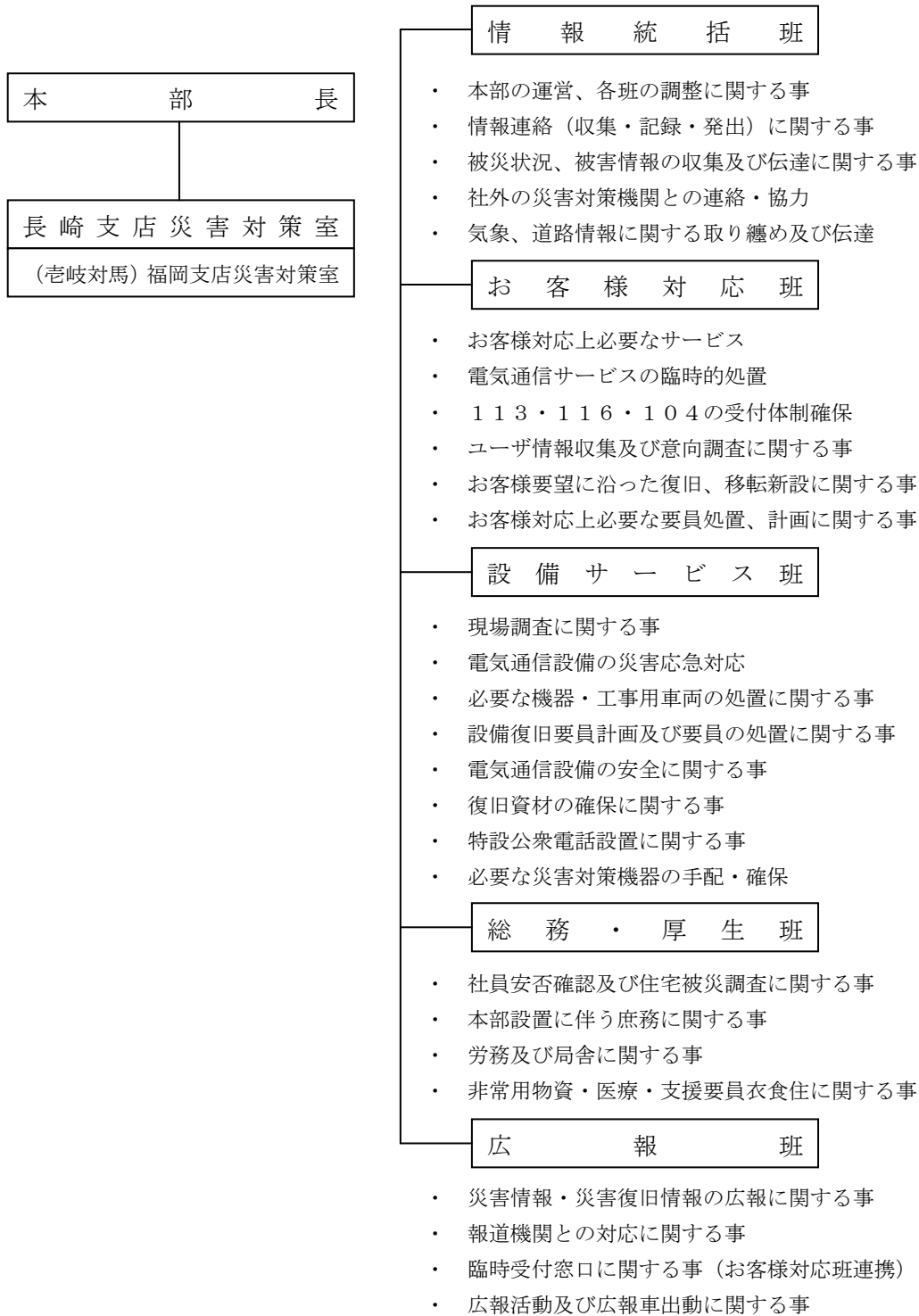
2 応急復旧

- (1) 基本復旧
 - ア 移動電源車の確保（停電対策）
 - イ 故障交換機等復旧
 - ウ 故障回線等復旧
 - エ 中継伝送路の確保（迂回ルートへの切替）
 - オ 可搬形衛星地球局の確保
 - カ 通信輻輳規制
- (2) 重要通信の確保（災害時優先電話）
 - ・第1次 県防災機関（災害対策本部及び現地災害対策本部）
(応急救護所)
国・各自治体防災関係機関
消防関係機関、警察機関、自衛隊、防災協力医療機関
その他（輸送、通信、電力復旧に直接関係する機関）
 - ・第2次 ガス・水道を供給する機関、金融機関、新聞、通信、報道事業者

3 通信サービスの確立

- (1) 特設公衆電話の設置
 - ・第1次 避難所
 - ・第2次 第1次に該当しないが、県民が避難生活を余儀なくされている場所
指定避難所、私設避難所
- (2) 災害用伝言ダイヤルの提供
- (3) 避難所での電話の受付

災害対策本部組織表



第 1 1 節 ガス施設災害対策計画

(九州ガス株式会社)

災害発生に際し、ガス施設を防護するとともに、被災地に対するガス供給を確保するため、次のとおり対策を講ずる。

1 連絡体制

日常的には宿直者を常駐させており災害発生時等、動員が必要な場合のための連絡体制を整えている。

2 災害の拡大防止、復旧措置

- (1) 災害の発生が予想される場合、または災害が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設置する。
- (2) 災害現場に出動した処理要員は、災害の拡大の防止又は復旧に努めるとともに、その状況を災害対策本部に報告する。
- (3) 災害現場においては、警察・消防機関と緊密な連携を保ち、災害の状況に応じて適切な措置をとる。
- (4) 多量のガスの漏洩が生じた場合には、酸欠、爆発事故等による被害を防止するため、付近住民を一時退避させる。この場合は必ず風上に避難させる。
- (5) 特に引火の危険性が伴うので火気を禁ずるとともに厳重に監視を行う。

3 緊急用資材及び備品の確保

緊急時に必要な工事用資材及び備品を常備し、所要数を確保しておく。

4 需要家、一般市民及び報道機関等に対する広報

需要家、一般市民に対する広報は、当社の広報車による周知を行い、場合によってはラジオ、テレビ等の公共機関を通じて広報を行い、二次災害の防止に万全を期する。

5 都市ガス製造供給設備

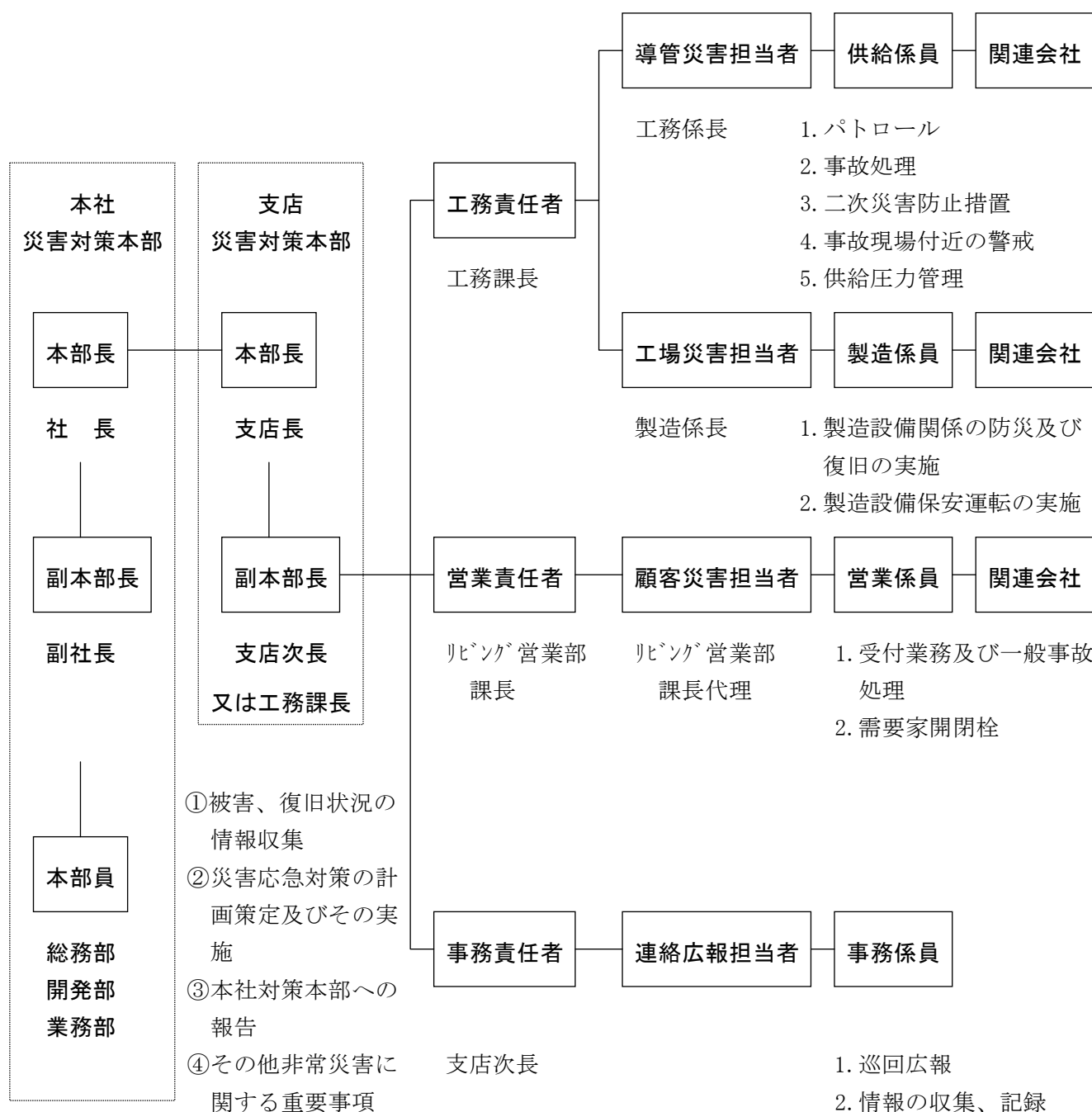
【津久葉工場】津久葉町 6-10 Tel 26-1148

区 分	規 模
都市ガス 13A 製造設備 46.05MJ/N m ³	178, 200 m ³ /D 4 基
ガスホルダー (有水式)	20, 000 m ³ 1 基
LNG タンク	400 KL 2 基
LPG タンク	50 t 2 基

6 非常災害対策組織

本社災害対策本部、支店災害対策本部を設置し、社内外の応援の下に、ガス施設の災害対策を効果的に実施できる体制をとる。

非常災害対策組織図



- ①災害応急対策、復旧対策方針の策定
- ②応援計画の策定
- ③応援の要請及び出動指令
- ④支店対策本部への指令
- ⑤九州経済産業局・九州産業保安監督部日本ガス協会への対応
- ⑥社内外への広報、連絡
- ⑦その他非常災害対策に関する重要事項

第 1 2 節 応急仮設住宅及び住宅の応急修理計画

市長は、災害発生時には速やかに被災地の状況を調査、把握し、費用負担等を明確にし、関係者等打ち合わせのうえ、応急工事にあたり、必要な指導を行う。

1 応急仮設住宅（長崎県災害救助法施行細則第 2 条を参照）

(1) 応急仮設住宅の設置

ア 建設用地の決定

建設用地は飲料水等が得易く、衛生上良好な場所を選定することが原則であるが、状況に応じ建設可能候補地から災害対策本部長が決定する。

イ 設置戸数

設置戸数は住宅の全壊、全焼、流失世帯の 3 割以内とする。

ウ 建物の規模及び構造

一戸当たりの規模は 29.7 平方メートルを基準とし、構造は一戸建て又はアパート建築のいずれかで一戸当たりの建設にかかる費用は、災害救助法の規定による。

エ 応急仮設住宅の建設

応急仮設住宅の建設は敏速かつ円滑に実施する必要があるため、災害対策本部が要請した場合、県の災害連携協定締結団体等に協力の要請を行うものとする。

なお、応急仮設住宅建設の着工期間は、災害発生の日から 20 日以内とする。

(2) 応急仮設住宅の入居基準

ア 対象者

住宅が全壊、全焼又は流出し、他に居住する住家がない者で、自らの資力では住宅の確保ができない世帯

イ 入居者の選定

選考は、被災者の資力その他の生活条件等を十分調査し、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、公平かつ厳正な入居選定を行い、貸与期間は 2 年以内として入居誓約書を徴して入居させ、後日立ち退き等の問題が生じないよう配慮する。

ウ 応急仮設住宅の優先入居

この住宅の入居者は、災害による全壊（焼、流失）世帯で、自力で住宅の確保ができないもので、次に掲げる者を優先する。

- ・生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ・特定の資産のない失業者
- ・特定の資産のない寡婦、母子家庭
- ・特定の資産のない老人、病弱者、障害者
- ・特定の資産のない勤労者
- ・特定の資産のない小企業者
- ・前各号に準ずる経済的弱者

2 住宅応急修理（長崎県災害救助法施行細則第2条を参照）

(1) 応急修理の対象

ア 住家が半壊、又は半焼し直ちに応急修理を行わなくては当面の日常生活を営むことのできない世帯

イ 公営住宅、会社の寮、社宅、飯場、借家以外の住宅に居住している世帯

(2) 応急修理の方法

ア 修理対象戸数は半壊、半焼世帯の3割以内とする。ただし災害の状況により3割を超えて修理を必要とするときは本部長が定める。

イ 応急修理は、居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限度の部分に対し行うものとし、修理費用の限度は、災害救助法の規定による。

ウ 応急修理は災害発生後1か月以内に完工する。

3 建設資材の調達

建設資材の調達は、建設業協会等に協力要請し方法等を定める。調達した資材等の輸送は原則として、物資調達先の業者に依頼する。

4 応急仮設住宅建設可能候補地

所在地	名 称	敷地の現状	建設可能敷地面積 (㎡)
幸町 296-1	田井原公園	公園	1,100
宇都町 61-2	御館山公園	公園	1,500
宇都町 240-1	上山公園（諫早公園）	公園	5,000
福田町 2832-3	福田公園	公園	1,400
泉町 5	泉公園	公園	1,800
天満町 22	天満公園	公園	1,500
日の出町 2247-45	日の出町第1開発公園	公園	1,400
栄田町 1584	栄田公園	公園	1,500
目代町 705-25	目代公園	公園	1,500
小野島町 2233	小野島グラウンド	スポーツ施設	17,000
小ヶ倉町 603-1	小ヶ倉公園	公園	2,000
久山町 1563-1	久山公園	公園	2,000
久山台 40-1	久山台1号公園	公園	3,200
山川町 23	西諫早団地第5児童公園	公園	1,100
中尾町 3-50	西諫早団地第3児童公園	公園	1,200
中尾町 8-50	西諫早団地第4児童公園	公園	1,000
馬渡町 1	西諫早団地第2公園	公園	9,000
馬渡町 6-1	西諫早団地第1児童公園	公園	1,400
馬渡町 10-92	西諫早団地第2児童公園	公園	1,000

所在地	名 称	敷地の現状	建設可能敷地面積 (㎡)
真崎町 527-16	清水谷公園	公園	1,300
津水町 154	津水河川広場	公園	3,500
堂崎町 6	西諫早団地第1公園	公園	2,100
堀の内町 208	堀の内公園	公園	5,500
白木峰町 828-1	白木峰高原	公園	4,200
猿崎町 844-5	猿崎公園	公園	2,400
多良見町囲 2000-12	喜々津中央公園	公園	3,000
多良見町化屋 2-45	シーサイド北公園	公園	3,000
多良見町化屋 3-94	シーサイド南公園	公園	1,000
多良見町化屋 351-7	化屋公園	公園	2,300
多良見町市布 2320-1	梶木第1公園	公園	2,000
多良見町木床 106	のぞみ公園	公園	1,200
多良見町木床 1626	大四郎淵公園	公園	2,700
多良見町市布 1133-3	天満宮公園	公園	4,000
多良見町木床 2002	なごみの里運動公園	公園	40,000
多良見町舟津 614	舟津公園	公園	1,100
多良見町舟津 1898	多良見西部グラウンド	スポーツ施設	8,000
森山町下井牟田 1300	森山ふれあい公園	公園	30,000
森山町田尻 1571-1	梅野広場	公園	8,300
森山町田尻 2217-115	干拓公園	公園	2,700
森山町杉谷 594-4	殿籠公園	公園	1,800
森山町本村 1300	森山グラウンド	スポーツ施設	6,600
森山町本村 3063	馬場公園	公園	2,000
森山町唐比北 691	森山餅田山グラウンド	スポーツ施設	7,500
飯盛町下釜 1-48	白塚公園	公園	2,400
飯盛町平古場 266	飯盛グラウンド	スポーツ施設	16,000
高来町小船津 904-4	高来総合運動公園	スポーツ施設	15,000
高来町山道 441	宇良地区広場	公園	1,800
高来町水ノ浦 367-10	高来城ノ下グラウンド	スポーツ施設	2,400
高来町峰 97	高来西グラウンド	スポーツ施設	4,500
高来町富地戸 136	深海地区広場	公園	2,000
小長井町小川原浦 958-8	小長井グラウンド	スポーツ施設	12,000
小長井町大峰 980-77	小長井長里グラウンド	スポーツ施設	8,000
小長井町田原 1595-2	小長井田原グラウンド	スポーツ施設	5,000

第 13 節 医療救護計画

- 1 災害のため、医療及び助産の途を失った者に対する医療、救護及び助産は、関係機関の協力を得て市長が行うものとする。（知事からの委任を含む。）災害救助法が適用された場合の医療及び助産は、県知事が実施するものであり、市は県の補助機関として、これを行うものとする。
- 2 災害時医療は不特定多数の傷病者に対し限られた人員・機材・医薬品で医療救護を行なおうとするものであることを理解して収容治療にあたる必要がある。

災害の規模及び災害発生の地理的要因により医療行為が左右され、時間の経過とともに救命率が低下することが予想される。

このことから可能な限り短時間に被災者の収容治療、重傷者の基幹災害医療センター及び地域災害医療センター（災害拠点病院）等への搬送を行なう必要がある。このためには、適切なトリアージの実行及び負傷者の収容先の指示等医療救護対策業務の輻輳が考えられるため、一定規模の災害に即応できるよう体制の整備につとめる。

また、災害時の医療救護所において応急的な医療救護を迅速に実施できるよう、諫早市と諫早医師会、諫早市歯科医師会との間で、「災害時の医療救護に関する協定」等を締結し、医療救護所での負傷者の治療など、初期の医療体制を整える。

災害医療については、災害規模により異なるものの災害発生直後の人命救助を主体とした対策と、既存疾患の進行や災害時に発生する特有の精神的な問題等の長期対策が必要となるが、地域防災計画では人命救助率に直結する災害発生後 72 時間以内の医療救護体制の確立を目的として当面の整備計画を定める。

(1) 医療救護体制の組織

医療救護体制の整備のためには、医療救護に直接携わる医療従事者の確保はもちろんであるが、搬送のための手段、情報の伝達方法及び支援のための要請等、各防災機関全体での支援体制が必要である。特に、災害発生直後は災害情報が混乱する事が予想されることから、これらを的確に把握し処理するため災害対策本部の要請にもとづき「医療対策本部」を設置する。

医療対策本部は「市役所」の中に設置し、災害対策本部と常に連携し災害対策に従事するものとする。

(2) 今後の活動方針

国においては医療救護体制の整備が阪神淡路大震災以降進められており、諫早市においても国・県等の動向を見極めながら体制整備につとめる必要がある。

今後の検討課題として主なものは

- ・医療救護に際して人的確保、搬送手段、情報伝達手段の確立
- ・医療救護物資の確保及び収容医療関係機関との情報連絡手段の確立
- ・災害関係機関の医療救護体制への支援方策の確立

・医療救護に係る関係機関との災害時応援協定の締結

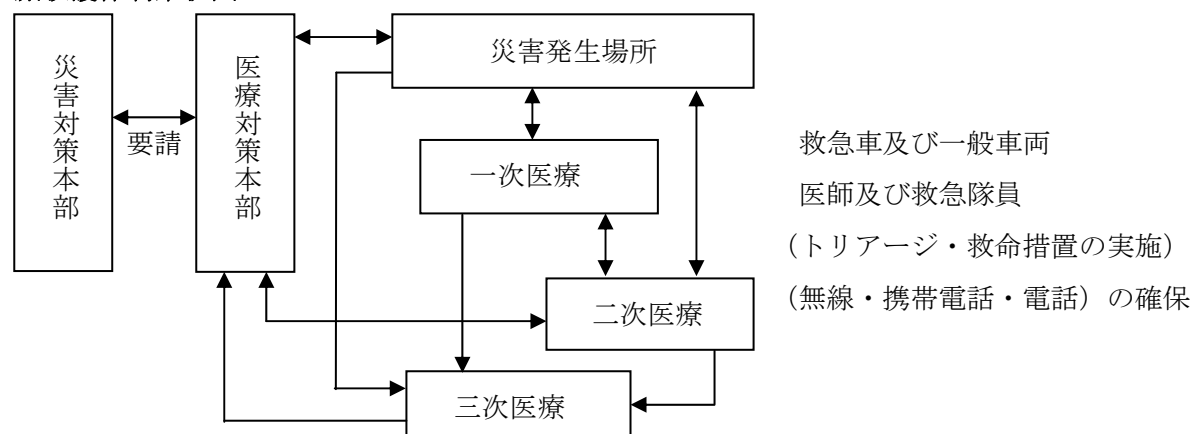
等が考えられることから今後も医療救護班を存続させ、より効率的で実効性のある医療救護体制の確立に務めるとともに、必要に応じ各種の団体の協力を得て支援体制の確立を図る。

[参考] トリアージ

災害時等において、限られた医療資源を最大限に活用し、救助可能な傷病者を確実に救命し、また、可能な限り多くの傷者に医療措置を行うためには、対象者の状況の確かな把握と医療資源の効率的な活用が必要である。

このためには、それぞれの傷病者の負傷程度や症状等を考慮し、治療の優先順位を決定したうえで、この優先順位に従って救命処置、応急処置、受入施設の選定・搬送を行う必要がある。

医療救護体制系統図



医療対策本部の事務

- ① 災害対策本部との連絡調整 ② 医療救護所の設置 ③ 負傷者の搬送手段確保など
- ④ 医療・歯科医療救護班の派遣 ⑤ 医薬品等の供給

二次救急医療体制

(病院群輪番制病院)

- ① ★(独)地域医療機能推進機構諫早総合病院
- ② 医療法人祥仁会 西諫早病院
- ③ 社会医療法人三校会 宮崎病院
- ④ 日本赤十字社長崎原爆諫早病院

(救急告示病院)

- ① 医療法人宏善会 諫早記念病院
- ② ★(独)地域医療機能推進機構諫早総合病院
- ③ 医療法人祥仁会 西諫早病院
- ④ 社会医療法人三校会 宮崎病院
- ⑤ 医療法人二輝会 佐藤病院
- ⑥ 日本赤十字社長崎原爆諫早病院

三次救急医療体制

★独立行政法人

国立病院機構

長崎医療センター

★長崎大学病院

★長崎みなとメディカルセンター

★佐世保市総合医療センター

(★は県指定災害拠点病院)

医療救護班の編成

班の名称	班の責任者			看護師・助産師 保健師
	住 所	氏 名	電 話	
諫早総合病院	永昌東町	西村 直樹	2 2 - 1 3 8 0	事態により即応する

災害救護班組織編成表

【本 部】 諫 早 医 師 会 2 5 - 2 1 1 1 fax 25-3100 本部長 満岡 渉 24-2927 副本部長 犬尾 元 22-0245 副本部長 山本 広樹 27-0550 本部付 高原 晶 22-1740 本部付 宮本 俊吾 25-0024 (西村 直樹 22-1380)				
【第1班・多良見】 <班長> 増田 憲治 松本 恵太 <班員> 大久保 洋 金森 有慶 濱中 洋一 中村 裕 竹迫 久享 陣林 伯豪 松屋 直樹 9 名				
【第2班・西諫早、西南部】 <班長> 大角 光彦 宇賀 達也 <班員> 城谷麻衣子 池田 圭介 千葉 憲哉 植田 成文 宮崎 雅也 桐山 健 助村 房子 竹下 菊雄 田代宏一郎 野田 弘之 原口 哲 平田 正信 前田 剛而 宿輪 哲生 出川 聡 田代 香澄 18 名				
【第3班・永昌、栄田、永昌東、天満、城見】 <班長> 中島 恒幸 草野 史郎 <班員> 穠山 明正 芦塚 文美 伊藤有里子 一之瀬弥久 内川 徹也 大坪 孝行 小鳥居 望 神宮司明子 神宮司多門 志波 義人 瀧野 博文 大塚 洋子 中島 茂 西村 誠介 角尾 尚人 福田 浩敏 藤江 透 小野倫太郎 前田 秀典 松尾 浩志 藤田 和夫 宮崎 正浩 松永 伸吾 本川 哲 橋本 隆明 塚崎 尚紀 杉山 啓一 時村源一郎 吉田 昂平 31 名				
【第4班・泉、金谷、福田、中央東、中央西】 <班長> 小無田 要 森 洋 <班員> 磨井 章智 大沢 肇 奥村 正彦 猪狩 康子 権藤雄一郎 末吉 修 立石由紀子 貝田 勇治 鶴川 陽一 松尾 健治 三村 一郎 宮本 力 森 茂 村岡 徹 犬塚 周 北島 知夫 田島 光浩 高橋美智子 辻本 善樹 橋爪 聡 宮下 昌子 山口 実 小野 靖彦 25 名				
【第5班・小栗、小野、森山】 <班長> 松尾 彰 田渕 富三 <班員> 姉川 和生 江藤 敏文 小田 純爾 川野 弘茂 澤田 征洋 樋口 洋一 谷岡 浩二 松本 泰子 島崎 敦 11 名				
【第6班・長田、高来、小長井】 <班長> 野田 晋 藤山 増昭 <班員> 佐藤 光治 立川 隆義 檀野 雄一 藤山 友樹 矢次 孝 山崎 善之 吉岡 卓 野田 晋平 友重 耕一 佐藤 光隆 12 名				
【第7班・有喜、飯盛】 <班長> 八尾 榮一 出口 晴彦 藤原 隆 <班員> 中原 賢一 山田 雅史 横尾 秀康 6 名				

○ 班は、諫早市の避難所地区別に対応し、本部設置後は、他班はそれぞれ対応する。

【救急輪番病院】：諫早総合病院、日赤長崎原爆諫早病院、宮崎病院、西諫早病院

【救急告示病院】：諫早記念病院、諫早総合病院、日赤長崎原爆諫早病院、宮崎病院、西諫早病院、佐藤病院

【その他一般病床を有する病院】：菅整形外科病院

諫早市歯科医師会歯科医療救護班（班編成）

【本部】	諫早市歯科医師会 24-3576 fax 22-7991			
本部長	橋村 静治	27-1700		
副本部長	土肥 博幸	49-8282		
本部付	奥野 勝也	23-1940	植松 竜治	34-3318
	浦 泰	21-0888	金森 浩一	25-3200
	吉富 泉	(諫早総合病院) 22-1380		

【第1班・多良見】 ＜班長＞ 石田 豊 ＜班員＞ 河井 洋祐 久保 尚芳 藤田 浩一 森田 聡 森田 倫己 6 名	【第2班・真津山、西諫早】 ＜班長＞ 岡本 直樹 ＜班員＞ 池田 信 井上 陽介 大石 久志 奥村 晃 小鉢 武稔 副島 一成 中尾 裕二 原 安生 本多 直嗣 山口 弘一 山口 弘之 12 名	【第3班・中央北】 ＜班長＞ 野口 哲 ＜班員＞ 稲永 卓司 緒方 真 中古賀晴信 西口 公章 納富 拓 橋本 孝道 原 美和子 藤田 英樹 藤田 正典 堀内 晃 本田 光浩 本多 啓子 本多 英美 溝越 孝 溝越 泰雄 吉田 延壽 安井 克彦 納富 一幸 澤田 邦久 20 名
【第4班・中央中、中央南】 ＜班長＞ 古賀 俊幸 ＜班員＞ 井手 庸隆 伊藤 順也 大坪 弘武 助村 大作 田中 奈美 林下 富貴 一宅 邦博 宮下 剛一 宮田幸一郎 吉原 弘泰 浅田 伊織 12 名	【第5班・小栗、小野、森山】 ＜班長＞ 田中 広海 ＜班員＞ 三牧 尚史 牟田 直人 横尾 秀陽 小関 優作 5 名	【第6班・長田、高来、小長井】 ＜班長＞ 中村 康司 ＜班員＞ 小嶺 徹 近藤 誠 豊福 寛行 森 健哉 5 名 【第7班・有喜、飯盛】 ＜班長＞ 山下 敏昭 ＜班員＞ 藤原 浩 寺野 元博 増山 隆一 4 名

班の名称	班の責任者			看護師、助産師、保健師
	住 所	氏 名	電 話	
県立こども医療福祉センター	永昌東町	小柳 憲司	22-1300	事態により即応する

《参 照》

輪番病院及び救急告示病院

医療機関名	所在地	電 話	診療科目	病床数	輪番・告示別
(独)地域医療機能 推進機構 諫早総合病院	諫早市永昌東町 24-1	22-1380	内、外、整、小、皮、呼 泌、眼、耳、麻、産、消、 リウ、放、歯、循、腫内 脳神、リハ、精、腎内 糖尿、血液内、病理診断	3 2 3	輪番 告示
日本赤十字社 長崎原爆諫早病院	諫早市多良見町 化屋 986-2	43-2111	内、呼、消、循、放 リハ	1 3 0	輪番 告示
社会医療法人 三校会 宮崎病院	諫早市久山町 1575-1	25-4800	循、消、(削除)形、脳、リ ハ、呼、内、外、(削除) 整、腎、泌、麻、(削除) 放、救、泌、老年	1 5 3	輪番 告示
医療法人 祥仁会 西諫早病院	諫早市貝津町 3015	25-1150	脳、消、外、内、循 整、呼、放、リハ、乳腺	6 3	輪番 告示
医療法人 宏善会 諫早記念病院	諫早市天満町 2-21	22-0370	内、外、整、循、放、消 呼、肛、リハ、リウ、 神内、心臓、アレ、老年、 糖尿、代謝、形	1 1 2	告示のみ
医療法人 二輝会 佐藤病院	諫早市小長井町 井崎 98	34-2062	内、呼、消、循、外、小、 整、リハ、眼、放	4 0	告示のみ

諫早市薬剤師会救護班 (編成)

2025 年 12 月現在

【本部】 諫早市薬剤師会 27-1127 本部長 堀大師堂薬局 堀 剛 35-1585 副本部長 パサージュしらぬひ薬局 宮崎 彰宣 21-0311 本部付 (株)宮崎温泉堂商店 木場 重徳 22-3350	
【第1班・多良見地区】 班長 もろおかファミリー薬局 松尾 雄太 班員 かわはら薬局、たらみタウン薬局、なまず薬局 モリタ薬局、ローズマリー薬局、 久山台薬局、くやま薬局	【第2班・真津山、西諫早地区】 班長 カサマツ薬局 工藤 学 班員 宇都薬局、原田薬局西栄田店、コミット薬局 かわはら薬局宇都店、西諫早薬局 ヤマカワ薬局、原田薬局貝津店 ゆきざわ薬局、よつば薬局
【第3班・中央北地区】 班長 しろみ薬局 河野 広大 班員 いずみ薬局、諫早駅前薬局 パサージュしらぬひ薬局、しらぬひ薬局 トーラサンベ薬局、フラワー薬局 ふれあい薬局、ますだ薬局、ライオン薬局 れもん薬局、八坂薬局、天満薬局 しめんばし薬局、みどり調剤薬局 やました薬局、ヤクシン薬局御館山店 ことのは薬局、中央薬局	【第4班・中央中、南地区】 班長 こはく堂薬局 池田 理恵 班員 もろおか幸盛堂薬局、コスモス薬局、あおぞら薬局 ニコニコ調剤薬局、東本町薬局 堀大師堂薬局、もろおか薬局幸町店、東小路薬局 かなや調剤薬局、うえの町薬局、はとふる薬局 もろおか薬局昭和通り店
【第5班・小栗、小野、森山地区】 班長 そうごう薬局諫早小野町店 八木 ひとみ 班員 美南の丘薬局、こまち薬局、小野島薬局 はまさと薬局、しのだ薬局小川町店 はくあい堂諫早かわとこ薬局	【第6班・長田、高来、小長井、飯盛地区】 班長 むつごろう薬局 高崎 正磁 班員 岩松薬局、そうごう薬局小長井店、ながた薬局 ハート薬局、こながい薬局、野のはな薬局 こぐま薬局

第 1 4 節 防疫及び保健衛生計画

市は、災害時における感染症の発生等を防止するため、県及び防災関係機関との密接な連携のもと、防疫及び保健衛生対策の具体的な確立を図る。

1 被害状況等の把握

災害発生時に迅速かつ的確な防疫及び保健衛生対策を実施するため、医療救護所及び各避難所から以下の事項について情報収集を行う。

- (1) 避難所の衛生状況及び避難者の健康状況
- (2) 仮設トイレの衛生状況及び浸水家屋の状況
- (3) 防疫保健衛生資器材等の需要状況

2 防疫活動実施体制

(1) 実施機関

災害地における防疫は、市が実施する。

ただし、災害の状況により市の行う防疫が不可能と判断した場合には、知事に対しその実施を要請する。

(2) 防疫活動

市は、災害時における感染症の発生及びまん延を防止するため、県及び防災関係機関と密接な連携のもとに対策方針を定め、防疫対策の具体的な確立を図る。

(3) 防疫班の編成

市は、救護防疫班をもって防疫班を編成し、災害の状況に応じ保健所の協力を得て防疫活動を実施する。

(4) 防疫事務

ア 感染症患者が発生した場合の対応

「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」で県が対応する。

イ 感染症発生状況又は防疫活動の周知

感染症が発生した場合、市は、その発生状況及び防疫活動等につき、速やかに広報活動を実施する。

ウ 防疫活動の開始

市は、感染症患者の発生の状況等により県の指示に応じて、いつでも臨機の防疫活動が開始できるようにし、保健所が行う防疫活動と一体的な行動を行う。

エ 県の役割

(ア) 県は、災害に即応した防疫対策に基づき災害地域所轄の保健所と緊密な連絡をとり、実情に即した防疫活動の推進を図る。

(イ) 県央保健所は、災害の規模に応じ1班或いは数班の班を設け、被災地並びに避難所等における防疫活動を行う。

オ 清潔方法及び消毒方法

市は、感染症予防上必要と認められる場合、清潔方法及び消毒方法について県の指示を受ける。

(ア) 清潔方法

① 市は、清潔方法の実施に当たって道路溝きょ、公園等公共の場所を中心に行う。

② 災害に伴う家屋並びにその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ市長は、的確な指導あるいは指示を行う。

③ 市は、収集したごみ、汚泥及びその他の汚物を焼却等衛生的に適切な処分をする

(イ) 消毒方法

① 市は、消毒方法の実施に当たっては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条の規定による県の指示に基づき、同施行規則第14条から第19条までに定めるところに従って行う。

② 消毒の実施に当たっては、速やかに消毒薬剤等の手持量を確認のうえ、不足分を補い便宜の場所に配置する。

カ そ族昆虫の駆除

市は、そ族昆虫の駆除の実施に当たっては、器材及び薬剤の現場確認を速やかに行うとともに、不足器材等の調達に万全を図る。

キ 予防接種の実施

市は、県の指示に従い臨時の予防接種を実施する場合は、ワクチンの確保など迅速に行い時期を失わないよう措置する。

3 保健衛生体制の推進と支援要請

保健衛生対策等が円滑に実施できるよう各班は、相互の活動の連携を図り、その調整に努める。

また、災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)や保健師等の応援派遣が必要な場合は、救護防疫班から県(県央保健所)を通じ依頼する。

なお、市のみで対応が困難な場合、応援協定締結市町村及び応援協定締結団体に対する支援要請の依頼を行う。

4 保健衛生対策

生活環境の悪化による避難者の健康状態の変化に対応するため、避難所等の適切な衛生状態

の維持に努めるとともに、避難者の健康状態を把握し、避難者が健康な生活を送れるよう支援する。

(1) 初期保健チームによる保健活動の実施

救護防疫班は、避難所の設置情報に基づき保健師等による初期保健チームを編成し、健康相談等を行うとともに、避難所等の衛生維持に努める。

(2) 巡回保健チーム等による保健活動の実施

ア 救護防疫班は、災害の状況に応じて、保健師を中心とする巡回保健チームを編成し、在宅療養者等や避難所を巡回し、健康相談や保健指導等を行うとともに避難所等の衛生維持に努める。

イ 救護防疫班は、巡回保健チーム員の巡回健康相談が効果的、効率的に実施できるよう巡回計画を定める。

(3) 巡回健康相談・保健指導

巡回健康相談に当たっては、避難者の健康の確保を図るため、次により避難者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等は、相互に連絡調整を図り避難者に対し適切な処遇を行う。

ア 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等要配慮者の健康状態の把握と保健指導

イ 結核患者、難病患者、精神障がい者等に対する保健指導

ウ 感染症患者の健康状態の把握と保健指導

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導

オ 不安の除去等メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導

キ 心身の機能の低下予防

(4) 避難所等の衛生指導

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、避難者へ指導等を行うとともに、生活環境の維持に努める。

ア 食生活の状況（食中毒の予防等への対応）

イ 衣類、寝具の清潔の保持

ウ 身体の清潔の保持

エ 室温、換気等の環境

オ 睡眠、休養の確保

カ 居室、便所等の清潔

キ プライバシーの保護

(5) 記録様式

発災時に保健師等が巡回等により把握した避難者に関する情報を、関係者間で円滑に共有

できるようにするため、別添のとおり、「避難者健康相談票（共通様式）」及び「避難者健康相談票（保健師等様式）」を関係者間で速やかに共有する。

「避難者健康相談票（共通様式）」を用いて得た情報については、市町村内部での利用や自治体間での共有等を行う場合は本人の同意は不要だが、これら以外の者と共有を行う場合は個人情報保護法（平成 15 年法律第 57 号）第 27 条及び第 69 条の規定に基づき、原則、本人の同意が必要となる。したがって、後者の共有を行うことが想定される場合、「避難者健康相談票（共通様式）」を活用してヒアリングを行う際には、把握した情報について、支援の実施に必要な限度で、支援の実施に携わる関係者に対して提供を行う旨、本人の同意を得ること。

5 防疫用薬品、資材の調達

市は、必要に応じ県に対し薬品及び器具等の調達の斡旋を依頼することができる。

第 15 節 清掃計画

この計画は、災害時におけるごみ、し尿等の処理業務が適切に行われ、環境衛生の万全を期するためのものである。

なお、大規模災害時における廃棄物（ごみ及びし尿）の処理については、「諫早市災害廃棄物処理計画」に別に定める。

1 災害時におけるごみ及びし尿の処理

災害時には、被災地域の災害ごみ及び冠水便槽等のし尿緊急収集に加え、定期収集を早期に回復して市民生活の安定を図り、環境衛生の確保に努めるものとする。

また、災害ごみの処理においても、十分に環境に配慮した措置を行うとともに、効率的な処理のためにも可能な限り分別を実施し、リサイクルを図るものとする。

2 災害ごみの処理

(1) 収集・運搬体制

市保有車及び委託業者の車による収集・運搬を原則とするが、災害ごみの大部分は、水分の多い粗大ごみが土砂まじりの状態で排出されることから、機械式収集車による収集・運搬が効果的でない場合もある。

このようなときはダンプトラックとショベル系積込重機との組合せが最も有効であるので、車両等の借上げの方法による収集・運搬を第一とし、市及び委託業者の保有車で補完する体制を組むものとする。

(2) 収集・運搬車両等

災害ごみの収集・運搬に適した車両及び重機を確保するため、土木対策部（隊）等と連携を密にし、民間業者所有の車両及び重機の数量を把握し、借上げ等を行うものとする。

(3) 仮搬入先の確保

ごみの処理施設への搬入経路の被害が予測され、災害ごみの収集等に混乱をきたすおそれがある場合は、仮搬入先を数箇所確保し、住民自身による搬出等に備えるものとする。

3 し尿処理

(1) 収集・運搬体制

許可業者による収集・運搬を原則とするが、災害時に適応するよう市長が要請する。

(2) 収集・運搬車両等

災害地域のし尿汲取りを直ちに実施するため、市内収集業者に協力を要請し、収集業務を迅速に行うものとする。

【災害ごみ収集車両等】

市保有車両等

種 類	台 数	積載量	備 考
不燃物収集車	1 台	2 t	ダンプ車
可燃物収集車	1 台	2 t	パッカー車
そ の 他	1 台	0.35t	軽ダンプ

運送業者等保有分

業 者 名	車 種	台数	積載量	備 考
協業組合 諫早輸送センター	平ボディ	28 台	2t・3t・4t・11t	栗面町
	ダンプ	7 台	4t・10t	
	ユニック車	4 台	6t・7t・10t	
(有)栗本商店	深ボディダンプ	1 台	2t	八天町
	パッカー	2 台	2t・3.5t	
(有)諫早護美センター	パッカー	9 台	2t	福田町
(有)諫早環境整備	深ボディダンプ	3 台	2t	目代町
	パッカー	1 台	2t	
協業組合 諫早リサイクルセンター	深ボディダンプ	1 台	2t	福田町
(有)みづほ	深ボディダンプ	1 台	3t	多良見町
	パッカー	1 台	3.4t	
(有)石場清掃多良見	ダンプ	4 台	0.35t・2t	多良見町
	パッカー	4 台	2t・2.7t・3.5t	
	ユニック車	1 台	3.35t	
(株)真人	ダンプ	3 台	1.5t・2t・7t	飯盛町
	ユニック車	1 台	6.9 t	
	軽トラック	3 台	0.35t	
	アームロール車	4 台	2t・4t・8.8t	
(株)クリーンいいもり	深ボディダンプ	1 台	1.9t	飯盛町
	パッカー	2 台	2t	
	軽トラック	1 台	0.35t	
(有)辻工業	ダンプ	1 台	2t	森山町
(株)中野浄設工業	ダンプ	1 台	2t	森山町
	パッカー	2 台	3t	
北高清掃(有)	パッカー	12 台	2t・3t	小長井町
	ダンプ	4 台	2t・4t	
	アームロール車	3 台	2t・4t・3.85t	
(有)西日本環境 クリーンサービス	パッカー	1 台	3t	小長井町
	ダンプ	2 台	0.35t・2t	

【し尿収集許可業者(保有分)】

業 者 名	所在地	車 種	台 数	積載量	従業員
(有)諫早衛生舎	船越町 1088-5	バキューム車	10 台	38,700 リットル	12 人
いさはや清掃社	旭町 5-14	バキューム車	6 台	17,400 リットル	12 人
(有)古川清掃社	福田町 5-36	バキューム車	5 台	16,000 リットル	13 人
(有)みづほ清掃社	幸町 43-2	バキューム車	11 台	46,000 リットル	15 人
(有)みづほ	多良見町化屋 508-6	バキューム車	3 台	15,300 リットル	14 人
(有)石場清掃多良見	多良見町市布 293	バキューム車	3 台	12,000 リットル	6 人
飯盛清掃社	飯盛町開 4-17	バキューム車	4 台	17,350 リットル	6 人
北高清掃(有)	小長井町 小川原浦 1007-2	バキューム車	6 台	19,200 リットル	21 人
(有)土居清掃社	小長井町 小川原浦 660-35	バキューム車	2 台	4,800 リットル	5 人

第 16 節 障害物の除去計画

災害時において、土石、立木及び災害を受けた工作物等、住民の生活に支障を及ぼすおそれがある物、又は危険と判断される障害物を除去し、災害の拡大防止と交通路の確保等災害応急措置を迅速的確に実施するため豪雨又は河川等の溢水、地すべり等に起因する崩土又は岩石落下による道路の閉塞等の災害に関して次のような計画をたてる。

- 1 崩土による土砂、立木又は落石等により道路が閉塞する場合を考慮して、予め集積又は捨土箇所を選定しておくこと。
- 2 災害の程度により他より車輛、器材等を求める必要がある場合を考慮して、建設業協会と十分連携をとること。
- 3 応急復旧に要する所要人員は、車輛器材及び災害の程度を考慮し市において対処し得るよう計画しておくこと。
- 4 以上のほか、臨機の処置をとり随時出動し得る態勢を確保しておくこと。

【障害物除去機械、器具の現況】

機械器具の種別	型 状	台 数	保管場所	保管課
小型貨物車	ダンプ 2 t	1 台	諫早市役所	緑化公園課

市保有車両は限られたものであるため、災害の程度により他に必要な車両については、市内各運送業者及びその他の車両をあてる。

【除去した障害物の集積予定場所】

- ① 諫早市小豆崎町 8 9 - 2 (旧処分場跡地) ② 小中学校運動場

【長崎県建設業協会諫早支部保有分】

建設機械の種類	規 格	台 数	備 考
ブルドーザー	大・中・小	3 台	掘削、積込み
タイヤショベル		3 台	掘削、積込み
バックホー	0. 4 m ³ 未満	3 0 台	
バックホー	0. 4 m ³ 以上	1 0 台	
動力発電機		3 台	
ダンプトラック	0. 4 t 未満	2 0 台	
ダンプトラック	0. 4 t 以上	1 5 台	
水中ポンプ		8 台	
発電機		1 5 台	

第 17 節 輸送計画

災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため次の方法のうち、最も適切な方法によって行うものとする。

1 輸送方法

輸送の方法は、輸送物資等の種類、数量、緊急度並びに現地の交通施設等の状況を勘案し、次により最も適切な方法で行うものとする。

- (1) 貨物自動車、乗合自動車等自動車による輸送
- (2) 鉄道等による輸送
- (3) 船舶による輸送
- (4) ヘリコプター等による輸送
- (5) 庁用自動車による輸送
- (6) 人力等による輸送

2 輸送力の確保

- (1) 自動車等による輸送力の確保の場合、おおむね次の方法によるものとする。

- ア 応急対策実施機関所有の車輛等の利用
- イ 公共団体所有の車輛等の使用
- ウ 営業用車輛等の使用
- エ その他自家用車等の使用

- (2) 鉄道等による輸送

道路の被害により自動車輸送が不可能な場合、遠隔地において物資資材等を確保したときは、鉄道輸送を行う。

- (3) 海上からの輸送が適当と思われる場合は船舶による輸送を行う。

- (4) 航空機による輸送

災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、市長が知事に対し県防災ヘリ及び自衛隊による航空機（ヘリコプターを含む。）の派遣要請を行うものとする。

- (5) 庁用自動車による輸送

庁用自動車は、必要車両を除く外、全力を挙げて輸送の迅速化を図る。

- (6) 人力等による輸送

前各号による輸送が不可能な場合は、人力等により輸送するものとする。

- (7) 応援協力要請の手続

市は他の災害対策実施機関又は関係各業者に対し、応援、協力を要請する場合は、輸送区間、輸送機関、輸送対象及び輸送台数、集結場所及び日時その他必要な条件を明示して行うものとする。

3 環境衛生班の輸送計画により支援対策班が配車を行う。

4 災害救助法による輸送の実施基準

災害救助法が発令された場合は、知事の補助機関として同法に基づく輸送を次のとおり実施する。

(1) 輸送の範囲

災害救助法による救助実施のため輸送については、次の範囲とする。

種 類	内 容
り災者の救出	1 救出されたり災者の輸送 2 救出のために必要な人員、資材等の輸送
医療及び助産	1 救護防疫班によることができない場合において、患者を病院及び診療所へ運ぶときの輸送 2 救護防疫班に属する医師、助産師、看護師等の輸送 3 重病であるが、今後は自宅療養によることとなった患者の輸送
り災者の避難	1 り災者自身を避難させるための輸送 2 り災者を誘導するための人員、資材等の輸送
飲料水の供給	1 飲料水それ自体の輸送（供給先はり災者に限られない。） 2 飲料水を確保するための人員、ろ水器、その他飲料水の供給に必要な機械、器具、資材等の輸送
救援用物資 (義援物資を含む)	1 被服、寝具、その他生活必需品の輸送 2 学用品の輸送 3 炊出し用食糧品、調味料、燃料等の輸送 4 医薬品、衛生材料等の輸送
死体の搜索	死体の搜索に必要な人員及び資材の輸送
死体の処理 (埋葬を除く)	1 死体の消毒、縫合、洗浄等の処置及び検索のための市民生活班人員の輸送並びに死体の処置のための衛生材料の輸送 2 死体の発見場所から一時安置所までの移送その他移動に伴う死体そのものの輸送及び死体を移送するための人員の輸送

(2) 輸送の期間

輸送の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間

(3) 輸送のための経費限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

5 ヘリコプターの着陸場候補地

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 小野島グラウンド | (6) 森山ふれあい公園 |
| (2) 白木峰高原駐車場 | (7) 飯盛東小学校 |
| (3) 光江橋下流河川敷 | (8) 高来中学校 |
| (4) 御館山小学校 | (9) 小長井グラウンド |
| (5) 喜々津中学校 | |

6 物資集積拠点

災害時において、救援物資の集約及び避難所等への配送を円滑に実施するため、以下のとおり物資集積拠点として予め指定するものとする。

(1) 物資集積拠点施設

ア 諫早市中央体育館（小船越町１０４８－２）

イ 上記施設は、市の中心部付近に位置し、救援物資を保管・配分するための十分なスペースを有し、交通アクセス・本部との連絡体制が比較的容易である。

(2) 物資集積拠点の機能

ア 救援物資の受付

イ 救援物資の仕分け

ウ 救援物資の配送

エ 救援物資の在庫管理

(3) 物資中継拠点

ア 災害の規模など必要に応じ、各地域・地区に物資中継拠点を配置するものとする。物資中継拠点では、物資集積拠点と同様の機能を有する。

イ 各地域・地区における物資中継拠点となる施設を予め選定しておく。

ウ 指定避難所等に物資中継拠点を配置する場合は、避難所運営の妨げとならないよう集積場所等に配慮するものとする。

第 18 節 交通応急対策計画

この計画は、災害時において、交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な資器材等の緊急輸送を行うため、交通支障箇所の通報連絡・交通規制等について定めるものである。

1 実施機関

交通規制は、次の区分により実施する。

区 分	実施責任者	範 囲
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市 長	(道路法第46条) 1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合
警察機関	公安委員会 警察署長 警察官	(基本法第76条) 1 災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるとみとめる場合 (道路交通法第4条1項、第5条1項、第6条4項) 1 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 2 道路の損壊、火災発生その他の事情により、道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合 (警察官の行う一時的なもの)

2 支障箇所の通報

道路管理者は、その管理に属する道路、橋梁等の支障箇所について必要に応じ、関係機関に通報、又は連絡する。

3 交通規制の実施要領

(1) 道路管理者

道路管理者は、災害時において危険箇所指定区間及び道路、橋梁等交通施設の危険な状況を予想し、又は発見したとき、若しくは通報等により知ったときは、異常気象時における道路通行規制要領により速やかに必要な交通規制を行う。

道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保する必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。

運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行うことができる。

(2) 公安委員会

ア 交通安全のための規制

県公安委員会は、災害時において交通の危険が生ずるおそれがある場合に、これらの危険を防止するため必要と認めたときは、速やかに必要な交通規制を行う。

イ 緊急通行車両の通行の確保のための交通規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限を行う。

この場合、県公安委員会は、その禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した標示（様式第1）を必要な場所に設置する。

ただし、緊急を要するため標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であると認めるときは、警察官の現場における指示により、交通規制を行う。

(7) 交通規制が行われた場合の周知徹底

通行禁止等を行った時は、県公安委員会及び本県に隣接し、又は近接する県の公安委員会は、直ちにそれぞれの県の区域内の居住者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させる措置を行う。

(4) 交通規制が行われた場合の車両の運転者の義務

a 道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路の区間以外の場所に移動しなければならない。

b 区域に係る通行禁止等が行われた場合の運転者の義務

車両の運転者は、区域に係る通行禁止等が行われた場合、速やかに、車両を道路外の場所へ移動しなければならない。

c a及びbのいずれの場合も車両の移動が困難な場合

車両の運転者は、a及びbのいずれの場合も車両の移動が困難な場合は、できる限り道路の左側端に沿って、駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

(5) 警察官の指示を受けた場合の車両の運転者の義務

(4)のa及びbにかかわらず、車両の運転者は警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(6) 警察官、自衛官、消防吏員の措置命令及び措置

a 警察官の措置命令及び措置

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急車両通行の妨害

となり、これにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者又は管理者に対し、車両その他の物件の移動等の措置を命じることができ、措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために移動等の措置をとることを命じることができないときは、自ら移動等の措置を行うことができる。

この場合において、警察官は、移動等の措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

b 自衛官の措置命令及び措置

自衛隊法第83条第2項の規定「災害派遣」により命じられた部隊等自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り警察官の措置命令及び措置を準用して、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

c 消防吏員の措置命令及び措置

消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、警察官の措置命令及び措置を準用して、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら移動等の措置をとることができる。

d 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員は、前記措置命令及び措置をとった場合は、直ちに当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

e 損失補償

警察官、自衛官、消防吏員の措置による破損については、損失補償をしなければならない。

4 緊急通行車両の確認、標章及び確認証明書の交付

(1) 緊急通行車両について

ア 道路交通法第39条第1項の緊急自動車

消防用自動車、救急車、警察用自動車、電気事業・ガス事業その他の公益事業において危険防止のため応急作業に使用する自動車等

イ 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両

(ア) 緊急輸送車両

指定行政機関等が保有し、指定行政機関等との契約により常時指定行政機関等の活動専用を使用し又は災害発生時に関係の他機関・団体等から調達する車両で次に揚げるとおりとする。

a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示を行うための車両

- b 消防、水防その他の応急措置を行うための車両
 - c 被災者の救護、救助その他保護を行う
 - d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育を行うための車両
 - e 施設及び設備の応急の復旧を行うための車両
 - f 清掃、防疫その他の保健衛生を行うための車両
 - g 犯罪の予防、交通の規制その他災害における社会秩序の維持を行うための車両
 - h 緊急輸送の確保を行うための車両
 - i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置を行うための車両
- (イ) 災害応急対策を実施するための車両
- ポンプ車、クレーン車等特別の構造又は設備を有する車両で災害応急対策を実施するためのもの。
- ウ 確認の申請
- (ア) 道路交通法第39条第1項の緊急自動車については、知事又は公安委員会の確認を受ける必要がなく、標章を掲示する必要もない。
- (イ) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するために運転する車両については、車両の使用車は、緊急通行車両であることの確認を受けるために、知事又は公安委員会に申請、標章（様式第2）及び確認証明書（様式第3）の交付をうけるものとする。
- また、災害発生前でも緊急通行車両の事前届出を行うこともできる。
- エ 確認、標章及び確認証明書の交付事務（以下「確認等の事務」という。）
- a 知事が行う確認等の事務は、次の部局で行う。
 - 企画部 県北振興局（総務課） 島原振興局（総務課）
 - 県央振興局（管理部総務課） 長崎振興局（総務課）
 - b 県公安委員会が行う確認等の事務は、次の課、署で行う。
 - 県警本部交通部交通規制課
 - 各警察署（交通課）
- オ 緊急通行車両の確認を実施したときは、その処理顛末を明確にした書類を整理保存しておくものとする。
- カ 緊急通行車両の使用車は、交付を受けた標章を使用する緊急通行車両の前面の見やすい箇所に掲示し、確認証明書は当該車両に備え付けるものとする。
- キ 標章及び証明書の有効期限は交付の日から起算して5年後の日とする。
- ク 標章及び証明書の交付を受けた後に記載事項の変更が生じ又は標章等を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した場合は、再交付を申請することができる。
- ケ 緊急通行車両の使用車は、緊急通行を終了したときはただちに標章及び証明書を返納するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限の対象から除外する車両について

緊急通行車両は、災害時の応急対策活動に使用される車両に限定すべきであるが、応急対策に従事しないものであっても、社会生活維持に不可欠な車両及び円滑な応急対策を確保するうえで必要な車両については、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない限りにおいて、かつ原則として災害応急対策期においては運用しないことにより通行を認めるものとし、その取扱いについては次によるものとする。

ア 災対法施行規則第6条に定める様式の標示による通行の禁止又は制限の対象から除く車両は次のとおりとする。

(ア) 緊急自動車（道路交通法第39条）

(イ) 災害派遣又は地震防災派遣に従事する自衛隊用自動車（自衛隊法第83条又は第83条の2）

(ウ) 傷病者の救護又は医師の救急患者の診断、治療のため現に使用中の車両

(エ) 報道機関の緊急取材のため使用中の車両

(オ) 他の都道府県公安委員会又は知事の標章及び証明書の交付を受け、緊急輸送のため現に使用中の車両（災対法施行令第33条）

(カ) 次に掲げる車両のうち規制除外車両として、警察署に申請して除外標章の交付を受け、当該除外標章（他の公安委員会の交付に係るものを含む。）を提出し、かつ、当該目的のため使用中のもの。

a 道路維持作業用自動車（道路交通法第41条）

b 通学通園バス（道路交通法施行令第26条の3）

c 郵便物の収集又は、配達のため使用する車両（郵便法）

d 電報の配達のため使用する車両（公衆電気通信法）

e 廃棄物の収集のため使用する車両（廃棄物処理及び清掃に関する法律）

f 入院を必要とする感染症患者の搬送又は感染症予防のため使用する車両（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）

g その他公益上又は社会生活上特に通行させる必要があると認められる車両

イ 規制除外車両の申請

(ア) 除外標章の交付を受けようとする者については、規制対象除外車両通行申請書を提出し、通行の禁止又は制限の除外を受けようとする区域又は道路の区間を管轄する警察署（管轄する警察署が2以上ある場合は、そのいずれかの警察署）に申請させるものとする。

(イ) 除外車両の申請を受理した警察署は、原則として災害応急対策期以外において通行させる必要を認め、かつ、緊急通行車両の通行に支障を及ぼさない場合においては、規制除外車両確認証明書（様式第4）及び除外標章（様式第5）を交付するものとする。

- (り) 警察署は、規制除外車両申請受理簿を備え付け、規制除外車両の受理及び処理経過を明らかにしておくものとする。

5 相互連絡

道路管理者と警察機関は、相互に緊密な連絡をとるとともに、交通を規制しようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、機関及び理由を相互に通知する。

ただし緊急を要する場合で通知するいとまがないときは事後すみやかにこれらの事項を通知する。

6 発見者の通報義務等（基本法第54条）

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、すみやかに市町村長又は警察官に通報するものとする。

通報を受けたときは、警察官にあっては市町村長へ、市町村長にあっては、その他関係機関へそれぞれ通報する。

7 迂回路等

交通規制を行ったときは適当な迂回路を設定するとともにそのむね必要な地点に看板等を標示し、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

様式第 3

第 号		年 月 日
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書		
知 事 印 公安委員会 印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏名又は名称	
有 効 期 限		
備 考		

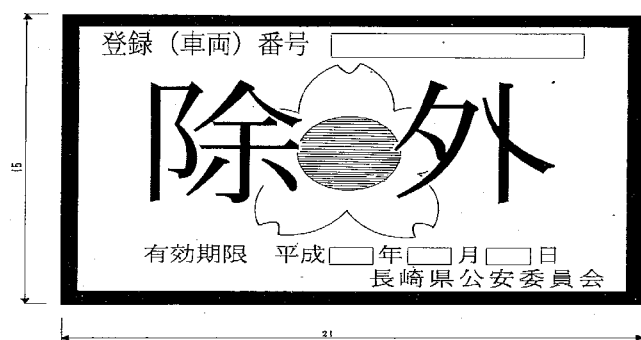
備考 用紙は、日本産業規格 A 4 とする

様式第 4

第 号		年 月 日
規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書		
公安委員会 印		
番 号 標 に 表 示 さ れ て い る 番 号		
車 両 の 用 途 (緊 急 輸 送 を 行 う 車 両 に あ っ て は 、 輸 送 人 員 又 は 品 名)		
活 動 地 域		
車 両 の 使 用 者	住 所	() 局 番
	氏 名	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本工業規格 A 4 とする

様式第 5



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「除外」の文字が青色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年月日」の文字が黒色、登録（車両）番号及び年月日を表示する部分が白色、地が銀色。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を講じている。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートル。

第 19 節 文教対策計画

災害により学校施設が被災した場合、若しくは小・中学校の児童生徒の被災により正常な教育を行うことができない場合又は学校施設が被災するおそれのある場合の応急教育等の実施については、次の計画に基づき行うものとする。

1 実施機関

- (1) 市立学校における応急教育は、市教育委員会が実施する。
- (2) 県、私立学校における応急教育は、それぞれ設置者が実施する。

2 児童生徒の避難

- (1) 市立学校においては、消防法第8条の規定に基づき、適切な処置を行うとともに、児童生徒の安全確保のための避難訓練を実施し、災害に対処する。
- (2) 災害が予想される場合の児童生徒の避難、休校その他の措置については、あらかじめ市教育委員会は、基準を示して各学校長と協議する。

3 被害状況の把握等

- (1) 災害が発生した場合は、各学校長は被災状況及び応急措置の概要を報告する。
- (2) 災害が発生した場合、各学校長は児童生徒の安否を調査し、その所在を把握するよう努める。

4 学校施設の応急対策

- (1) 災害により市立学校が被災した場合は、関係機関等の協力を得て諸施設の借用又は転用等により、状況に即応した応急教育を実施する。
- (2) 学校の被災の程度に応じ、おおむね次表の基準に基づき、あらかじめ応急教育実施施設の予定場所を選定する。

災害の程度	応急教育実施の予定場所	左の諸施設が避難収容所となった場合
学校の校舎の一部が災害を受けた場合	1 特別教室 2 屋内運動場等	現存する神社の境内、仏閣、公民館等の建物（建物が破壊された場合は、その敷地）の利用を検討する。
学校の校舎等が全部災害を受けた場合	1 公民館等の公共施設 2 隣接学校の校舎	
特定の地域全体について相当大きな災害を受けた場合	1 無災害の最寄りの学校 2 公民館等公共施設 3 応急仮設校舎	

5 応急教育の方法

市教育委員会は、正常授業の実施に努めるが、学校又は地域の被災状況等によりやむを得ない場合は、臨時の教育課程を編成し暫定的な対応を行う。

6 応急の要請等

- (1) 市教育委員会は、被災校の応急教育のため市立学校相互の調整をしてもなお、応急教育の円滑な実施に支障がある場合は、県教育委員会に対し教育実施者及び機材等応援の要請を行う。
- (2) 県、私立学校が被災し、応援要請があった場合は、支障のない限度において教材等を供与し、県、私立学校の正常授業に協力する。

7 学用品の支給

- (1) 学用品等の支給については、災害の規模範囲及び被害の程度等により、災害救助法の基準に準じた支給を行う。
- (2) 災害救助法による基準給与の額

区 分		全焼、全壊、流出、半焼、半壊、床上浸水による喪失又は棄損
対 象		小学校、中学校、高等学校等
種 別	教 科 書 代	実費（現物給付）
	文房具・通学用品費	災害救助法の規定による。

- (3) 支給の期間

被災児童生徒に対する学用品の給与は、災害発生の日から教科書（教材を含む。）については、1箇月以内、文房具及び学用品については、15日以内に完了するものとする。

8 給 食

- (1) 災害が発生した場合は、伝染病や食中毒が発生しないよう衛生管理を徹底する。
- (2) 災害の発生により給食施設が破損し、ガス等の使用が不能となった場合は、関係機関と協議して一時休止の措置をとるものとする。

第 2 0 節 公安警備計画

1 災害警備実施方針

警察は、関係機関との緊密な連絡の下に災害警備対策を推進し、災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、早期に警備体制を確立して情報の収集に努め、住民等の生命及び身体の保護を第一とした警備活動に努めるものとする。

2 災害に備えての措置

警察は、災害の規模等に応じた警備本部等の体制や指揮命令系統の確立及び機動力の確保並びに管内実態に即した被害情報の収集・伝達、避難誘導、救出救助、交通規制等の措置を的確にとることができるよう、以下の事項を踏まえ、災害警備計画を策定するものとする。

また、災害警備計画は随時見直しを行い、管轄区域内の現状に対応できるものとする。

(1) 警備体制の整備

ア 職員の招集・参集体制の整備

警察は、職員の招集・参集基準の明確化、連絡手段の確保、招集・参集途上での情報収集・伝達手段の確保等職員の招集・参集体制の整備について定めるとともに、随時見直しを図るものとする。

イ 災害警備用装備資器材の整備充実

警察は、救出救助用装備資器材、車両及び交通対策用装備資器材等の整備を図るものとする。

(2) 情報収集・伝達体制の整備

ア 情報収集の手段及び方法

警察は、災害発生時には、交番、駐在所、パトカー等の勤務員が直ちに情報収集に当たる情報収集体制の確立を図るものとする。

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において地方公共団体の防災担当課と円滑な連絡が行なうことができるよう、平素から緊密な協力関係を構築するものとする。災害発生時に電力会社、電話会社等の関係機関・団体の保有する情報の提供を得るため、電気、電気通信、ガス及び水道事業者、警備業者等との協力体制の確立に配慮するものとする。

交番等のファックスネットワークを災害発生時に積極的に活用するものとする。

イ 被災状況の把握及び評価

警察は、大規模災害発生時に、災害現場から逐次報告される死傷者、倒壊家屋等の集約のほか、報告される人的・物的被害に関する情報に基づいて、直ちに概括的な被害状況を把握するものとする。

(3) 通信の確保

警察は、災害発生時の通信の確保のため、長時間停電時における通信用非常電源の確保等に努めるものとする。

(4) 運転者のとるべき措置の周知徹底

警察は、災害発生時に運転者がとるべき措置について、以下の事項を周知徹底するものとする。

ア 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

- (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。
- (イ) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。
- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
やむを得ず道路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

イ 避難のため車両を使用しないこと。

ウ 災害対策基本法に基づく交通規制が行なわれたときは、通行禁止区域等（交通規制が行なわれている区域又は道路の区間をいう。以下同じ）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に在る運転者は次の措置をとること。

- (ア) 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - a 道路の区間を指定して交通の規制が行なわれたときは、規制が行なわれている道路の区間以外の場所
 - b 区域を指定して交通の規制が行なわれたときは、道路外の場所
- (イ) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
- (ウ) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。
その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において車両等を破損することがあること。

(5) 避難誘導の措置

警察は、地方公共団体と協力し、又は、平素の警察活動を通じて、地域住民等に対して災害危険箇所、災害発生時の避難場所、避難経路及び避難時の留意事項等について周知徹底を図るものとする。

(6) 住民等の防災活動の推進

ア 防災訓練の実施

警察は、防災会議の主催する総合防災訓練等を通じて、防災関係機関及び住民等との一体的な災害警備活動の推進に努めるものとする。

また、訓練の実施に当たっては、住民等の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資器材の操作方法等の習熟等、災害発生時に住民等がとるべき措置について配慮するものとする。

イ 各種講習会等を通じた防災知識の普及

警察は、平素から各種講習会、研修会等を通じて地域住民等に対し、災害発生時の危険性を周知させるとともに、家庭での安全対策、災害発生時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及に努める他、家庭内の連絡体制の確保を促すものとする。

ウ 避難行動要支援者に対する配慮

警察は、防災知識の普及等に当たっては、高齢者、障害者、外国人等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるものとする。

エ 企業における防災思想の普及

警察は、企業に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイス等を行なうものとする。

(7) 関係機関との相互連携

警察は、地方公共団体その他の関係機関と相互に連携協力して災害対策に当たるものとする。

(8) 災害危険箇所の調査

警察は、平素から管轄区域内の地盤、地形、地物等の状況から災害の発生が予想される危険箇所について実態を調査・把握し、災害発生時に的確な初動措置をとることができるよう、体制を整備するものとする。

(9) 重要施設の警戒

警察は、大規模災害発生時において、警戒すべき重要施設をあらかじめ指定し、所要の警戒計画を立てるものとする。

3 災害発生時における措置

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において警察がとるべき措置は、以下の通りとする。

(1) 警備体制

ア 職員の招集・参集

警察は、災害発生後速やかに、あらかじめ定められたところにより、職員を招集・参集させ、災害警備体制の確立を図るものとする。

イ 応援体制

被害の規模に応じ、警察本部に対して、速やかに広域緊急援助隊等の応援要請を行なうものとする。

ウ 警備体制の種別

警察の災害に対処する警備体制は、おおむね以下のとおりとする。

(ア) 準備体制

災害発生のおそれはあるが、発生までに相当の時間的余裕があると考えられる場合は、準備体制とする。

(イ) 警戒体制

気象庁によって各種の警報、注意報等が発せられた場合等災害の発生が予想される場合は、警戒体制とする。

(ロ) 非常体制

災害が発生し、又は発生しようとするときは、非常体制とする。

エ 災害警備本部等の設置

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、警備体制の種別等に応じて、所要の規模の災害警備本部、災害警備連絡本部等を設置するものとする。

(2) 情報の収集・伝達

ア 被害状況の把握及び伝達

警察は、災害による人的・物的被害状況を迅速かつ的確に把握し、災害対策本部に速やかに伝達するものとする。

また、二次災害についても様に把握及び伝達するものとする。

イ 情報収集等

警察は、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を被災状況、交通情報等の情報収集に当たらせることとする。

(3) 救出救助活動等

警察は、管轄区域内の被災状況等を踏まえ、署員及び応援機動隊員等により救助部隊を速やかに編成する。

また、消防等防災関係機関の現場責任者と随時、搜索区割り等現場活動に関する調整を行い、現場活動が円滑に行われるように配慮するものとする。

(4) 避難誘導等

ア 風水害

(ア) 警報等の伝達

警察は、被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握した場合は、関係機関と連携を図りながら交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して住民等に対し速やかに伝達するものとする。

(イ) 避難誘導

警察は、風水害発生のおそれがある場合には、関係機関団体と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、その結果、危険と認められる場合には、住民等に対し、以下の点に留意し、避難広報・誘導を実施するものとする。

- a 住民等への避難指示等の伝達に当たっては、交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用して迅速かつ的確な伝達に努める。
- b 避難広報・誘導に当たっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害警戒区域等の存在、災害の概要その他の避難に資する情報の伝達に努める。
- c ヘリコプター、船舶等による避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。
- d 情報の伝達及び避難誘導の実施に当たっては、避難行動要支援者に十分に配慮するよう努める。

イ 地震災害

警察は、地域住民等の避難誘導等にあたり、以下の事項に留意するものとする。

- (ア) 被災地域、災害危険箇所等の現場状況を把握した上、安全な避難経路を選定し避難誘導を行なう。
- (イ) 避難誘導に当たっては、高齢者及び障害者については、可能な限り車両等を活用して避難誘導を行なう等避難行動要支援者に配慮する。

ウ 津波災害

長崎県は、津波警報・注意報が発表された場合又は津波による災害が予想される場合は、迅速かつ正確に自治体に伝達し沿岸住民及び船舶等への広報を実施するとともに、必要に応じて速やかに避難指示を行い、安全かつ効率的に避難誘導を行なうものとする。

(5) 死体見分

警察は、地方公共団体と協力し、必要に応じて警察本部に応援を要請するなどして死体見分要員・場所等を確保するとともに、医師等との連携に配慮し、迅速かつ的確に死体見分、身元の確認、遺族等への遺体の引き渡し等に努めるものとする。

(6) 二次災害の防止

ア 風水害

警察は、浸水被害が発生した地域又は土砂災害の発生の危険性が高いと判断された箇所について、適切な警戒避難措置を講じるとともに、現場警察官による交通規制を実施するなどして、二次災害の防止に努めるものとする。

イ 地震災害

警察は、二次災害の危険場所等を把握するため、調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施するものとする。また、把握した二次災害危険場所等については、災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促すものとする。

(7) 社会秩序の維持

警察は、被災後の住宅街、商店街等における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺（海上を含む）におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行なうものとする。

また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締まりを重点的に行なうとともに、地域の自主防犯組織等と安全確保に関する情報交換を行なう等連携を保ち、住民等の不安の軽減、被災地の社会秩序の維持に努める。

(8) 緊急交通路の確保

ア 交通状況の把握

警察は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

イ 交通規制の実施

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるようにするために緊急の必要があると認めるときは、速やかに区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し又は制限するなど、緊急交通路の確保に当たるものとする。

緊急交通路の確保に当たっては、人命の安全、被害の拡大防止、災害応急対策の的確かつ円滑な実施等に配慮して行なうものとする。

ウ 交通規制の周知徹底

警察は、交通規制を実施したときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他の必要な事項について、住民及び運転者等に周知徹底を図るものとする。

エ その他の緊急交通路確保のための措置

(ア) 交通管制施設の活用

警察は、効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能の回復に努めるとともに、これらを活用するものとする。

(イ) 放置車両の撤去等

警察は、緊急交通路を確保するため必要な場合には、放置車両の撤去等、緊急交通路の障害物の除去について、道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じて必要な措置をとるとともに、警察車両による緊急通行車両の先導等を行なうものとする。

(ウ) 運転者等に対する措置命令

警察は、緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて運転者等に対し車両移動等の措置命令を行なうものとする。

オ 関係機関等との連携

警察は、交通規制に当たって、道路管理者、防災担当部局等と相互に緊密な連携を保つものとする。

(9) 被災者等への情報伝達活動

ア 被災者等のニーズに応じた情報伝達活動の実施

警察は、被災者等のニーズを十分把握し、災害関連情報、避難の措置に関する情報、交通規制等警察措置に関する情報等を交番、駐在所、パトカー等の勤務員を活用する

などして、適切な伝達に努めるものとする。

なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の避難行動要支援者に配慮した伝達を行なうものとする。

イ 相談活動の実施

警察は、災害発生時には、被災者の安否を気遣う肉親等の相談に応じるため、行方不明者相談所等の設置に努めるものとする。

さらに、避難所等に避難している被災者の不安を和らげるため、移動交番車の派遣や避難所への警察官の立ち寄り等による相談活動を推進するなど避難所等における親身な活動を推進するものとする。

ウ 多様な手段による情報伝達

警察は、地域に密着した活動等を通じ、住民の避難先、救援物資の配布場所等の地域住民等の生活に必要な情報の収集に努めるとともに、それらの情報や悪質商法への注意喚起等の地域安全情報を警察署、交番、駐在所等の掲示板、生活安全ニュース、ミニ広報紙、交番速報、ファックスネットワーク等を活用して幅広く伝達するものとする。

(10) 自発的支援の受入れ

警察は、自主防犯組織等のボランティア関係組織・団体との連携を図り、被災地における各種犯罪、事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を目的として行なわれるボランティア活動が円滑に行なわれるよう必要な支援等を行なうものとする。

4 災害復旧・復興

(1) 警察施設の復旧

警察は、警察施設の復旧については、その重要性にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図ることとする。

(2) 交通規制の実施

警察は、円滑な災害復旧・復興を図るため、交通状況、道路状況等を考慮し、輸送需要を踏まえ、適切な交通規制等を行なうこととする。

警 察 連 絡 体 制

諫早警察署 小船越町1036-1 (Tel : 代表 22-0110)

交番（駐在所）	電 話	所 在 地
諫早駅前交番	2 3 — 3 2 1 1	永昌東町1-3
諫早中央交番	2 3 — 0 7 3 3	東小路町8-12
西諫早交番	2 6 — 0 7 6 6	山川町1-2
真津山交番	2 6 — 0 7 9 9	貝津町1678-9
長田警察官駐在所	2 3 — 2 0 7 0	西里町810- 1
有喜町警察官駐在所	2 8 — 2 2 1 0	有喜町432-3
小栗交番	2 3 — 7 0 6 3	小川町240-3
本野警察官駐在所	2 6 — 7 1 2 3	下大渡野町2701-6
小野町警察官駐在所	2 3 — 5 9 1 6	小野町340-2
喜々津交番	4 3 — 0 0 7 0	多良見町化屋1817
伊木力警察官駐在所	4 4 — 1 1 1 0	多良見町舟津1123-1
飯盛町交番	4 8 — 0 1 8 4	飯盛町佐田865-4
高来警察官駐在所	3 2 — 2 1 1 0	高来町三部壺398-1
高来西警察官駐在所	3 2 — 5 2 2 0	高来町下与632-89
小長井警察官駐在所	3 4 — 2 2 6 6	小長井町小川原浦468-10
長里警察官駐在所	3 4 — 2 1 5 3	小長井町大峰980-76
森山警察官駐在所	3 5 — 2 6 8 8	森山町下井牟田1038- 1

第 2 1 節 水防計画

1 総 則

この計画は水防法（昭和 2 4 年 6 月 4 日施行）第 3 3 条に基づき洪水、津波又は高潮による水災を警戒し防御し、これによる被害を軽減する目的をもって諫早市の各河川及び海岸、港湾並びに溜池等に対する水防上必要な監視予報、警戒、通信連絡、輸送及び水防のための水防関係団体の活動協力、及び応援並びに水防に必要な器具資材及び設備と運用について、その実施の大綱を示したものである。

2 水防の責任

水防法第 3 条、第 2 4 条及び第 2 7 条により水防上の責任及び義務を果たさなければならない。

(1) 水防管理団体の責任

本水防計画に基づき、その区域内の水防を十分に果たさなければならない。

（水防法第 3 条）

(2) N T T 西日本株式会社、その他の通信報道機関の責任

水防上緊急を要する通信報道が最も迅速に行われるよう協力しなければならない。

（水防法第 2 7 条）

(3) 溜池管理者の責任

溜池管理者は水害が予想されるときは、水防管理者の指揮に入り、その指示に従わなければならない。

(4) 一般市民の水防義務

一般市民は常に気象状況、水防状況に注意し水害が予想される場合は進んで水防に協力し、又は水防管理者、水防関係団体の長から出動を命ぜられた場合は水防に従事しなければならない。（水防法第 2 4 条）

3 水防本部の設置及び解散

(1) 河川氾濫、大雨、高潮、津波の気象情報においてレベル 3 警報の発表、長雨等における大雨についてレベル 2 注意報などの発表により、災害の発生が予測されるときは水防本部を設置する。

(2) 解散は諫早市災害警戒本部設置要領 4 に準ずる。

4 水防配備と出動

(1) 水防本部の配備体制及び種類

常時勤務から水防非常配備体制への切り換えを確実に迅速に行うため水防本部長が配備する。

5 水防巡視

(1) 巡視責任分担は、水防本部から気象状況の通知があったとき、又は自ら異常気象及び危険を察知したときから、洪水及び高潮の危険が解消するまで、絶えず巡視を継続しなければならない。

- (2) 堤防、えん堤、その他が危険、又は危機にひんしたとき及び決壊し始めたときは直ちに水防本部長に報告しなければならない。
- (3) 水防本部長は、上記の報告を受けた場合は直ちに関係機関に連絡しなければならない。

6 水位の通報

- (1) 水防本部長は県水防本部から気象状況の通知があったとき、又はその他出水を察知したときは速やかに量水標通報責任者に連絡しなければならない。
- (2) 通報を受けた量水標通報責任者は水位の変動を絶えず監視し、指定水位に達したときからこの水位を下るまでの間、(4)により、時間毎に水防本部長に連絡しなければならない。
- (3) 水防本部情報連絡係は、量水標通報責任者からの報告をその都度記録しなければならない。
- (4) 水防本部長は(3)による通報を受けたときはその都度県央振興局に連絡しなければならない。
- (5) 水位通報の時期（本明川・裏山 半造川・埋津）

① 水防団待機水位に達したとき	本明川 1. 7 0 m	半造川 2. 5 0 m
② 氾濫注意水位に達したとき	本明川 2. 7 0 m	半造川 3. 5 0 m
③ 避難判断水位に達したとき	本明川 3. 0 0 m	半造川 3. 6 0 m
④ 氾濫危険水位に達したとき	本明川 3. 7 0 m	半造川 4. 3 0 m
⑤ 計画高水位に達したとき	本明川 4. 8 0 m	半造川 5. 0 0 m
⑥ 氾濫注意水位を下ったとき	本明川 2. 7 0 m未満	半造川 3. 5 0 m未満
⑦ 水防団待機水位を下ったとき	本明川 1. 7 0 m未満	半造川 2. 5 0 m未満

7 洪水予報の発表基準

気象業務法及び水防法の規定に基づき、梅雨時期、台風期等の大雨により本明川の河川水位が上昇し、氾濫等の重大災害の発生が予想されるとき、国土交通省（長崎河川国道事務所）と気象庁（長崎地方気象台）が共同で「洪水予報」を発表する。

◆ 基準地点（本明川 裏山水位観測所）

（氾濫注意報）

① レベル2 氾濫注意報

氾濫注意水位2.70mに達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき。

（氾濫警報）

② レベル3 氾濫警報

避難判断水位3.00mに達し、水位がさらに上昇することが予想されるとき又は、氾濫危険水位3.70mに到達することが予想されるとき。

③ レベル4 氾濫危険警報

氾濫危険水位3.70mに到達し、氾濫の恐れがあるとき。または急激な水位上昇により氾濫する可能性のある水位に達する恐れがあるとき。

④ レベル5 氾濫特別警報

洪水予報区間内で、氾濫が発生したとき。

8 出 動

堤防の決壊その他必要と認めるときは、水防本部長は応援のための担当消防分団をその水防警戒区域外の区域に派遣するものとする。

9 自衛隊の派遣要請

第3章第25節「自衛隊派遣要請計画」に準ずる。

10 居住者出動基準

災害対策基本法第65条応急措置に準ずる。

11 水防倉庫及び備蓄資材器具

「水防資器材備蓄状況」に掲載

12 応 援

第3章第24節「消防活動計画」に準ずる。

13 決壊の通報

第2章第2節「水害予防に関する計画」に準ずる。

14 避難のための立退き

第3章第6節「避難計画」に準ずる。

15 水防通信連絡

第3章第2節「組織計画」に準ずる。

16 水防顛末報告

水防活動が終結したときは直ちに県央振興局長に報告するものとする。

(参 考)

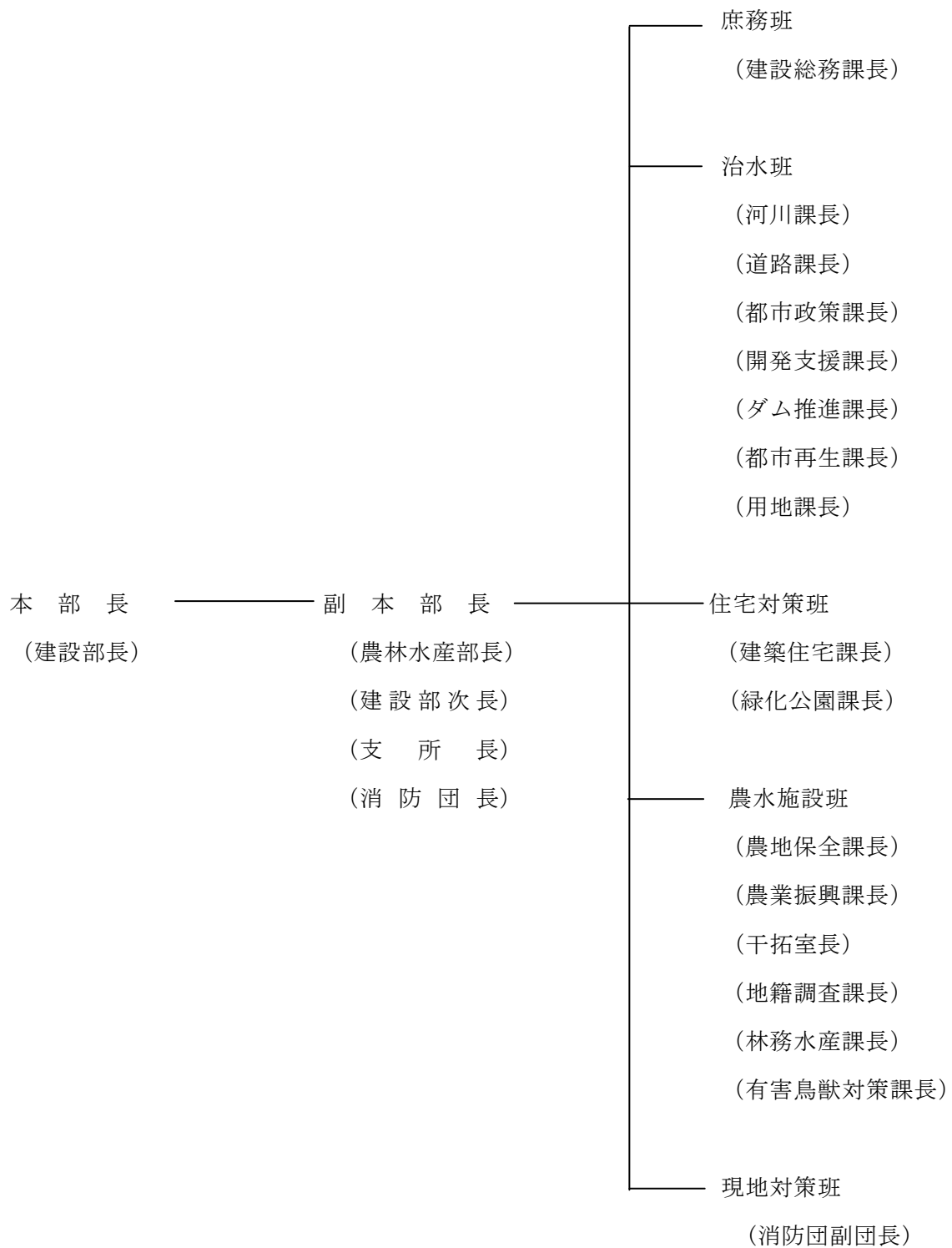
【災害対策基本法】

第65条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

(以下省略)

水防本部組織図及び事務分掌

1 組織図



2 事務の分掌

【治水班】

- (1) 内水排除等の治水対策に関する事
- (2) 河川、海岸、道路等施設の巡視、警戒及び予防に関する事
- (3) 現地対策の指導及び調査に関する事
- (4) 資材の輸送に関する事
- (5) 情報収集、連絡及び調査に関する事
- (6) 災害の応急工事に関する事

【住宅対策班】

- (1) 住宅の浸水対策
- (2) 情報収集、連絡及び調査に関する事
- (3) 市営住宅の応急工事に関する事

【農水施設班】

- (1) 溜池、樋門等施設の巡視及び警戒に関する事
- (2) 水利調査に関する事
- (3) 河川、海岸、道路等施設の巡視、警戒及び予防に関する事
- (4) 情報収集、連絡及び調査に関する事
- (5) 災害の応急復旧工事に関する事

【現地対策班】

- (1) 河川、海岸、道路等施設の巡視、警戒及び予防に関する事
- (2) 情報収集、連絡及び調査に関する事
- (3) 災害の応急復旧工事に関する事

【庶務班】

- (1) 水防庶務全般に関する事
- (2) 資器材の調達に関する事

3 日宿直員の職務

- (1) 県水防本部又は長崎地方気象台等から気象特報等の通知があったときは、直ちに水防本部長（建設部長）に連絡しなければならない。
- (2) 市内各方面から出水及び災害の報告を受けた場合も、直ちに前記(1)に準じて連絡しなければならない。

水 防 警 報 を 行 う 指 定 河 川 の 水 防 警 報 要 領

1 水防警報を行う河川名及びその区域

河川名	左右両岸	区	域
本明川			
幹 川	左 岸	諫早市本明町字高羽突 1 5 番 1 地先	海まで
	右 岸	諫早市栄田町字宮の前 1 3 9 番 1 地先	
半造川	左 岸	諫早市船越町字埋津 9 2 4 番 3 3 地先	埋津橋下流端から 幹川合流点まで
	右 岸	諫早市小川町 3 5 番の 1 地先	
福田川	左 岸	諫早市福田町 2 8 4 2 番 2 地先	宮園橋下流端から 幹川合流点まで
	右 岸	諫早市泉町 9 2 9 番地地先	

2 水防警報を行う水位観測所

河川名	水位観測所名	地先名	位 置	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水 位
本明川	裏 山	天満町	5,950 m	1.70 m	2.70 m	3.00 m	3.70 m	4.80 m
半造川	埋 津	船越町	3,075 m	2.50 m	3.50 m	3.60 m	4.30 m	5.00 m

3 水防警報発表者

河 川 名	発 表 者 及 び 責 任 者
本 明 川	国土交通省長崎河川国道事務所長

4 水防警報の種類と内容

◎水防警報の種類

洪水時の河川に関する水防警報

種 類	内 容
待 機	増水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告し、または、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることができない旨を警告する。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
警 戒	増水状況及び河川の状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・堤防斜面の崩れ・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。
解 除	水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を警告するもの。

※地盤による堤防の漏水、沈下等の場合又は津波の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

津波に関する水防警報

種 類	内 容
待 機	水防団員の安全を確保した上で、待機する必要がある旨を警告するもの。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

◎水防警報の発表基準

洪水時の河川に関する水防警報発表基準

対象量水標	第一段階待機	第二段階準備	第三段階出動	第四段階解除	摘要
裏 山	水防団待機水位 1.70 m に達し、氾濫注意水位 2.70 m に達すると思われるとき。	水防団 待機水位 1.70 m を超え、氾濫注意水位 2.70 m を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位 2.70 m に達し、なお、上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位 2.70 m 以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	本明川
埋 津	水防団待機水位 2.50 m に達し、氾濫注意水位 3.50 m に達すると思われるとき。	水防団待機水位 2.50 m を超え、氾濫注意水位 3.5 m を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位 3.50 m に達し、なお、上昇の見込みがあるとき。	氾濫注意水位 3.50 m 以下に下って再び増水の恐れがないと思われるとき。	半造川

津波に関する水防警報発表基準

種 類	内 容
待 機	津波警報が発表される等、必要と認められるとき。
出 動	津波警報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき。
解 除	巡視等により、被害が確認されなかったとき、または応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認められるとき。

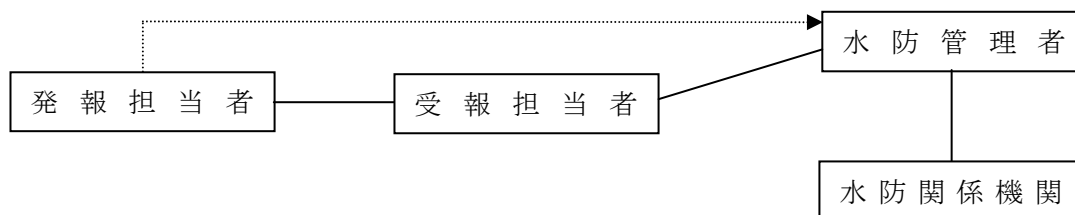
5 水防警報を発しない場合の措置

理由を付し関係者に通知し、確認を得るように措置する。

6 水防警報の通知

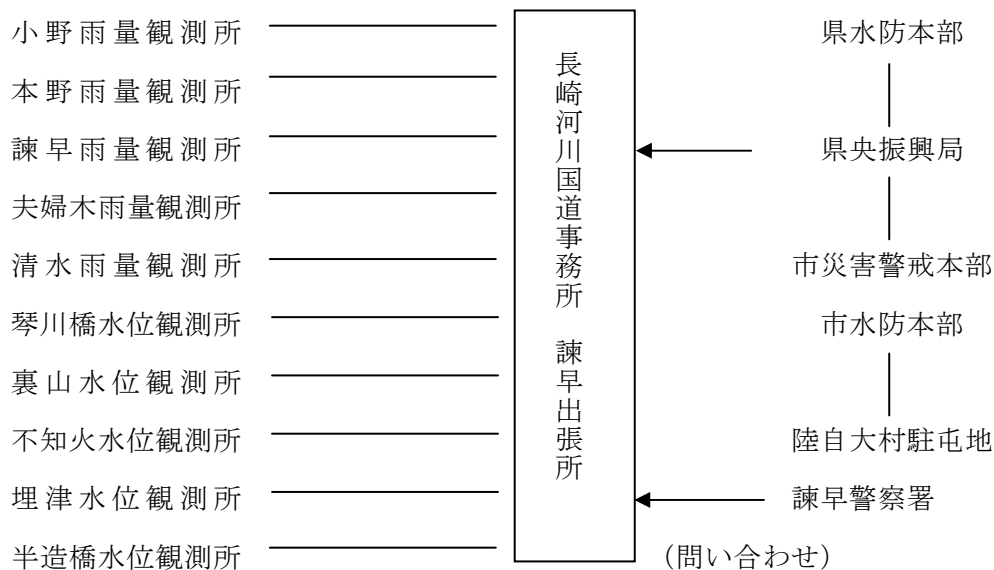
河川名	観測所	発報担当者	受報担当者	水防管理者
本明川	裏 山	長崎河川国道事務所流域治水課長 TEL 095-839-9211	県央振興局長 (管理部総務課) TEL 22-0010	諫早市長 TEL 22-1500
半造川	埋 津	長崎河川国道事務所流域治水課長 TEL 095-839-9211	県央振興局長 (管理部総務課) TEL 22-0010	諫早市長 TEL 22-1500

※ ただし、発報担当者は実情に応じ、直接水防管理者に通報することができる。



7 水防情報の授受

(1) 雨量及び水位観測所



<雨量・水位情報>

- ・インターネット <https://www.river.go.jp/>
- ・スマートフォン <http://www.river.go.jp/s/>
- ・携帯電話 <http://i.river.go.jp/>
- ・電話（テレホンサービス） 095-839-7953

(2) 雨量観測所一覧表

河川名	観測所名	種 別	位 置	標 高
富 川	小 野	テレメータ	諫早市 富川町	2 3 8 m
本明川	本 野	テレメータ	諫早市 上大渡野町	6 8 . 9 m
本明川	諫 早	テレメータ	諫早市 八天町	6 . 1 m
半造川	夫婦木	テレメータ	諫早市 小川町	5 9 . 6 m
長田川	清 水	テレメータ	諫早市 福田町	1 6 3 . 7 m

(3) 水位観測所一覧表

(単位m)

河川名	観測所名	種別	位 置	零点高	水防団 待機水位	氾濫注意 水位	避難判断 水位	氾濫危険 水位	計画高 水位
本明川	琴川橋	テレ	諫早市 上大渡野町	63.890					
本明川	裏 山	テレ	諫早市 天満町	7.513	1.70	2.70	3.00	3.70	4.80
本明川	不知火	テレ	諫早市 長田町	-1.363	4.00	4.50			5.20
半造川	埋 津	テレ	諫早市 船越町	0.848	2.50	3.50	3.60	4.30	5.00
半造川	半造橋	テレ	諫早市 幸町	-0.023					

(4) 水防信号

方法 区分	サイレン信号		吹 鳴	
第 1 信号	約 5 秒 ■	約15秒 休止	約 5 秒 ■	約15秒 休止 くり返し
第 2 信号	約 5 秒 ■	約 6 秒 休止	約 5 秒 ■	約 6 秒 休止 くり返し
第 3 信号	約10秒 ■	約 5 秒 休止	約10秒 ■	約 5 秒 休止 くり返し
第 4 信号	約60秒 ■	約 5 秒 休止	約60秒 ■	約 5 秒 休止 くり返し

※本明川・半造川（諫早地域）は第 1 信号と第 4 信号のみ

- ＜備 考＞
- 1 第 1 信号は、避難判断水位に達したとき。
（裏山、埋津橋観測所の水位を総合判断して決める。）
 - 2 第 2 信号は消防団及び消防機関の出動を知らせる。
 - 3 第 3 信号は水防管理団体の区域内居住者の出動を知らせる。
 - 4 第 4 信号は必要と認める区域内の居住者に避難、立退きを知らせる。
 - 5 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させること。

(5) 防災行政無線屋外拡声子局等設置局数（地域別）

	諫 早 地 域	多良見 地 域	森 山 地 域	飯 盛 地 域	高 来 地 域	小長井 地 域	計
親 局	1局	—	—	—	—	—	1局
中継局	3局	3局	2局	2局	—	1局	11局
固定局	57局	24局	27局	16局	29局	24局	177局
受信局(※)	70局	44局	8局	25局	14局	19局	180局
遠隔制御卓	2局	1局	1局	1局	1局	1局	7局

※ 受信局とは、無線の受信のみを行う屋外スピーカーのこと。

国土交通省所管 樋門・樋管等操作人名簿（捲上機）

番号	名 称	河 川 名		所在地	操 作 人			所管課	
		左	右		岸	軒数	住 所		氏 名
1	長田第2樋管	本明川	左	0/405	長田町	長田町1814	山田重則	090-2586-8667	農地保全課
2	梅崎樋門	〃	右	0/550	川内町	川内町2442	田川政明	080-3956-1852	
3	松崎樋門	〃	右	0/940	川内町	小野島町1122	早田賢一郎	090-1367-5087	
4	長田第1樋管	〃	左	1/605	長田町	西里町444	長尾貞治	090-7169-5637	
5	葭原樋管	〃	右	1/680	川内町	川内町331	北島始	080-8394-4045	
6	西長田樋管	〃	左	2/100	西里町	西里町775-㊦	山口久美男	090-8417-4357	
7	小豆崎樋管	〃	左	2/570	小豆崎町	小豆崎町1032-3	村田勝則	090-3608-5510	
8	仲沖樋管	〃	右	3/190	仲沖町	仲沖町13-8	今里恭二	090-9723-1426	
9	中山西川水門	〃	左	3/230	福田町	福田町5-19	諫早市消防団第2分団第1部 部長		河川課
10	諫早水門	〃	右	3/980	旭町	旭町9-21	諫早市消防団第1分団第1部 部長		
11	旭町第2樋管	〃	右	4/080	旭町		諫早市消防団第2分団第2部 部長		
12	神町田樋管	〃	左	5/050	城見町	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長		
13	宇都第2樋管	〃	右	5/285	宇都町	永昌町6-4	諫早市消防団第2分団第3部 部長		
14	永昌第2樋管	〃	右	5/690	永昌東町		諫早市消防団第2分団第3部 部長		
15	永昌第3樋管	〃	右	5/765	永昌東町	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長		
16	天満第1樋管	〃	左	5/805	天満町		諫早市消防団第2分団第2部 部長		
17	上宇戸第5樋管	〃	左	6/160	天満町	永昌町6-4	諫早市消防団第2分団第3部 部長		
18	永昌第6樋管	〃	右	6/280	永昌東町	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長		
19	上宇戸第2樋管	〃	左	6/570	天満町	仲沖町13-8	今里恭二	090-9723-1426	農地保全課
20	倉屋敷樋門	半造川	左	0/120	仲沖町	長野町891	崎田英治	090-8399-7183	
21	長野樋管	〃	右	1/555	長野町	鷺崎町268	橋本健二郎	090-8299-9652	
22	鷺崎第3樋管	〃	右	1/800	鷺崎町	西郷町326			
23	鷺崎第2樋管	〃	右	2/000	鷺崎町	野中町508-8	諫早市消防団第1分団第3部 部長		河川課
24	船越第2樋管	〃	左	2/255	船越町	小川町96-1	諫早市消防団第4分団 分団長		河川課
25	船越第1樋管	〃	左	2/550	船越町	野中町508-8	諫早市消防団第1分団第3部 部長		河川課
26	鷺崎第1樋管	〃	右	2/645	鷺崎町	諫早市消防団第2分団第1部 部長		河川課	
27	埋津樋管	〃	左	2/820	立石町	諫早市消防団第2分団第1部 部長			
28	福田第1樋管	福田川	右	0/060	八天町	諫早市消防団第2分団第1部 部長			
29	泉町第1樋管	〃	右	0/225	泉町	諫早市消防団第2分団第1部 部長			
30	泉町第2樋管	〃	右	0/410	泉町	諫早市消防団第2分団第1部 部長		河川課	
31	福田第5樋管	〃	左	0/835	福田町	諫早市消防団第2分団第1部 部長			
32	沖猿崎(長田第1)樋門	本明川	左	-2/150	猿崎町	猿崎町3768	山口定美	090-1873-3790	農地保全課
33	四の角(長田第2)樋門	〃	左	-1/750	白浜町	白浜町656-2	高柳好信	090-8223-7867	
34	谷郷(長田第3)樋門	〃	左	-0/930	高天町	高天町2001	山口正信	090-3987-6152	
35	六番(長田第4)樋門	〃	左	-0/490	高天町	正久寺町861	西山政司	090-4990-4799	
36	尾向(長田第5)樋門	〃	左	-0/100	長田町	長田町152	丸上敏澄	090-8227-3964	
37	湯江樋門	〃	左	-5/300	高来町	高来町黒崎2	深山和敏	090-8834-1566	河川課
市単	宇都第1樋管	〃	右	5/610	宇都町	永昌町6-4	諫早市消防団第2分団第3部 部長		河川課
市単	上宇戸橋樋管	〃	右	6/180	永昌東町		諫早市消防団第2分団第3部 部長		

国土交通省所管 樋門・樋管等操作人名簿（招扉）

番号	名 称	河 川 名			所在地	操 作 人			所管課	
		左右岸		杆数		住 所	氏 名	電 話		
1	旭 町 第 1 樋管	本明川	右	4/215	旭 町	旭町9-21	諫早市消防団第1分団第1部 部長			河川課
2	旭 町 第 3 樋管	〃	右	3/990	旭 町					
3	八 天 第 4 樋管	〃	左	4/295	八 天 町	高城町7-1	諫早市消防団第1分団第4部 部長			
4	本 町 第 1 樋管	〃	右	4/380	本 町					
5	本 町 第 2 樋管	〃	右	4/300	東 本 町					
6	本 町 第 3 樋管	〃	右	4/285	東 本 町					
7	本 町 第 4 樋管	〃	右	4/225	東 本 町					
8	八 天 第 3 樋管	〃	左	4/405	八 天 町					
9	八 天 第 1 樋管	〃	左	4/495	八 天 町					
10	八 天 第 2 樋管	〃	左	4/520	八 天 町					
11	高 城 樋 管	〃	右	4/610	高 城 町					
12	城 見 第 5 樋管	〃	左	4/660	城 見 町	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長			
13	城 見 第 4 樋管	〃	左	4/680	城 見 町					
14	城 見 第 3 樋管	〃	左	4/755	城 見 町					
15	城 見 第 2 樋管	〃	左	4/870	城 見 町					
16	城 見 第 1 樋管	〃	左	4/895	城 見 町					
17	天 満 第 2 樋管	〃	左	5/185	天 満 町	永昌町6-4	諫早市消防団第2分団第3部 部長			
18	宇 都 第 3 樋管	〃	右	5/260	宇 都 町					
19	永 昌 第 4 樋管	〃	右	5/900	永昌東町					
20	上宇戸第6樋管	〃	左	6/050	天 満 町	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長			
21	上宇戸第4樋管	〃	左	6/305	天 満 町					
22	上宇戸第3樋管	〃	左	6/460	天 満 町					
23	栄 田 樋 管	〃	右	6/600	栄 田 町	永昌町6-4	諫早市消防団第2分団第3部 部長			
24	下 本 明 樋 管	〃	左	6/885	本 明 町	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長			
25	福 田 第 2 樋管	〃	左	0/530	福 田 町	福田町5-19	諫早市消防団第2分団第1部 部長			
26	福 田 第 3 樋管	〃	左	0/590	福 田 町					
27	福 田 第 4 樋管	〃	左	0/805	福 田 町					
28	泉 町 第 3 樋管	〃	右	0/935	泉 町					
市単	永 昌 第 1 樋管	〃	右	5/640	永昌東町	永昌町6-4	諫早市消防団第2分団第3部 部長			

長崎県所管 樋門・樋管等操作人名簿(捲上・招扉等)

番号	名 称	河 川 名			所在地	操 作 人			所管課
		左	右	岸 軒数		住 所	氏 名	電 話	
1	天狗鼻排水樋管	小野堤防			小野島町	川内町2450	中 島 康 範	23-8452	農地保全課
2	東長田樋管	長田川			長 田 町	長田町3071	脇 秋 義	23-9962	
3	西 里 樋 管	〃	右		西 里 町	西里町452	山 口 清	23-2156	
4	宿 樋 管	〃	右		〃	西里町452	山 口 清	23-2156	
5	新倉屋敷川第1可動堰	新倉屋敷川			仲 沖 町	仲沖町13-8	今 里 恭 二	23-4443	
6	新倉屋敷川第2可動堰	〃			〃				
7	新倉屋敷川第3可動堰	〃			〃				
8	円清用水樋管	目代川	左		天 満 町	天満町28-29	早 田 榮 吾	23-1302	
9	上宇戸第1排水樋管	本明川	左		〃	城見町176	諫早市消防団第2分団第2部 部長		
10	第 1 号 樋 門	半造川	左	0/135	西 郷 町	野中町508-8	諫早市消防団第1分団第3部 部長	河川課	
11	第 2 号 樋 門	〃	左	0/310	西 郷 町				
12	第 3 号 樋 門	〃	左	0/465	西 郷 町				
13	第 4 号 樋 門	〃	左	0/525	新 道 町				
14	第 5 号 樋 門	〃	左	0/530	新 道 町				
15	第 7 号 樋 門	〃	左	0/860	新 道 町				
16	第 8 号 樋 門	〃	左	0/930	新 道 町				
17	第 9 号 樋 門	〃	右	0/080	小 川 町	小川町96-1	諫早市消防団第4分団 分団長		
18	第10号樋門	〃	右	0/200	小 川 町				
19	第11号樋門	〃	右	0/410	小 川 町				
20	第12号樋門	〃	右	0/515	小 川 町				
21	第13号樋門	〃	右	0/580	小 川 町				
22	第14号樋門	〃	右	0/840	小 川 町				
23	第15号樋門	〃	右	0/990	栗 面 町				
24	第16号樋門	〃	右	1/020	栗 面 町				
25	第 6 号 樋 管	〃	左	0/650	新 道 町	野中町508-8	諫早市消防団第1分団第3部 部長		
市単	第 17 号 樋 管	〃	左	0/845	新 道 町				

諫早市所管 樋門・樋管等操作人名簿(捲上・招扉等)

番号	名 称	河 川 名		所在地	操 作 人			所管課
		左 右 岸	軒数		住 所	氏 名	電 話	
1	小江排水樋門	干拓内部堤防		高来町小江干拓69	東小路町7-1	農地保全課	22-1500	農地保全課

国土交通省所管 樋門・樋管等操作人名簿(陸閘)

番号	名 称	河 川 名			所在地	操 作 人			所管課
		左	右	岸 畔		軒数	住 所	氏 名	
1	旭 町 第 2 陸 閘	本明川	右	3/900	仲 沖 町	旭町9-21	諫早市消防団第 1 分団第 1 部 部長	河川課	
2	旭 町 第 3 陸 閘	〃	右	3/960	旭 町				
3	旭 町 第 4 陸 閘	〃	右	4/000	旭 町				
4	八 天 第 1 陸 閘	〃	左	4/070	八 天 町	高城町7-1	諫早市消防団第 1 分団第 4 部 部長		
5	八 天 第 2 陸 閘	〃	左	4/170	八 天 町				
6	本 町 第 6 陸 閘	〃	右	4/265	本 町				
7	八 天 第 3 陸 閘	〃	左	4/290	八 天 町				
8	八 天 第 4 陸 閘	〃	左	4/385	八 天 町				
9	本 町 第 7 陸 閘	〃	右	4/450	高 城 町				

国土交通省所管 樋門・樋管等操作人名簿（陸 開）

（前ページからの続き）

番号	名 称	河 川 名			所在地	操 作 人		所管課
		左	右	岸 畔		軒数	住 所	
10	高城第 8 陸 閘	〃	右	4/500	高 城 町	高城町7-1	諫早市消防団第 1 分団第 4 部 部長	河川課
11	輪内名第 5 陸閘	〃	左	4/505	八 天 町			
12	高城第 9 陸 閘	〃	右	4/650	高 城 町			
13	輪内名第 6 陸閘	〃	左	4/660	城 見 町	城見町176	諫早市消防団第 2 分団第 2 部 部長	
14	輪内名第 7 陸閘	〃	左	4/740	城 見 町			
15	輪内名第 8 陸閘	〃	左	4/790	城 見 町			
16	輪内名第 9 陸閘	〃	左	4/840	城 見 町			
17	輪内名第10陸閘	〃	左	4/920	城 見 町			
18	輪内名第11陸閘	〃	左	5/070	城 見 町			
19	原 口 第 10 陸 閘	〃	右	5/080	高 城 町	高城町7-1	諫早市消防団第 1 分団第 4 部 部長	
20	宇 都 第 11 陸 閘	〃	右	5/250	宇 都 町	永昌町6-4	諫早市消防団第 2 分団第 3 部 部長	
21	天 満 第 12 陸 閘	〃	左	5/315	天 満 町	城見町176	諫早市消防団第 2 分団第 2 部 部長	
22	天 満 第 13 陸 閘	〃	左	5/550	天 満 町			
23	宇 都 第 12 陸 閘	〃	右	5/562	宇 都 町	永昌町6-4	諫早市消防団第 2 分団第 3 部 部長	
24	宇 都 第 13 陸 閘	〃	右	5/571	宇 都 町			
25	永 昌 第 14 陸 閘	〃	右	5/705	永昌東町			
26	天 満 第 14 陸 閘	〃	左	5/750	天 満 町	城見町176	諫早市消防団第 2 分団第 2 部 部長	
27	天 満 第 15 陸 閘	〃	左	5/800	天 満 町			
28	永 昌 第 15 陸 閘	〃	右	6/230	永昌東町	永昌町6-4	諫早市消防団第 2 分団第 3 部 部長	

諫早市所管 井堰等操作人名簿

番号	名 称	河 川 名			所在地	操 作 人			所管課
		左 右 岸		構造		住 所	氏 名	電 話	
1	公 園 堰	本明川	右	捲上機	高 城 町	仲沖町13-8	今里恭二	23-4443	農地保全課

排水ポンプ車等配備状況一覧表

番号	ポンプ車等	管理者	設置場所	排水能力	台数	整備年度
1	1号移動ポンプ車	国土交通省	市内各所 (平常時は仲沖排水機 場に待機)	1.0m ³ /s	1	令和3年度
2	2号移動ポンプ車	国土交通省		0.5m ³ /s	1	平成25年度
3	3号移動ポンプ車	国土交通省		1.0m ³ /s	1	令和3年度
4	第1号移動ポンプ	諫早市河川課	諫早市新道町	0.5m ³ /s	1	平成11～12年度
5	第2号移動ポンプ	諫早市河川課	諫早市栗面町	0.5m ³ /s	1	平成11～12年度
6	第3号移動ポンプ	諫早市河川課	諫早市西郷町	0.5m ³ /s	1	平成13年度
7	小型移動ポンプ	諫早市河川課	市内各所	0.05m ³ /s	5	平成12、27年度

排水機場、ポンプ施設等一覧表

施設区分	名 称	所 在 地 (T E L)	施設所管 管理者	操 作 人 氏 名 (T E L)	能力 (m/s)
湛 水 防 除 施 設	天狗鼻排水機場	諫早市川内町1937-1	諫早市管理 (農地保全課)	西村 敏則 (23-3150) 中島 康範 (23-8452)	26.0
	梅崎排水機場	諫早市川内町 2517外 (22-6681)		島中 誠 (23-3155) 田川 政明 (23-8433)	7.5
	松崎排水機場	諫早市川内町2429-1外 (22-3709)		陣野 輝臣 (23-8371) 西村 進 (23-8416)	12.5
	中央排水機場	諫早市中央干拓 (22-8796)		(有)一電設 (23-0355)	20.7
	長田第一排水機場	諫早市長田町4386-2外 (23-9283)		野口 隆浩 (090-3326-8229) 山口 重徳 (24-8436)	1.0
	長田第二排水機場	諫早市白浜町4004-3外 (23-9940)		石下 俊文 (24-8850) 川原 和久 (24-8624)	10.0
	小豆崎排水機場	諫早市西里町102-1外 (24-5186)		松竹 英喜 (23-4604) 山口 久美男 (22-5078)	4.0
	葭原排水機場	諫早市川内町910-1 (24-6789)		中村 誠二 (23-8341) 鈴木 秀則 (23-8322)	15.0
	田尻東排水機場	雲仙市吾妻町阿母名字大 島2567-43		藤山 勝 (36-1041) 平本 強 (36-1312) 中村 博秋 (36-1237) 川口 秀一郎 (36-1314) 山本 良徳 (36-1401) 増山 通 (090-6426-0933) 馬渡 耕一郎 (36-1899) 土井 正和 (36-2066) 荒木 伸一 (36-1398) ※2箇所を9人交代で操作する。	15.0
	田尻西排水機場	雲仙市吾妻町阿母名字大 島2567-9			4.0
内 水 排 除 施 設	諫早排水機場	諫早市八天町12-2	国土交通省 諫早市管理 (河川課)	橋本 勝也 (090-8227-2681)	7.0
	仲沖救急排水機場	諫早市仲沖町476-3、5		諫早消防団第1分団第1部 部長	4.0
	田井原第一排水機場	諫早市仲沖町218-1 (23-8054)	諫早市管理 (河川課)	主：下釜 伸一郎 (090-1165-0111) 副：下釜 久美子 (090-1190-0580)	3.0
	西郷ポンプ	諫早市西郷町1-4			0.8
	天満ポンプ	諫早市城見町15-11地先			0.7
	宇都ポンプ	諫早市宇都町242-5			0.3
	小川ポンプ	諫早小川町37-2		自動運転(商用電源)により操作人なし。 ただし、保守点検委託、年3回 協和機電工業諫早営業所委託(25- 1189) 河川課による通常点検、月1回	0.7
	永昌東ポンプ	諫早市永昌東町90-2地先			0.7
	栗面第1ポンプ	諫早市栗面町148-3			0.75
	栗面第2ポンプ	諫早市栗面町148-3			0.85
	埋津ポンプ	諫早市立石町924-79			0.6
	旭ポンプ	諫早市旭町51-15			0.3
	福田ポンプ	諫早市福田町275-46			0.6
	八天ポンプ	諫早市八天町335地先			0.1
	中山雨水ポンプ場	諫早市福田町251-2		主：池田康則(090-3070-8411) 副：池田康輔(090-9075-5386)	5.6

水 防 資 器 材 備 蓄 状 況

【諫早・飯盛地域】

河川海岸名		全般	全般	小野海岸 本明川	小野海岸 本明川	長田海岸 本明川	本明川水系 福田川	江ノ浦川
倉庫番号		1	2	3	4	5	6	飯盛支所倉庫
管理者		諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市
責任者		諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長
所在地		高城町	城見町	川内町	小野島町	西里町	福田町	飯盛町開
資機材器具内容	土 嚢 袋	2,000	9,000		15,400	500		663
	麻 袋							
	木杭等 (1.0~2.0m)			200	100	100	300	60
	鉄 杭							
	スコップ	4		7	5	50	7	2
	掛 矢			3	3			
	片 ツ ル							
	懐 中 電 灯							
	鉋 (なた)							
	鎌							
	唐 鋏					15		9
	い し み				50	150		
	救助用ロープ	100m×1	100m×3	50m×1	30m×1	50m×1		
	トラロープ							50m×1
	ビニールシート	12	220			30	80	120

【森山地域】

河川海岸名		仁反田川	仁反田川	唐比川	有明川	有明川	仁反田川	長走川
倉庫番号		諫早市消防団 第13分団第1部倉庫	諫早市消防団 第13分団第2部倉庫	諫早市消防団 第12分団第1部倉庫	諫早市消防団 第12分団第2部倉庫	諫早市消防団 第12分団第3部倉庫	諫早市消防団 第13分団第3部倉庫	諫早市消防団 第13分団第4部倉庫
管理者		諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市
責任者		諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長
所在地		森山町下井牟田	森山町上井牟田	森山町唐比東	森山町杉谷	森山町田尻	森山町本村	森山町慶師野
資機材器具内容	土 嚢 袋	300	300	300	300	300	300	300
	麻 袋							
	木杭等 (1.0~2.0m)							
	鉄 杭							
	スコップ	12	8	8	13	20	7	11
	掛 矢	4	4	4	4	4	4	4
	片 ツ ル	2	4			6	3	
	懐 中 電 灯							
	鉋 (なた)	2	3	1	3	3	3	
	鎌							
	唐 鋏							
	い し み							
	救助用ロープ							
	トラロープ	1	1	1	1		2	1
	ビニールシート	5	5	5	5	5	5	5

水防資器材備蓄状況

【高来地域】

河川海岸名		全般	湯江川	境川	田島川	小江川	境川	深海川
倉庫番号		高来支所倉庫	小峰水防倉庫	溝口水防倉庫	小船津水防倉庫	折山水防倉庫	汲水水防倉庫	古場水防倉庫
管理者		諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市	諫早市
責任者		諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長	諫早市長
所在地		高来町三部壱	高来町小峰	高来町溝口	高来町小船津	高来町折山	高来町汲水	高来町古場
資機材器具内容	土 嚢 袋	1,350	500		800	700	800	800
	麻 袋							
	木杭等 (1.0～2.0m)	150		40	100	100	400	50
	鉄 杭	200	180		160	120	200	150
	ス コ ッ プ	2	1			2	2	2
	掛 矢					2		
	片 ツ ル							
	懐 中 電 灯							
	鉈 (なた)							
	鎌							
	唐 鋏							
	い し み							
	救助用ロープ							
	トラロープ	50m×1	50m×2			50m×1	50m×1	50m×4
	ビニールシート	4	10		10	5	20	5

【小長井地域】

河川海岸名		全般
倉庫番号		小長井支所倉庫
管理者		諫早市
責任者		諫早市長
所在地		小長井町小川原浦
資機材器具内容	土 嚢 袋	600
	麻 袋	
	木杭等 (1.0～2.0m)	50
	鉄 杭	
	ス コ ッ プ	5
	掛 矢	2
	片 ツ ル	
	懐 中 電 灯	
	鉈 (なた)	
	鎌	5
	唐 鋏	
	い し み	
	救助用ロープ	
	トラロープ	
	ビニールシート	

水 防 警 戒 区 域 分 担 表

※ 重要水防区域（河川）は資料編に掲載

河川海岸名	区 域	町 名	担当消防分団
小野海岸	自 梅崎樋門 至 森山町界	川内町 小野島町 赤崎町 黒崎町	諫早市消防団第5分団第3部 諫早市消防団第6分団第2部 諫早市消防団第6分団第1部 諫早市消防団第6分団第3部
長田海岸	自 段堂川 至 綿打川	長田町 正久寺町	諫早市消防団第9分団第2部 諫早市消防団第9分団第3部
〃	自 綿打川 至 猿崎町雪橋	正久寺町 白浜町 猿崎町	諫早市消防団第9分団第3部
本明川（右岸）	自 天満町鉄道橋 至 山下渚	永昌東町 宇都町	諫早市消防団第2分団第3部
〃	自 山下渚 至 諫早橋	高城町 本 町 東本町	諫早市消防団第1分団第4部
〃	自 諫早橋 至 半造川合流点	旭町第1、第2 仲沖町	諫早市消防団第1分団第1部
〃	自 半造川合流点 至 梅崎合流点	川内町	諫早市消防団第5分団第3部
本明川（左岸）	自 天満町鉄道橋 至 高城橋	天満町 城見町	諫早市消防団第2分団第2部
〃	自 高城橋 至 福田川合流点	八天町	諫早市消防団第1分団第4部
〃	自 福田川合流点 至 中山西川	福田町	諫早市消防団第2分団第1部
〃	自 中山西川 至 長田川合流点	小豆崎町 西里町	諫早市消防団第9分団第1部
〃	自 長田川合流点 至 段堂川	長田町	諫早市消防団第9分団第2部
本明川（左岸） （左右岸）	自 本明川上流 至 天満町鉄道橋	永昌東町 本明町 目代町 本野町	諫早市消防団第2分団第3部 諫早市消防団第3分団第1部 諫早市消防団第3分団第2部 諫早市消防団第3分団第3部
長田川	自 長田川上流 至 本明川合流点	西里町 中田町	諫早市消防団第9分団第1部
半造川（右岸）	自 栗面橋 至 川床川合流点	栗面町 小川町 鷺崎町	諫早市消防団第4分団
半造川（右岸）	自 川床川合流点 至 本明川合流点	宗方町 川内町	諫早市消防団第5分団第2部 諫早市消防団第5分団第3部
半造川（左岸）	自 栗面橋 至 嘉市橋	新道町 西郷町	諫早市消防団第1分団第3部
〃	自 嘉市橋 至 本明川合流点	船越町 幸 町	諫早市消防団第1分団第2部
川床川（右岸）	自 川床橋 至 半造川合流点	長野町	諫早市消防団第5分団第4部
川床川（左岸）	自 川床橋 至 半造川合流点	川床町 鷺崎町	諫早市消防団第4分団

河川海岸名	区 域	町 名	担当消防分団
小ヶ倉川（左右岸）	自 大淵橋 至 半造川合流点	小川町	諫早市消防団第4分団
中山西川	自 中山西川上流 至 本明川合流点	福田町 小豆崎町	諫早市消防団第2分団第1部 諫早市消防団第9分団第1部
福田川（左右岸）	自 福田川上流 至 本明川合流点	福田町 泉 町	諫早市消防団第2分団第1部 諫早市消防団第2分団第2部
目代川	自 目代川上流 至 本明川合流点	目代町	諫早市消防団第3分団第2部
西谷川	自 西谷川上流 至 本明川合流点	本野町	諫早市消防団第3分団第3部
湯野尾川	自 湯野尾川上流 至 本明川合流点	本野町	諫早市消防団第3分団第3部
東大川（左右岸）	自 東大川 至 津水大橋	平山町 貝津町 小船越町 中尾町 馬渡町 津水町	諫早市消防団第4分団 諫早市消防団第7分団第2部 諫早市消防団第7分団第3部
楠原川	自 楠原川上流 至 東大川合流点	土師野尾町	諫早市消防団第4分団
八天川	自 八天川上流 至 福田川合流点	八天町	諫早市消防団第1分団第4部
真崎川	自 真崎川上流 至 今村川合流点	津水町 真崎町	諫早市消防団第7分団第3部
有喜川（左右岸）	自 有喜川上流 至 松里町川江橋	有喜町 中通町 早見町 天神町	諫早市消防団第8分団第1部 諫早市消防団第8分団第2部 諫早市消防団第8分団第3部 諫早市消防団第8分団第4部
西大川（左右岸）	自 貝津久山線3号橋 至 竜宮橋	貝津町	諫早市消防団第7分団第2部
久山川（左右岸）	自 山口橋 至 J R長崎本線	久山町	諫早市消防団第7分団第1部
倉屋敷川（右岸）	自 唐津橋 至 本明川合流点	旭町第1 旭町第2	諫早市消防団第1分団第1部
今村川（左岸）	自 真崎川合流点 至 津水大橋	真崎町	諫早市消防団第7分団第3部
喜々津川（右岸）	自 西川内字上田原851 至 海	多良見町	諫早市消防団第10分団 第1・3・4・5・6部
喜々津川（左岸）	自 西川内字源八1455-1 至 海	多良見町	諫早市消防団第10分団 第3・4・5・6部
丸尾川（右岸）	自 化屋字上野1382地先 至 化屋765地先	多良見町化屋	諫早市消防団第10分団第1部
丸尾川（左岸）	自 化屋字上野1382地先 至 化屋765地先	多良見町化屋	諫早市消防団第10分団第1部
中里川（右岸）	自 中里字庵ノ山687地先 至 中里1363地先	多良見町中里	諫早市消防団第10分団第4部
中里川（左岸）	自 中里字庵ノ山1048地先 至 中里1363地先	多良見町中里	諫早市消防団第10分団第4部
伊木力川（右岸）	自 野川内字小屋敷平 至 海	多良見町	諫早市消防団第11分団 第3・5・6部

河川海岸名	区 域	町 名	担当消防分団
伊木力川（左岸）	自 野川内字小屋敷平 至 海	多良見町	諫早市消防団第 1 1 分団 第 5 ・ 6 ・ 7 分団
山中川	市布バス停付近	多良見町	諫早市消防団第 1 0 分団第 5 部
丸尾川	小柳昭吾宅～囲 実雄宅	多良見町	諫早市消防団第 1 0 分団第 1 部
化屋排水路	駅前商店街	多良見町	諫早市消防団第 1 0 分団第 1 部
	塩浜 岩永運送前	多良見町	諫早市消防団第 1 0 分団第 1 部
名切川（左岸）	熊崎宅～岩永 保宅付近	多良見町化屋	諫早市消防団第 1 0 分団第 1 部
木床川	岩下橋～海（公民館から下流）	多良見町木床	諫早市消防団第 1 0 分団第 3 部
先木床水路	竹井志津男宅付近		諫早市消防団第 1 0 分団第 3 部
寺畑水路	前田宅付近	多良見町元釜	諫早市消防団第 1 1 分団第 3 部
浮津川	浮津橋～海		諫早市消防団第 1 1 分団第 3 部
琴海中前	水路（氾濫、浸水）		諫早市消防団第 1 1 分団第 3 部
有明川（左岸）	自 杉谷字蜜頭 至 海	森山町杉谷	諫早市消防団第 1 2 分団第 2 部
長走川（右岸）	自 慶師野字城下 至 慶師野字土井下	森山町	諫早市消防団第 1 3 分団第 4 部
長走川（左岸）	自 慶師野字城下 至 慶師野字西外簗	森山町	諫早市消防団第 1 3 分団第 4 部
仁反田川（右岸）	自 上井牟田字本手 至 本村字下の大開	森山町	諫早市消防団第 1 3 分団全部
仁反田川（左岸）	自 上井牟田字古賀 至 下井牟田字大開	森山町	諫早市消防団第 1 3 分団 第 1 ・ 2 ・ 4 部
唐 比（右岸）	自 唐比字田の頭 2 3 地先 至 海	森山町	諫早市消防団第 1 2 分団第 1 部
唐 比（左岸）	自 唐比字田の頭平 2 9 地先 至 海	森山町	諫早市消防団第 1 2 分団第 1 部
田結川（右岸）	自 古場字尾崎 2 4 6 － 4 地先 至 海	飯盛町	諫早市消防団第 1 5 分団 第 1 ・ 2 部
田結川（左岸）	自 古場字馬の瀬 2 9 3 － 3 地先 至 海	飯盛町	諫早市消防団第 1 5 分団 第 1 ・ 2 部
江ノ浦川（右岸）	自 山口字前田 至 開字脇前	飯盛町	諫早市消防団第 1 4 分団 第 3 ・ 4 ・ 5 部
江ノ浦川（左岸）	自 中山字蓮の木 至 海	飯盛町	諫早市消防団第 1 4 分団 第 1 ・ 2 部
深海川（右岸）	自 古場字手水 至 船津字広田	高来町	諫早市消防団第 1 9 分団第 1 部
深海川（左岸）	自 古場字ザンギ 至 船津字一の鹿倉鉄橋上流	高来町	諫早市消防団第 1 9 分団全部

河川海岸名	区 域	町 名	担当消防分団
小江川（右岸）	中渡橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 8 分団第 1 部
小江川（左岸）	平田橋上流	高来町	諫早市消防団第 1 8 分団第 2 部
小江川（右岸）	小江川鉄橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 9 分団第 2 部
小江川（左岸）	小江川鉄橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 8 分団第 1 部
田島川（右岸）	自 西尾字毎城 9 7 3 - 1 地先 至 本明川	高来町	諫早市消防団第 1 8 分団第 3 部
田島川（左岸）	自 小峰字立石 1 3 7 0 地先 至 本明川	高来町	諫早市消防団第 1 6 分団第 3 部
境 川（右岸）	とどろき体育館上下流	高来町	諫早市消防団第 1 6 分団第 1 部
境 川（左岸）	とどろき体育館上下流	高来町	諫早市消防団第 1 7 分団第 1 部
境 川（右岸）	新田橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 6 分団第 1 部
境 川（左岸）	新田橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 7 分団 第 1 ・ 2 部
境 川（右岸）	泉橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 6 分団第 1 部
境 川（左岸）	泉橋上下流	高来町	諫早市消防団第 1 7 分団第 2 部
湯江川（右岸）	善住寺公民館下流	高来町	諫早市消防団第 1 6 分団第 2 部
湯江川（左岸）	善住寺公民館下流	高来町	諫早市消防団第 1 6 分団第 2 部
長里川（右岸）	自 大峰字城崎 6 0 - 2 地先 至 大峰字城崎	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 7 部
長里川（左岸）	自 打越字谷角乙 3 0 - 1 地先 至 打越字谷角	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 6 部
今里川（右岸）	自 遠竹字水無川原 至 海	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 1 部
今里川（左岸）	自 遠竹字水無川原 至 海	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 1 部
小深井川（右岸）	自 牧字馬見 至 海	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 5 部
小深井川（左岸）	自 小川原浦字船川 至 海	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 3 部
船津川（右岸）	自 小川原浦字道目木 至 小川原浦字坊の元	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団 第 3 ・ 4 部
船津川（左岸）	自 井崎字大平 至 井崎字貝村	小長井町	諫早市消防団第 2 0 分団第 2 部

水位観測所（テレメーター）一覧表（国土交通省以外の管理分）

河川名	観測所名	位置	水位（m）			量水標管理者
			第一基準 （6割）	第二基準 （8割）	第三基準 （満杯）	
東大川	貝津	諫早市貝津町	2.63	3.51	4.39	県央振興局長
江ノ浦川	江ノ浦川	諫早市飯盛町開	1.38	1.84	2.30	〃
仁反田川	森山	諫早市森山町慶師野	1.67	2.22	2.78	〃
境川	境川	諫早市高来町三部壱	2.19	2.92	3.65	〃
伊木力川	伊木力	諫早市多良見町舟津	1.79	2.39	2.99	〃
喜々津川	喜々津	諫早市多良見町中里	2.58	3.44	4.30	〃
長田川	長田川	諫早市西里町	1.80	2.40	3.00	〃
中山西川	中山西川	諫早市福田町	1.44	1.92	2.40	〃
福田川	福田川	諫早市福田町	1.38	1.84	2.30	〃
倉屋敷川	倉屋敷川	諫早市仲沖町	1.14	1.52	1.90	〃
川床川	川床川	諫早市川床町	2.64	3.52	4.40	〃
小ヶ倉川	小ヶ倉川	諫早市小川町	1.43	1.91	2.39	〃
本明川	本明川	諫早市下大渡野町	2.94	3.92	4.90	〃

※水位基準について

- ・第一基準・・・満杯水位の6割
- ・第二基準・・・満杯水位の8割
- ・第三基準・・・満杯、護岸の高さ

水門等重要水防箇所一覧表

河川(海岸)名	水門(樋門)名	所在地	形状		管理者
			高 (m)	幅 (m)	
江ノ浦海岸	弁天樋門	飯盛町開	3.25	4.00	諫早市
いさはや新池	本村	森山町本村大開	1.60	3.50	本村自治会
いさはや新池	大開	森山町下井牟田大開	1.80	6.50	下井牟田自治会
橘湾	唐比	森山町唐比五本松	1.60	5.00	唐比自治会
本明川	神崎籠樋門 (湯江樋門)	高来町黒崎	1.75	1.60	国土交通省
長里海岸	足角	小長井町足角	1.44	1.50	受益者
築切海岸	築切	小長井町築切	2.25	2.10	受益者

雨 量 観 測 箇 所 一 覧 表

観 測 所 名	雨量計の種類別	所 在 地	管 理 者	電 話
諫早市測定所	自記（デジタル）	東小路町	諫早市（本庁）	22-1500
諫早地域雨量観測所	自記（デジタル）	馬渡町	長崎地方気象台	095-811-4861
干拓中央雨量局	自記（デジタル）	黒崎排水機場跡地	農林水産省（長崎県に委託）	
県央振興局観測局	自記（デジタル）	永昌東町	長崎県	22-0010
有喜観測局	自記（デジタル）	有喜中学校内	長崎県	22-0010
白木峰観測局	自記（デジタル）	国立少年自然の家下	長崎県	22-0010
農業技術開発センター	自記（デジタル）	貝津町	長崎県	22-0010
小ヶ倉ダム観測局	自記（デジタル）	小ヶ倉町	長崎県	22-0010
長田観測局	自記（デジタル）	西里町	長崎県	22-0010
通信指令センター	自記（デジタル）	鷺崎町	県央地域広域市町村圏組合	24-6500
土師野尾観測局	自記（デジタル）	貝津町	長崎県	22-0010
小野観測局	自記（デジタル）	富川町	国土交通省	095-839-9859
諫早観測局	自記（デジタル）	八天町	国土交通省	095-839-9859
夫婦木観測局	自記（デジタル）	小川町	国土交通省	095-839-9859
清水観測局	自記（デジタル）	御手水町	国土交通省	095-839-9859
本野観測局	自記（デジタル）	上大渡野町	国土交通省	095-839-9859
伊木力観測局	自記（デジタル）	多良見町舟津	長崎県	22-0010
喜々津観測局	自記（デジタル）	多良見町中里	長崎県	22-0010
森山観測局	テレメーター	森山町慶師野	長崎県	22-0010
江ノ浦川観測局	自記（デジタル）	飯盛町開	長崎県	22-0010
高来観測局	自記（デジタル）	高来町平田	長崎県	22-0010
黒新田観測局	自記（デジタル）	高来町黒新田	長崎県	22-0010
小長井町役場観測局	自記（デジタル）	小長井町小川原浦	長崎県	22-0010

国土交通省の管理施設

災害対策用機器

排水ポンプ車		排水能力	保管場所
1	1号排水ポンプ車	1 m ³ /秒	諫早市仲沖町 (仲沖救急内水排水機場) (本明川右岸 3 K 2 0 0 付近)
2	2号排水ポンプ車	0.5 m ³ /秒	
3	3号排水ポンプ車	1 m ³ /秒	

照明車		規格	保管場所
1	照明車	2kw×6 灯 20m ブーム式	諫早市仲沖町 (仲沖救急内水排水機場) (本明川右岸 3 K 2 0 0 付近)

排水機場

排水機場名		総排水量	保管場所
1	仲沖救急排水機場	4 m ³ /秒	諫早市仲沖町 (本明川右岸 3 K 2 0 0 付近)
2	諫早排水機場	7 m ³ /秒	諫早市八天町 (福田川右岸 0 K 0 4 5 付近)

ヘリポート施設

ヘリポート名		場所
1	本明川ヘリポート	仲沖地区：本明川右岸 3 K 6 0 0 付近
2	諫早ヘリポート	鷺崎地区：半造川右岸 2 K 0 0 0 付近

【河川管理者の協力を得る事項】

- 一 河川に関する情報（国土交通省が管理している河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、ＣＣＴＶの映像、ヘリ巡視の画像）の提供（※）
- 二 重要水防箇所の合同点検の実施
- 三 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- 四 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- 五 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣
- 六 水防活動の記録及び広報

（※）【河川管理者から提供を受ける河川情報】

河川管理者から水防管理団体へ光ファイバーにより提供する河川情報は下記のとおりとするが、将来的に追加・削除の可能性あり。

空間管理情報（河川監視カメラ）

位 置	J R 橋	不知火
	裏山水位観測所	諫早水門
	公園堰	諫早排水機場
	高城橋	中山西川水門
	諫早橋	長田川合流点
	仲沖救急排水機場	旧河口
	埋津	長田第4樋門
	船越第2樋管	北部堤防
	半造川合流点	深海川合流点
	長野樋管	小江堤防上流
	中央排水機場屋上	小江堤防下流
	境川合流点	

施設管理情報（排水機場）

位 置	諫早排水機場
	仲沖救急排水機場

施設管理情報（水門・樋門・樋管）

位 置	諫早水門	小豆崎樋管
	中山西川水門	西長田樋管
	永昌第6樋管	上宇戸第5樋管
	永昌第3樋管	上宇戸第2樋管
	永昌第2樋管	鷺崎第1樋管
	神町田樋管	船越第2樋管
	本町第3樋管	倉屋敷樋門
	旭町第2樋管	長野樋管
	宇都第2樋管	

水文情報（雨量・水位）

	位置					
雨 量	小 野	本 野	諫 早	清 水	夫婦木	
水 位	琴川橋	裏 山	不知火	埋 津	半造橋	高城橋
流域雨量	本明川全流域	裏山上流域	埋津上流域	本明川残留域		
レーダー雨量	九州全域	九州北部	長崎地方	本明川流域		

【災害時連携・支援について】

1 緊急災害援助隊（TEC-FORCE）の派遣

大規模な自然災害に際して、被災状況の把握や支援を行い、被災地の早期復旧のための技術的支援を迅速に実施する。

2 災害用対策機械の配備

防災ヘリコプター、排水ポンプ車、衛星通信車、照明車、応急組立橋など、被災地の状況に応じて派遣する。

第 2 2 節 土砂災害警戒区域等における災害対策計画

本計画は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第3条の規定により指定された土砂災害警戒区域等について、同法第27条の規定に基づき、警戒区域等の警戒避難体制を定めて住民の安全をはかるものである。

※土砂災害警戒区域等は資料編に掲載

第 2 3 節 山地災害危険地区対策計画

本計画は、調査された山地災害危険地区における山腹崩壊、崩壊土砂流出による災害の未然防止を図るものである。

その対策としては、危険地区の実態を調査・把握し危険箇所の所有者等に対してその維持管理に努めさせるとともに、災害の防止のための必要がある場合は擁壁、排水施設の設置やそのための指導を行い、地域住民の安全を図る。

※山地災害危険地区については資料編に掲載

第 2 4 節 消防活動計画

消防機関の担任する防災活動は、市災害対策本部と密接な連絡をとり、広報車によって要地域の広報活動を行い災害に関する予報及び警報の伝達その他、人身の安全と住民の防災体制を指導するとともに、あらかじめ避難場所及び避難要領等の周知に努めるものとする。

1 警備体制

警備配備の基準は、次のとおりとする。

種別	配備時期	配備体制
第 1 配備	平常の警備体制では危険と認めるとき	火災警報発令時の警備体制
第 2 配備	市災害警戒本部の設置体制が必要と認めるとき	消防団の招集配置
第 3 配備	市災害警戒本部を設置したとき	全消防団員の招集配置
第 4 配備	気象状況及び災害状況の推移に基づいて市災害対策本部を設置したとき	
第 5 配備	市全域にわたって大災害の発生が予測されるとき又は発生したとき	

2 消防計画

消防活動は、区域内の火災予防、火災の鎮圧等の業務並びに非常災害時における応援、救助等の活動、被害情報の収集、報告が迅速かつ的確に行われるようにするものとする。
又、消防団員は、非常招集の命令を受けた場合は直ちに出勤し服務できるように日常の訓練を行い配備態勢を整えておくものとする。

3 消防団安全対策

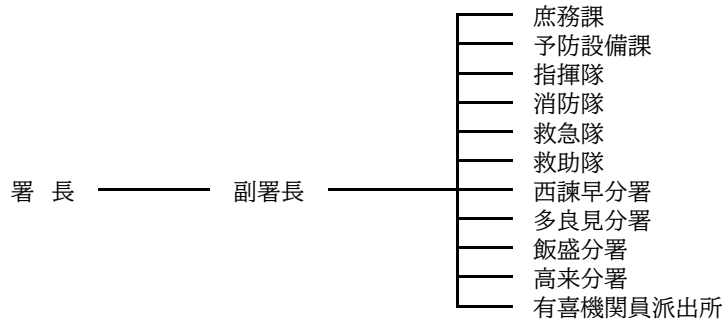
消防団員の安全の確保と円滑な活動を支援するために資機器材を整備する。

- | | | | |
|------------|--------|-------------|------|
| ① ライフジャケット | 300着 | ② デジタル簡易無線機 | 327台 |
| ③ 安全靴 | 全団員 | ④ 耐切創性手袋 | 全団員 |
| ⑤ 防塵めがね | 1,500個 | ⑥ 切創防止用保護衣 | 110着 |

消 防 配 備 体 制

1 消防機関の構成

(1) 消 防 署 (諫早消防署)



(2) 消 防 団

(令和8年3月31日現在)

地区	分団名	部名	機 材	消防ポンプ 種 別	台数	研修所 所在地	研修所 電話番号	管 轄 区 域
本部			中継水槽 10t			鷺崎町 221-1	22-4449	
中央 南	1	1	救命ボート一式 中継水槽 1t	ポンプ車 C-1 ポンプ	1 1	旭町 9-21	24-4001	東小路、高城、仲沖、 上、栄、八坂、本、 東本、旭、厚生、幸、 八天、西郷、新道、 立石、上野、野中、 船越、原口、西小路
		2	中継水槽 1t	ポンプ車 C-1 ポンプ	1 1	船越町 610-6	24-0491	
		3	中継水槽 1t	ポンプ車 C-1 ポンプ	1 1	野中町 508-8	24-4203	
		4	中継水槽 5t	ポンプ車 C-1 ポンプ	1 1	高城町 7-1	24-5044	
中央 北	2	1	中継水槽 1t	ポンプ車 C-1 ポンプ	1 1	福田町 5-19	24-2905	宇都、福田、泉、金谷、 城見、天満、日の出、 永昌、永昌東、栄田、 西栄田、大さこ
		2	中継水槽 1t	ポンプ車 C-1 ポンプ	1 1	城見町 176	24-0606	
		3	中継水槽 1t	軽積載車 B-2 ポンプ	1 1	永昌町 6-4	26-0740	
北 部	3	1	中継水槽 1t	積載車 B-2 ポンプ	1 1	本明町 277-2	26-4019	本明、目代、本野、 富川、湯野尾、 上大渡野、下大渡野
		2	中継水槽 1t	軽積載車 B-2 ポンプ	1 1	目代町 524-19	24-1609	
		3	中継水槽 1t	ポンプ車 C-1 ポンプ 積載車 B-2 ポンプ	1 1 1 1	下大渡野町 2701-5	26-4137	
南 部	4		中継水槽 1t	ポンプ車 C-1 ポンプ	1 1	小川町 96-1	24-2010	平山、土師野尾、栗面、 小ヶ倉、小川、鷺崎、川床
小 野 西	5	1	中継水槽 1t	ポンプ車 C-1 ポンプ	1 1	小野町 500-11	24-4012	小野、川内（曙除く）、 長野、宗方
		2	中継水槽 1t	積載車 B-2 ポンプ	1 1	宗方町 291-4	24-3413	
		3	救命ボート一式 中継水槽 1t	積載車 B-2 ポンプ	1 1	川内町 96-2	24-4414	
		4	中継水槽 5t, 1t	積載車 B-2 ポンプ	1 1	長野町 1421-2	24-3516	
小 野 東	6	1	中継水槽 1t	積載車 B-2 ポンプ	1 1	赤崎町 622-2	24-0511	赤崎、黒崎、小野島、 川内（曙）
		2	救命ボート一式	軽積載車 積載車 B-2 ポンプ	1 1 2	小野島町 1232	24-5515 24-4215	
		3	中継水槽 1t	積載車 B-2 ポンプ	1 1	黒崎町 204	24-4127	
真 津 山	7	1	中継水槽 1t	軽積載車 B-2 ポンプ	1 1	久山町 1689-1	26-0564	津久葉、久山、久山台、 貝津、若葉、青葉台、 貝津ヶ丘、小船越、 中尾、山川、馬渡、 真崎、津水、破籠井、 堂崎、白岩、堀の内
		2	中継水槽 5t, 1t	ポンプ車 C-1 ポンプ	1 1	貝津町 2461-4	26-4021	
		3	中継水槽 1t	ポンプ車 C-1 ポンプ	1 1	白岩町 56-1	26-6938	

地区	分団名	部名	機 材	消防ポンプ	台数	研修所	研修所	管 轄 区 域
				種 別		所在地	電話番号	
有喜	8	1	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1ポンプ 軽積載車 B－2ポンプ	1 1 1 1	松里町 55-7	28-3990	松里、有喜、早見、 天神、中通、鶴田
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	中通町 634	28-3991	
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	早見町 524-1	28-3992	
		4	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	天神町 611-4	28-3993	
長田	9	1	中継水槽 5t, 1t	ポンプ車 C－1ポンプ	1 1	西里町 758-2	24-2250	小豆崎、西里、中田、 御手水、大場、白木峰、 長田、正久寺、高天、 白浜、白原、猿崎
		2	中継水槽 5t	積載車 B－2ポンプ	1 1	長田町 1-1	23-9146	
		3	中継水槽 1t	軽積載車 B－2ポンプ	1 1	高天町 2575-5	23-9147	
多良見喜々津	10	1	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1ポンプ	1 1	多良見町 化屋321-23		化屋、シーサイド、 木床、中里、市布、 西川内
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 木床869-6		
		3		積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 木床1582		
		4	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 中里59-4・60-1, 3		
		5		ポンプ車 C－1ポンプ	1 1	多良見町 市布515-3		
		6	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 西川内1872-7		
多良見大草伊木力	11	1	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 西園692-1		東園、西園、野副、 元釜、山川内、野川内、 琴ノ尾、舟津、佐瀬
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 野副283-1		
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ B－3ポンプ	2 1 1	多良見町 元釜152-2		
		4	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 山川内137-4・138-2		
		5	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 野川内92-1		
		6	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 舟津1423-7		
		7	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1ポンプ	1 1	多良見町 舟津609-2・611-10		
		8	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 佐瀬910-2		
		9	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	多良見町 佐瀬497-7		
森山東	12	1	中継水槽 1t 救命ボート	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 唐比東329		唐比、杉谷、田尻
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 杉谷1220		
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 田尻1582-1		
森山西	13	1	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 下井牟田1331-1		下井牟田、上井牟田、 本村、慶師野
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 上井牟田532-1		
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 本村2261-1		
		4	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	森山町 慶師野1852-3		
飯盛東	14	1	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	飯盛町 中山654-13, 14		後田、船津、下釜、 久保、佐田、小島、 平古場、石原、山口、 開、上原
		2	中継水槽 1t 救命ボート	積載車 B－2ポンプ	1 1	飯盛町 後田1634-7		
		3	中継水槽 1t 救命ボート	軽積載車 B－2ポンプ	1 1	飯盛町 久保304, 305		
		4	中継水槽 1t	積載車 B－3ポンプ	1 1	飯盛町 平古場145-9		
		5	中継水槽 1t	積載車 B－2ポンプ	1 1	飯盛町 中山1097-13		

地区	分団名	部名	機 材	消防ポンプ	台数	研修所	研修所	管 轄 区 域
				種 別		所在地	電話番号	
飯盛西	15	1	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	飯盛町 里648-3		池下、清水、寺平、 田平、川下、古場
		2	中継水槽 1t	積載車 B－3 ポンプ	1 1	飯盛町 古場673-2		
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	飯盛町 川下904-6		
		4	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	飯盛町 池下101-29		
高来湯江	16	1	中継水槽 1t 救命ボート	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	高来町 三部壺528		神津倉、上三部壺、 東三部壺、西三部壺、里、 町名、法川、黒崎、小峰、 善住寺、東平原、湯江峰
		2	中継水槽 1t	積載車 B－3 ポンプ	1 1	高来町 町名219-5		
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	高来町 小峰563-3		
高来宇良	17	1	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	高来町 汲水109-5		水ノ浦、東溝口、西溝口、 馬場、山道、上山道、 汲水、坂元、黒新田、 小中尾、泉、下金崎、 上金崎
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	高来町 溝口465		
		3	中継水槽 1t	積載車 B－3 ポンプ	1 1	高来町 金崎580-1		
高来小江	18	1	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	高来町 下与265-1		下与、倉床、上与、 一里松、峰、平田、 折山、西平原、西尾、 中程、小船津、小江干拓
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	高来町 西平原759-1		
		3	中継水槽 1t	軽積載車 B－2 ポンプ	1 1	高来町 小船津191-2		
高来深海	19	1	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ B－3 ポンプ	1 1 1	高来町 古場384-3		萩原、榎堂、建山、 高松、川内、蟹喰、 船津、上大戸、下大戸、 富地戸、佐古谷
		2	中継水槽 1t	ポンプ車 C－1 ポンプ	1 1	高来町 大戸224-1		
小長井	20	1	中継水槽 1t	積載車 B－3 ポンプ	1 1	小長井町 遠竹1380	34-2352	遠竹、井崎、小川原浦、 田原、牧、長里、広川良
		2	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	小長井町 井崎719-2	34-4208	
		3	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	小長井町 小川原浦708-1	34-2933	
		4	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	小長井町 小川原浦1893-411	34-2146	
		5	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	小長井町 牧234-7	34-3158	
		6	中継水槽 1t	軽積載車 B－2 ポンプ	1 1	小長井町 打越121-1	34-3106	
		7	中継水槽 1t	積載車 B－2 ポンプ	1 1	小長井町 大峰980-77	34-3107	

2 出 動

(1) 地区別出動計画

出 動 区 分	第 1 次出動		第 2 次出動	
	火災の状況が、消防署及び管轄区域の分団等で充分防御できると思われる場合		火災の状況が、第 1 次出動では防御が充分できない場合又は延焼拡大のおそれがあると思われる場合	
	出動分団	吹鳴する サイレン	出動分団	吹鳴する サイレン
中 央 地 区	第 1 分団 全部 第 2 分団 全部	中央地区	【栄田・永昌方面】 第 3 分団全部 第 7 分団全部	本野地区 真津山地区
			【福田方面】 第 3 分団全部 第 9 分団全部	長田地区
			【その他】 第 4 分団 第 5 分団全部 第 6 分団全部	小栗地区 小野地区
真津山 地 区	第 7 分団 全部 第 2 分団 全部	真津山地区	第 1 分団全部 第 1 0 分団第 1 ～ 3 部	中央地区 多良見喜々津
小 栗 地 区	第 4 分団 第 1 分団 全部	小栗地区	第 2 分団全部 第 5 分団全部 第 1 4 分団第 1、4、5 部	中央地区 飯盛一斉
長 田 地 区	第 9 分団 全部	長田地区	第 5 分団全部 第 6 分団全部 第 1 9 分団全部	小野地区 高来西
小 野 地 区	第 5 分団 全部 第 6 分団 全部	小野地区	第 4 分団 第 9 分団全部 第 1 3 分団第 1、4 部	小栗地区 長田地区 森山一斉
有 喜 地 区	第 8 分団 全部 第 4 分団	有喜地区	【森山方面】 第 5 分団全部 第 6 分団全部 第 1 2 分団第 1 部 第 1 3 分団第 2 部	小栗地区 小野地区 森山一斉
			【飯盛方面】 第 5 分団全部 第 6 分団全部 第 1 4 分団第 1、2、5 部	小栗地区 小野地区 飯盛一斉
本 野 本 地 区	第 3 分団 全部 第 2 分団 全部	本野地区	第 1 分団全部	中央地区
多良見 喜々津 地 区	第 1 0 分団 全部	多良見喜々津 【建物火災】 多良見一斉	第 1 1 分団第 1 ～ 3 部 第 7 分団全部	多良見大草 真津山地区
多良見 大 草 地 区	第 1 1 分団 第 1 ～ 7 部	多良見大草 多良見伊木力 【建物火災】 多良見一斉	第 1 0 分団全部 第 1 1 分団第 8、9 部	多良見喜々津
多良見 伊木力 地 区	第 1 1 分団 第 3 ～ 9 部		第 1 0 分団全部 第 1 1 分団第 1、2 部	多良見喜々津

※目代町・本明町は「本野地区」のサイレン吹鳴地区に含まれる。

出 動 区 分	第 1 次出動		第 2 次出動	
	火災の状況が、消防署及び管轄区域の分団等で 充分防御できると思われる場合		火災の状況が、第 1 次出動では防御が充分で きない場合又は延焼拡大のおそれがあると思われ る場合	
	出動分団	吹鳴する サイレン	出動分団	吹鳴する サイレン
森 山 地 区	第 1 2 分団 全部 第 1 3 分団 全部	森山一斉	【有喜方面】 第 8 分団全部	有喜地区
			【小野方面】 第 5 分団全部 第 6 分団全部	小野地区
飯 盛 地 区	第 1 4 分団 全部 第 1 5 分団 全部	飯盛一斉	第 1 分団全部 第 4 分団 第 8 分団全部	小栗地区 有喜地区
高来西 地 区	第 1 8 分団 全部 第 1 9 分団 全部	高来西	第 1 6 分団全部 第 1 7 分団全部 第 9 分団全部	高来東 長田地区
高来東 地 区	第 1 6 分団 全部 第 1 7 分団 全部	高来東	第 1 8 分団全部 第 1 9 分団全部 第 2 0 分団第 6、7 部	高来西 小長井一斉
小長井 地 区	第 2 0 分団 全部	小長井一斉	第 1 7 分団全部	高来東

※ 出動区分は、第 1 次出動と第 2 次出動になっているが、火災の現場によって次のよう
な場合もあるので、分団はサイレン及び無線機の指令に従って行動すること。

- (1) 小規模火災の場合、管轄区域分団のみが出動する。
- (2) 第 2 次出動でも鎮圧できないと認められるときは、他地区からの出動指令を併せて
行う場合もある。
- (3) 2 次出動サイレンは、1 次と 2 次を合わせて吹鳴する。

3 サイレン吹鳴、及び無線機による出動指令要領

(1) サイレン吹鳴方法について

- ア 建物火災の旨覚知したときは、原則として直ちにサイレンを吹鳴する。
- イ 建物火災以外の火災の旨覚知したときは、原則として現場責任者（先着した署隊
又は団本部）の判断により吹鳴させる。ただし、中央地区を除く諫早地域、多良見
大草・伊木力地区においては、直ちにサイレンを吹鳴する。
- ウ 第 1 次出動に更に第 2 次出動の指令を行う場合、第 1 次、第 2 次を合わせ吹鳴す
る（第 1 次、第 2 次の区別なし）
- エ 第 2 次出動でも防御が充分でないと思われる場合は、逐次火災現場に近い地区
のサイレンを吹鳴する。

(2) 無線機による指令方法について

- ア 小規模火災
- イ 第 1 次出動 …… ○○ 町 火災発生 管轄区域分団のみ出動
- ウ 第 2 次出動 …… ○○ 町 火災発生
- エ 第 2 次出動でも防御が充分でない場合
…… ○○ 町 火災発生 ○○地区の分団は出動

(3) 分団の出動に当たっての注意事項

- ア 分団管轄内に火災が発生した場合、サイレン吹鳴に従い速やかに出動すること。
- イ 分団管轄外に火災が発生した場合には、出動計画に従い無線機の指令をよく確か
めて出動すること。
- ウ 火災の状況無線機によって確かめる余裕がない場合には、電話サービス
(050-5530-6737) で確認

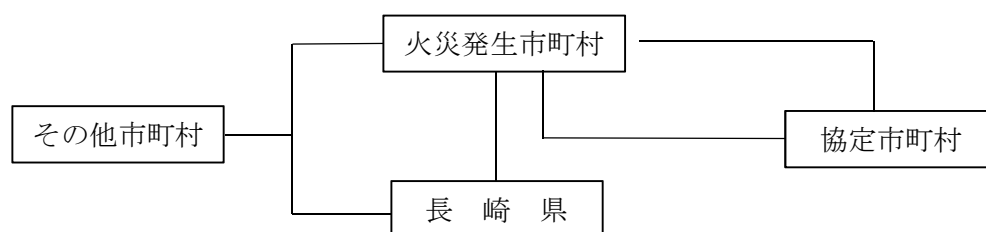
(4) 応援協定に基づく隣接市町村への出動計画

市町名	出動区分	備 考
大 村 市	第 7 分団全部 第 2 分団第 3 部 第 3 分団第 1、3 部	今村方面の火災に対しては、第 7 分団全部 鈴田方面の火災に対しては、第 2 分団第 3 部、 第 3 分団第 1、3 部
長 与 町	第 1 1 分団第 4、 5、9 部	
雲 仙 市	第 1 2 分団全部	
佐賀県太良町	第 2 0 分団第 1、 2、4 部	

※その他は火災の状況により出動分団を決定する。

(5) 応援要請の手続要項

ア 次の系統により行う。ただし緊急止むを得ない場合はこの限りでない。



イ 応援を要請する場合は、次の事項を具備した内容により電話又は無線等をもって、県に要請するものとする。

- ① 火災の種別（建物火災、林野火災、船舶火災等）
- ② 火災の状況
- ③ 気象関係
- ④ 今後の判断
- ⑤ 応援消防力及び必要器材
- ⑥ その他必要事項

第 2 5 節 自衛隊派遣要請計画

1 自衛隊の活動の内容

(1) 一般の任務及び業務内容

ア 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は「主として人命及び財産の救援」のため関係公共機関と協力して行動する。

イ 主な業務の内容

(ア) 陸上自衛隊

- ① 人命の救助
- ② 消防、水防
- ③ 救援物資の輸送
- ④ 道路の応急啓開
- ⑤ 応急の医療防疫
- ⑥ 給水入浴支援及び通信支援
- ⑦ 被災地の偵察（航空を含む）及び応急措置（復旧）

(イ) 海上自衛隊

- ① 海上における遭難船舶、航空機、遭難者等の捜索及び救助
- ② 人員、救援物資等の緊急輸送
- ③ 状況偵察及び被害の調査
- ④ 船舶火災及び油の排出に対する救援
- ⑤ 航空機による急患輸送

(ウ) 航空自衛隊

- ① 人命の救助
- ② 消防、水防
- ③ 救援物資の島内輸送
- ④ 通信支援

ウ 市長の要請上の留意事項

- (ア) 自衛隊は人命救助活動を第一義に行う。
- (イ) 自衛隊は緊急度の高い施設等の救援及び最小限の応急措置を行うのが任務であり、その後の一般的な復旧工事等を行わない。
- (ウ) 自衛隊の活動は公共的な施設等を対象とし、個人的な整理復旧作業は行なわない。
- (エ) 災害地における自衛隊の活動内容及び広報等に関する各種協議は県代表並びに市当局責任者と自衛隊指揮官との三者間で協議する。

(2) 災害の規模に応ずる部隊運用の大綱

ア 自衛隊は要請に応じ発生した災害に適応する勢力（編成装備）をもって出動する。

この際、陸海空自衛隊相互に連絡し、任務に適応する部隊を派遣する。

イ 災害の規模に応ずる部隊運用の要領はおおむね次のとおり

- (ア) 小規模な災害に対しては各地に駐屯する最寄りの部隊をもって対処する。
- (イ) 大規模な災害に対しては、先ず、最寄りの部隊をもって対処し、所要に応じ他部隊の増援を受け対処する。

(3) 陸、海、空の相互関係

ア 陸、海、空自衛隊相互の指揮関係は協力関係である。

イ 県内陸、海、空自衛隊各駐屯部隊の総括的な調整の窓口は、陸上自衛隊第16普通科連隊長が担任する。

2 県内自衛隊の配置及び管轄区域

別表1

3 自衛隊派遣要請の基準

(1) 知事は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請するものとする。

(2) 自衛隊の災害派遣は、主として人命救助及び財産の保護のため、消防、水利、救援物資の輸送通路の応急啓開、応急救護、防疫、給水及び通信支援等に任ずるものとする。

ア 災害派遣要請手続き

(ア) 知事は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し必要があれば直ちに要請するものとする。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

(イ) 知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、陸上自衛隊第16普通科連隊長に要請する。
緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

① 災害の状況及び派遣を必要とする理由

② 派遣を希望する期間

③ 派遣区域、活動内容、その他必要事項

(ウ) 自衛隊は、知事から要請を受けたときは、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要の有無を判断し部隊等を派遣する等適切な措置を行う。

(エ) 要請系統

別表2

イ 派遣要請事項

(ア) 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握

(イ) 避難者の誘導、輸送等避難のため必要があるときの援助

(ウ) 行方不明者、負傷者等が発生した場合の搜索援助

(エ) 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動

(オ) 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動

(カ) 道路または水路の啓開措置

(キ) 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送

(ク) 被災者に対する炊飯及び給水支援

(ケ) 救援物資の無償貸与又は譲与

(コ) 危険物の保安及び除去

(サ) その他知事が必要と認める事項

ウ 市長の災害派遣要請の依頼手続き

(ア) 市長が知事に対し、自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、災害派遣要請依頼書に必

要事項を明示し、知事あてに提出する。

ただし、緊急の場合は、とりあえず電話または口頭で行い、事後文書により要請することができる。

- (イ) 市長は、通信の途絶等により、知事に対して災害派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を陸上自衛隊第16普通科連隊に通知することができる。

通知を受けた自衛隊は、その事態に照らし特に緊急を要し、県知事の要請を待ついとまがないと認められるときは、知事の要請を待たないで部隊等を派遣することができる。

- (ウ) 市長は、上記通知をしたときは、速やかに県知事に対して通知するものとする。

エ 自衛隊の自主派遣

要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、以下の項目について、自衛隊は自主派遣を行うことができる。

- (ア) 大規模な災害が発生した場合、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき。
- (イ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、市長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- (ウ) 大規模な災害発生のため、通信の途絶等により県との連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合。
- (エ) 海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。
- (オ) その他、特に緊急を要し、県知事からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、部隊長はできる限り早急に県知事に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するように努めるものとする。

自主派遣の後に、県知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施するものとする。

4 自衛隊との連絡調整

(1) 平常の連絡調整

平素においては、各種会議及び防災訓練時等機会をとらえて相互に連絡調整を行うものとする。

(2) 災害発生後

ア 災害発生又は、そのおそれがある場合は大村部隊から、次の各所に通信連絡班を派遣し、情報収集並びに連絡調整にあたる。

- (ア) 県本部（県庁内）
- (イ) 県北振興局（佐世保）
- (ウ) 諫早、大村市役所等

イ 大規模災害又は特異な災害（離島災害時等）発生時には、県災害対策本部内に大村部隊、海上自衛隊佐世保地方総監部及び、自衛隊長崎地方連絡部より、又、離島に対策本部等設置の場合必要に応じ航空自衛隊西部航空方面隊（離島駐とん部隊を含む）より、それぞれ連絡幕僚を派遣し連絡調整にあたらせる。

ウ 自衛隊の災害派遣について他の災害復旧機関（業者を含む）との競合及び関係市町村相互の作業優先順位の対立をさけるため、県側において調整を行う。

エ 県知事及び市長は、自衛隊の能力及び災害状況等を勘案し、自衛隊の効率的運営を図るよう派

遣部隊指揮官等と緊密な調整を行う。

オ 海自航空隊の派遣時、特に離島派遣に際しては、状況に応じて、県の無線車を大村航空基地に派遣し、連絡調整にあたらせるものとする。

5 派遣を受ける市の態勢及び準備

- (1) 市において準備可能な資材及び器材等
別表3

- (2) 連絡調整員の指定

市は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため業務処理の練達者又は適任の高級責任者を連絡調整員として指定するものとする。

- (3) 宿营地等の手配

市は、災害派遣部隊の宿泊施設、又は野営施設の準備をするものとする。

- (4) 災害派遣のため緊急に派遣された連絡偵察員の宿泊給食は市において担任するものとする。

6 災害派遣の撤収要請

- (1) 市長は派遣部隊指揮官と協議し、他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について、撤収要請依頼書を知事に提出するものとする。

- (2) 撤収要請事項

ア 撤収日時

イ 撤収要請の事由

ウ その他

7 地上と航空機との交信方法

- (1) 目的

災害派遣時交通及び通信が途絶した状況下において孤立集落と航空機の空地連絡を迅速かつ的確に実施して状況を把握し、援助等の対策上必要な地上及び航空機からの信号の方法を定める。

- (2) 地上から航空機に対する信号

旗の色別	事 態	事態の内容	希望事項
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態(緊急に手当てを要する負傷者が発生している)	緊急着陸又は隊員の降下を乞う
黄旗	異常事態発生	食糧又は飲料水の欠乏等異常が発生している	市又は警察官に連絡を乞う できれば通信筒をつり上げて もらいたい
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない	特に連絡する項目はない

※ 旗は1辺1mの正方形の布を用い、上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。

(3) 地上からの信号に対する航空機の回答

事 項	信 号
了解	翼を振る(ヘリコプターの場合は、機体を左右交互に傾斜させる)
了解できず	蛇行飛行(ヘリコプターの場合は、直上を直線飛行で通過する)

(4) 航空機から地上に対する信号

事 項	信 号	信号の内容
投 下	急降下	物資又は通信筒を投下したい地点の上空で急降下をくりかえす
誘 導	誘導目的上空で急降下し引き返した後目的地に直行	ある地点で異常を発見しその地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う
督 促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う

(5) 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は希望地点に直径10mのⒺを図示し風向の吹流し又はT字型(風向→┘)で明確に示すものとする。

8 経費負担区分

おおむねの次の事項については、通常派遣を受けた市の負担とする。なお、細部については、そのつど災害派遣命令者と知事との間で協議して定める。

- (1) 派遣部隊の救援活動に必要な資・器材(自衛隊装備器材を除く。)等の購入借上げ又は修理費
- (2) 災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の借上げ料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、汲取料、電話及び入浴料等
- (4) 無作為による損害の補償

9 ヘリコプター離着陸地

甚大な災害が発生した場合は、別表4に掲げる適地(離着陸地)の使用について、市長等と協議のうえ、使用するものとする。

災害派遣要請依頼書

年 月 日

知 事 様

市 長 名

自衛隊の災害派遣要請依頼について

下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を依頼する理由
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
派遣を依頼する理由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
派遣を希望する区域
連絡場所及び連絡職員
活動内容（負傷者の救出・救護・道路の啓開等）
- 4 その他参考となるべき事項
作業用資材、宿営施設の準備状況等

撤収要請依頼書

年 月 日

知 事 様

市 長 名

自衛隊の災害派遣撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害の復旧もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

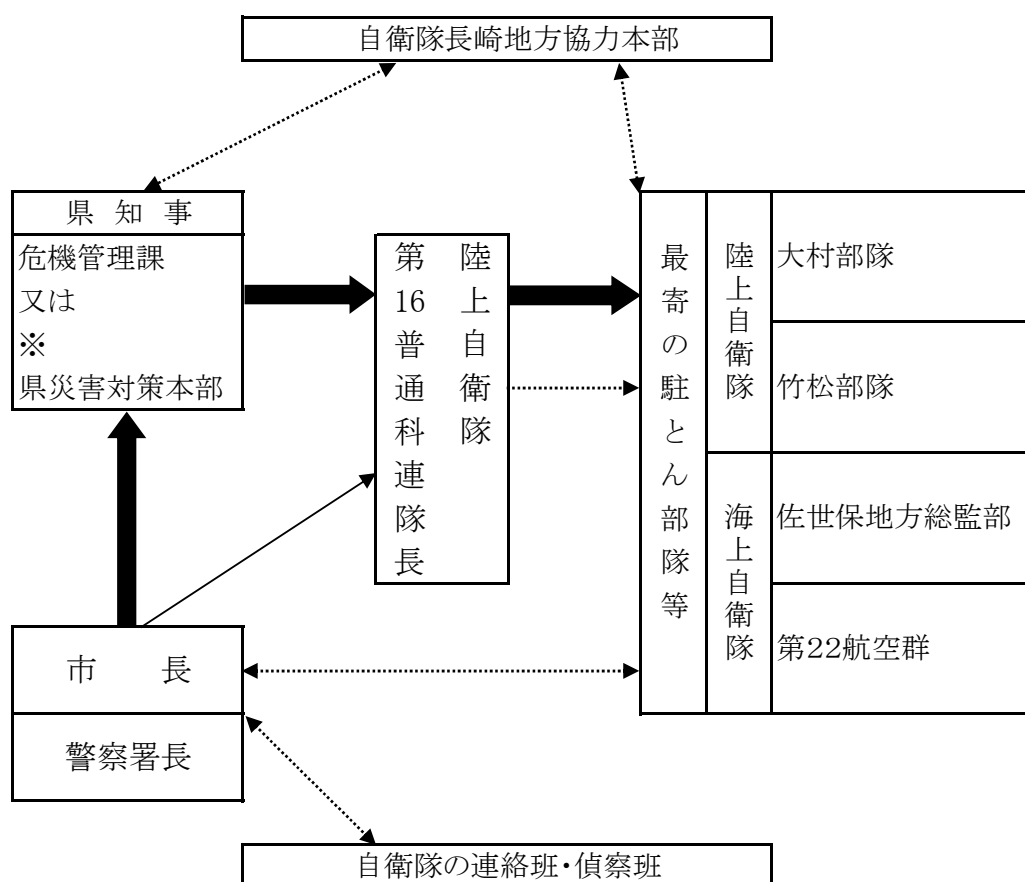
別表 1

県内自衛隊の配置及び所轄区域

駐 屯 地		所在地（電話）	指定部隊等の長	備 考
陸 上	大村駐屯地	大村市西乾馬場町 (52-2131)	大村駐屯地司令	長崎県（対馬を除く）全般を直轄
	竹松駐屯地	大村市富ノ原町1丁目 (52-3141)	竹松駐屯地司令	
	相浦駐屯地	佐世保市大湊町 (相/瀬 0956-47-2166)	相浦駐屯地司令	
	対馬駐屯地	対馬市巖原町 (09205-2-0791)	対馬警備隊長	
海 上	佐世保地方総監部 (警備隊・防備隊を含む)	佐世保市平瀬町 (0956-23-7111)	佐世保地方総監	
	第22航空群	大村市今津町 (52-3131)	第22航空群司令	
	対馬防備隊	対馬市美津島町 (09205-4-2209)		
	上対馬警備所	対馬市上対馬町 (09208-6-2249)		
	下対馬警備所	対馬市巖原町竈崎 (09205-2-0997)		
	壱岐警備所	壱岐市勝本町 (09204-2-0167)		
航 空	西部航空方面対 第15警戒群	五島市三井楽町 (0959-84-2074)		
	西部航空方面隊 第19警戒群	対馬市上対馬町海栗島 (09208-6-2202)		
そ の 他	自衛隊長崎地方協力 本部諫早地域事務所	諫早市東小路町5-17 (22-4455)		
	防衛省調達実施本部 長崎監督事務所	長崎市飽の浦町 (095-825-5303)		
	自衛隊長崎地方 協力本部	長崎市出島町 (095-826-8844)		

別表2

自衛隊派遣要請・撤収系統図



注1 **→** 法令による系統

2 **→** 県との通信途絶等の場合

3 **→** 県市部隊間の連絡

4 海上救難等(海上自衛隊のみに関する災害派遣要請)に関しては、直接佐世保地方総監部と連絡

5 陸・海各自衛隊相互の指揮関係は、協力関係である。

6 県内各自衛隊の総括的な調整の窓口は、大村部隊(第16普通科連隊長)が担任する。

7 ※県災害対策本部設置の場合

別表3

諫早市が準備する主な資器材

品 名			摘 要
器 具 類	1	ベルトコンベヤー	掘土、搬土
	2	一輪車	小路の運搬作業用
	3	手かぎ類	土のう等の取扱用
	4	フォーク、とうぐわ	土木作業用
	5	その他土木機械器具	
設 備 類	1	夜間照明設備	夜間作業のため
	2	給水用樽又はドラム等	作業部隊給水
資 材 類	1	ゴム手袋	遺体収容用
	2	蛇簍、金網、鉄線	水防築堤用
	3	槌 等	
	4	呷、荒縄等	同上
	5	木くい	同上
	6	標識材料	
	7	消毒剤	防疫用
	8	その他の災害派遣の種類により臨時的に生ずる上記以外の資器材	

別表4

ヘリコプター離着陸適地一覧表

連番	名 称	所 在 地	地 積	障 害 物	所有者
1	喜々津中学校	多良見町中里30	15,126m ²	丘陵 電線 校舎	諫 早 市
2	森山ふれあい公園	森山町下井牟田1266 外	124,791 m ²	健康福祉センター森山分館 ゴールポスト(ラグビー用) 樹木、トイレ2棟、シャワー 室棟、女子更衣室棟、管理棟	
3	飯盛東小学校	飯盛町中山653	12,903m ²	校舎、体育館 ポール、土手 樹木	
4	高来中学校	高来町小峰274	12,000m ²	校舎、樹木 バックネット フェンス	
5	小長井グラウンド	小長井町小川原浦 958-8	16,650m ²	校舎、樹木 バックネット 鉄道架線	
6	白木峰高原駐車場	白木峰町828-15	15,126m ²	丘陵、電線、校舎	
7	御館山小学校	西栄田町1250-4	15,000m ²	庁舎、フェンス	
8	小野島グラウンド	小野島町2233-1	193,400 m ²	バックネット、土手、 高圧線	
9	緊急ヘリポート (半造川)	鷺崎町半造川右岸 2k000付近	400m ²	なし	長崎河 川国道 事務所
10	緊急ヘリポート (本明川河川敷)	仲沖町本明川右岸 3k600付近	400m ²	なし	

第26節 交通施設災害対策計画

被災地における交通物資輸送等を確保するため、それぞれ次の対策を講ずる。

1 道路対策

- (1) 異常豪雨又は大規模地震並びに長期にわたる降雨等では、地すべり、崩土、落石或いは路線の陥没や流出崩壊等の災害が発生するので、予想される危険箇所等について、道路の監視を強化し、災害が発生した場合は、情報を収集し応急対策を行うものとする。
- (2) 交通の確保が最重点であるので、全力を挙げて応急復旧に努めること。
この場合、迂回路等の有無を充分調査し、ある場合は直ちにこれを利用して交通を確保し、迂回路の使用に支障のないよう、必要の資材を補給し、又、全く無い場合は全力を挙げて、短日時に復旧出来るよう処置すること。
- (3) 被災の程度により、応急工事が不可能の場合、或いは大規模の対策が必要な場合は、自衛隊の派遣を求めて応急復旧に当たる。
- (4) 長大橋の流出等に当たっては自衛隊の派遣を求めて、軽渡橋の仮工事を行いその他の場合は、本橋の仮工事を行い、速やかに交通の確保に努めること。
- (5) その他適時臨機の処置をとりうるよう、人員、車輛、器材の整備、確保につとめ、その対策について遺憾がないように努める。

2 鉄道対策

九州旅客鉄道では線路、構造物、信号保安装置等に対して、災害を未然に防止し、一旦災害が発生したときは、列車の停止手配を行い列車運転の安全を確保するとともに早期開通を図るため、次のとおり対処する。

なお、島原鉄道に関しても九州旅客鉄道に準じて対処するものとする。

(1) 災害警備

異常気象の伝達を受けたとき、又は天候險悪となったとき、線路警備の必要を認めた場合、鉄道事業部長は保線従業員に対し、風、雨、雪その他の災害に対する線路、構造物、信号保安装置等の警備に従事させる。

災害の発生が予想される箇所は、重点警備箇所として関係者へ周知し、必要の都度点検させておく。

また、とくに重大な災害の発生が予想される場合は、鉄道事業部長が列車の運転を規制（停止又は注意運転）することができるようになっている。

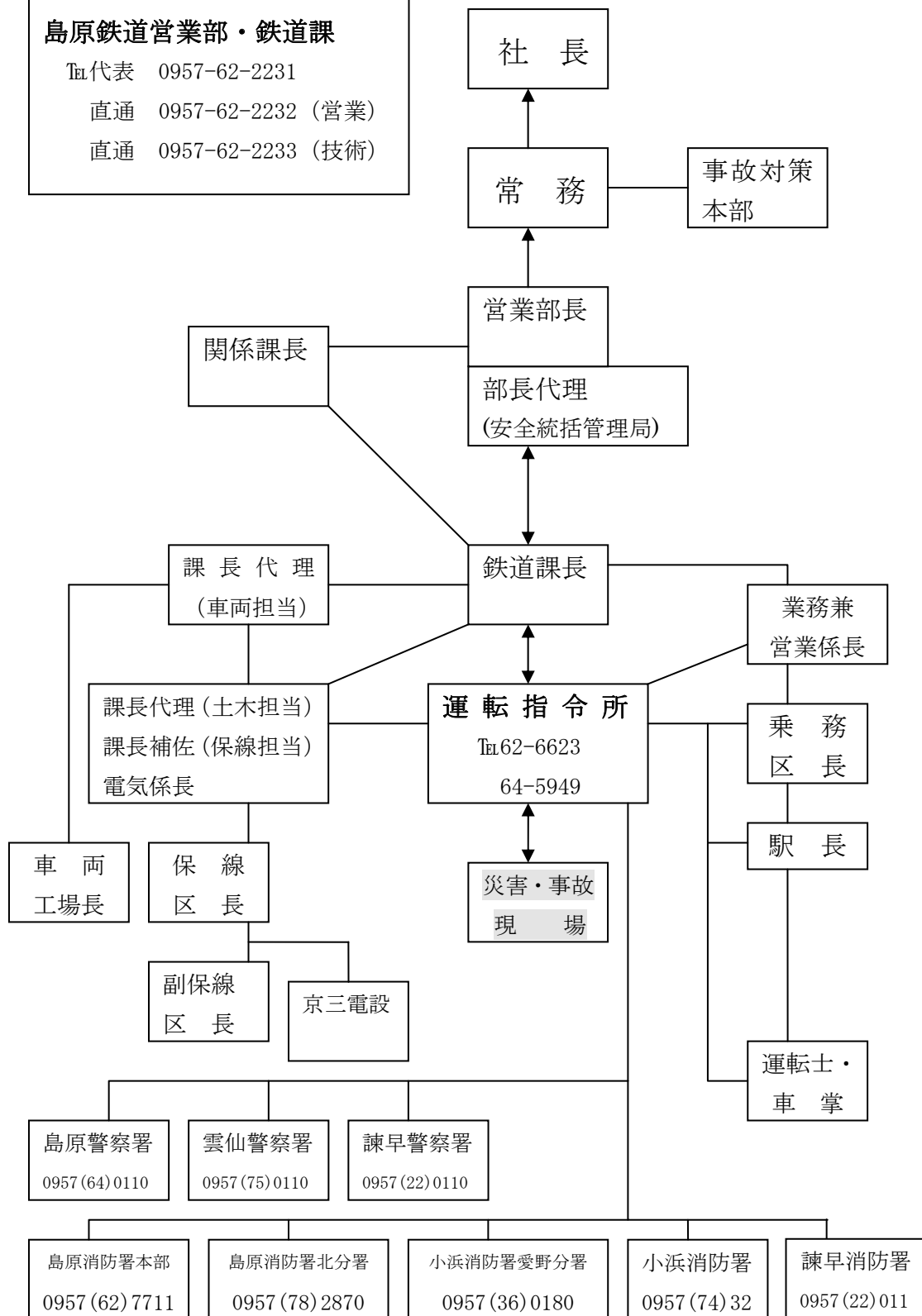
(2) 災害応急

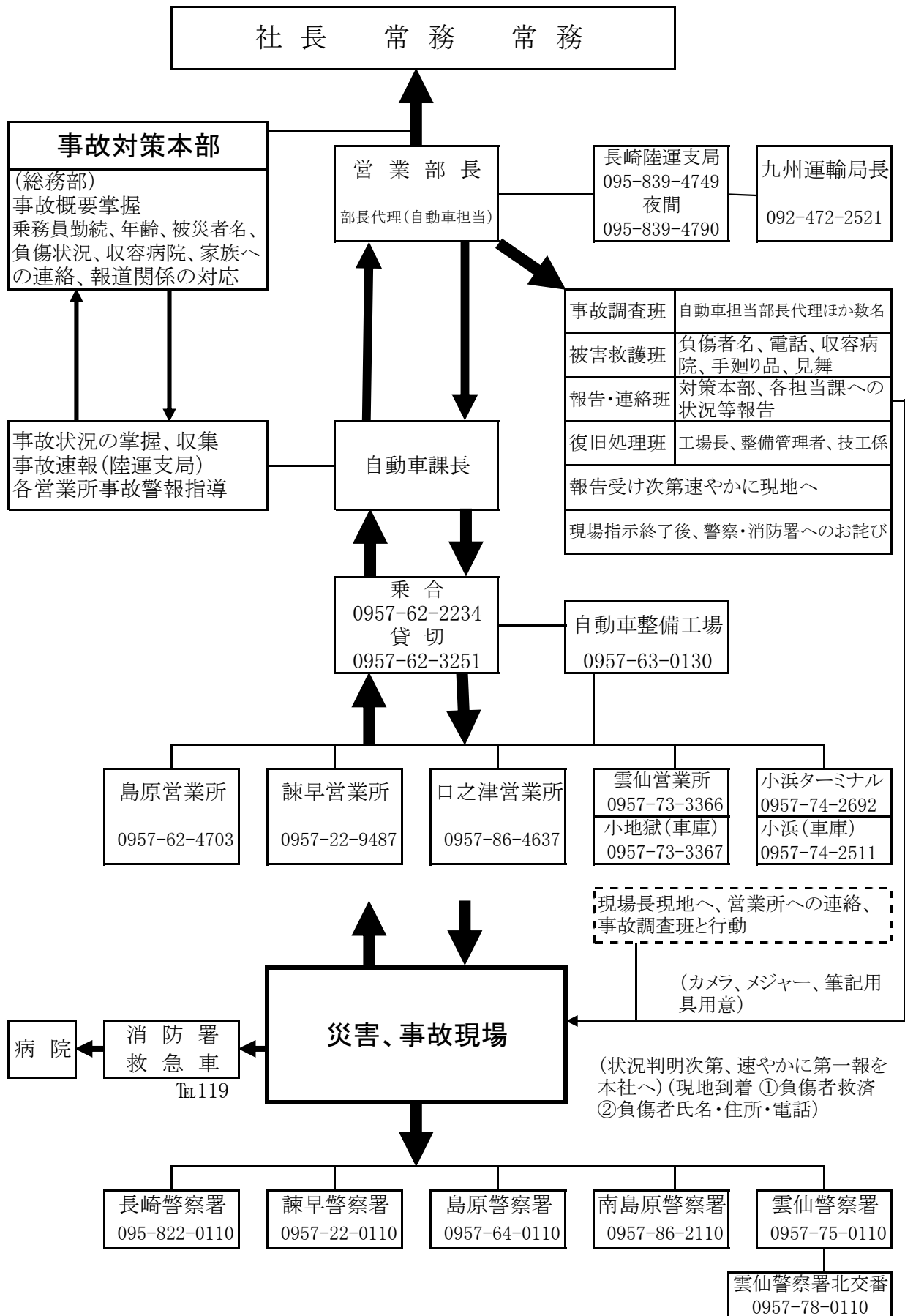
災害が発生したときは、直ちに応急措置を講じ列車の早期開通につとめる。

**事故等緊急事態発生時の
連絡機構図**

島原鉄道営業部・鉄道課

Tel代表 0957-62-2231
 直通 0957-62-2232 (営業)
 直通 0957-62-2233 (技術)





第 2 7 節 救出及び死体の搜索処理並びに埋葬計画

1 救 出

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者に対する搜索又は救出、保護はこの計画の定めるところによる。

(1) 救出の方法

救出活動は消防機関が主体となり救出班を編成し、救出に必要な車輛、舟艇その他資材を準備して、それぞれの状況に応じた救出作業を実施する。

(2) 関係機関等への要請

消防機関は災害が甚大で、消防機関のみでは救出困難な場合は、県、警察、隣接市町の消防機関、海上保安部に対し協力依頼を要請するとともに必要に応じて自衛隊の派遣を考慮する。

(3) 連絡調整と救出活動

対策本部に実働機関の連絡調整の場を設け、責任者は相互の情報交換や搜索の地域分担等を行い、効率的な救出活動を行うものとする。

(4) 救出を必要とする該当者

救出を必要とする場合はおおむね次に該当するような場合が考えられる。

- ア 火災時に火中に取り残されたような場合
- イ 倒壊家屋の下敷きになった場合
- ウ 流出家屋及び孤立したところに取り残された場合
- エ 山崩れ等の下敷きになった場合
- オ 鉄道、航空機、自動車等の大事故が発生した場合
- カ 海上へ流出した場合

2 死体の搜索及び処理並びに埋葬

(1) 実施責任者

市災害対策本部長（市長）が死体の搜索及び収容埋葬を行うが、災害救助法が適用された場合は知事の補助機関として実施する。

(2) 死体の搜索

ア 実施者及び方法

死体搜索は警察と協力して搜索班を編成し、人夫及び必要な舟艇、その他機械器具を活用して実施するものとする。被災の状況により実施困難な場合は消防機関の応援及び地域住民の応援を得て実施する。

イ 応援要請等

本市だけでは搜索の実施が困難であり、隣接市町の応援を要する場合、又は死体が流出等により他市町村に漂着していると考えられる市町村に対し搜索の依頼を要請する。

(3) 死体の処理方法

死体の処理は、市において救護防疫班又は医師が奉仕団等の労力奉仕により、処理場所を借り上げ（仮設）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理をするものとする。ただし、市において実施できないときは、他機関所属の医療班の出動応援を求める等の方法により実施するものとする。

(4) 死体の埋火葬

ア 災害の際死亡したもので、市災害対策本部長（市長）が必要と認めた場合、応急的に埋火葬を行うものとする。

イ 埋葬は直接土葬もしくは、火葬に付するものとする。

ウ 埋葬の実施にあたっては、次の点に留意する。

(ア) 事故死等による死体については、警察機関から引継ぎを受けた後埋葬する。

(イ) 身元不明の死体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに埋葬にあたっては、土葬とする。

(5) 海上漂流死体の収容等

死体が海上に漂流している場合、又は漂流が予想される場合には、県を通じて海上保安部、海上自衛隊等に収容等を要請する。

第28節 ボランティア活動受け入れ計画

災害等に対し、市民等からボランティアの申し出があったときは、活動内容を調整し支援にあたる。

また、災害の状況に応じて災害支援のボランティアを募集し支援体制の調整を図る。

1 受入れ方法

市民生活班長は、危機管理班長と協議しボランティア活動計画を作成して支援を受ける。

- (1) 支援を必要とする理由
- (2) 作業内容
- (3) 従事場所
- (4) 人員
- (5) 従事期間
- (6) 集合場所
- (7) その他必要事項

2 ボランティア活動内容

ボランティア活動内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 避難場所における炊出し作業
- (2) 救援物資作業
- (3) 飲料水の供給作業
- (4) 清掃・防疫作業
- (5) 被害調査
- (6) その他の作業

3 就労記録

ボランティア活動支援を受けた各班は、次の事項について記録し、市民生活班長に報告する。

- (1) 支援団体等の名称、人員及び氏名
- (2) 支援期間
- (3) その他必要事項

4 災害ボランティアセンター等との連携

災害時においては、県社会福祉協議会が設置する県災害ボランティア本部及び諫早市社会福祉協議会が設置する「災害ボランティアセンター」を中心に、県災害対策本部をはじめ関係機関・団体と緊密な連絡調整及び連携を図りながら、災害ボランティア活動を行う個人やNPO法人・ボランティア団体等の活動を支援することにより、円滑、迅速な被災者支援を実施する。

第 2 9 節 特別災害対策計画

この計画は、自然現象等における災害だけでなく、事件、事故、環境問題等に起因し、被害規模が一定以上のもの、緊急事態が発生した場合の対応措置についてあらかじめ定めるものである。

- 1 特別災害が発生した場合は、ただちに総務部長を本部長とする特別対策本部を設置するものとする。尚、特別災害の規模によっては市長を本部長とする特別災害対策本部を設置する。

- (1) 特別災害の種類及び部編成は以下のとおりとする。

災害種別	災害の形態	主管所属
海上災害	① 旅客船の衝突、沈没による大規模事故 ② 漁船、貨物船等の転覆、衝突による大規模事故 ③ 大規模な重油等の流出事故	危機管理部 企画財務対策部 こども福祉対策部 健康保険対策部 地域政策対策部 農林水産対策部 建設対策部
航空災害	① 旅客機の墜落による大規模事故 ② 人家密集地への航空機墜落による大規模事故	危機管理部 企画財務対策部 こども福祉対策部 健康保険対策部 地域政策対策部 建設対策部
列車、自動車災害	① 交通事故による大規模事故 ② 列車の衝突、転覆による大規模事故	
大規模火災	① 劇場、大型店舗等における火災 ② 広範囲における山林火災 ③ 人口密集地帯における大規模火災	
危険物災害	① ガス、火薬等危険物の爆発、発砲等による大規模事件 ② 化学品又はその合成品、薬品等の危険物の流出及び散布による大規模事故、事件	
原子力災害	① 原子力発電所等による放射線漏洩等の事故	
雑踏災害	① 競技場等多数の人が利用する場所における大規模事故 ② 雑踏による大規模事故	
その他災害	① 騒乱、暴動等による大規模事故、事件 ② その他発生原因を問わず事故、事件により大規模な被害が生じた場合	

- (2) 特別災害の認定基準

大規模事故・事件の基準	① 死者がおおむね 10 人以上の場合（行方不明者を含む） ② 死傷者がおおむね 30 人以上の場合（ ” ） ③ 重傷者がおおむね 50 人以上の場合 ④ 負傷者がおおむね 70 人以上の場合
大規模断水の基準	① 市民生活に重大な影響を与えるおそれがある場合

(3) 特別対策本部の組織

ア 特別対策本部は総務部長を本部長とするものについては、危機管理課内に置き、市長が本部長となる場合においては防災会議室に設置することを基本とする。

イ 標準配備要員は次のとおりとするが、本部長は状況により部、班編成の増減、配備要員増減をおこなうことができる。

部編成	班編成	配備要員数	備 考
危機管理部	危機管理班	16	
企画財務対策部	記録伝達班	5	
	支援対策班	2	
	配給証明班	2	
こども福祉対策部	市民生活班	2	
健康保険対策部	救護防疫班	3	
	避難所対策班	2	
地域政策対策部	環境衛生班	2	
	地区対策班	(2)	非常設
農林水産対策部	農政班	(2)	非常設
建設対策部	道路班	2	
上下水道対策部	給水班	(2)	非常設
合 計		36 (6)	

ウ 特別対策本部の部及び班の編成は前表のとおりとし分掌事務は対策本部組織を準用する。

エ 危機管理課長は特別災害を覚知したときは、総務部長の命を受け、すみやかに本部を設置するものとする。

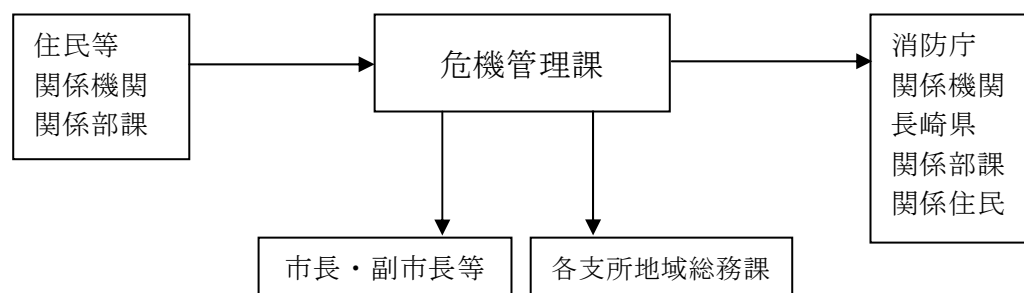
オ 特別災害を覚知した本部要員は、すみやかに本部に参集してあらかじめ定められた任務にあたるものとする。

カ 部長及び班長並びに本部要員については、あらかじめ「正」「副」を指定して緊急事態に備えるものとする。

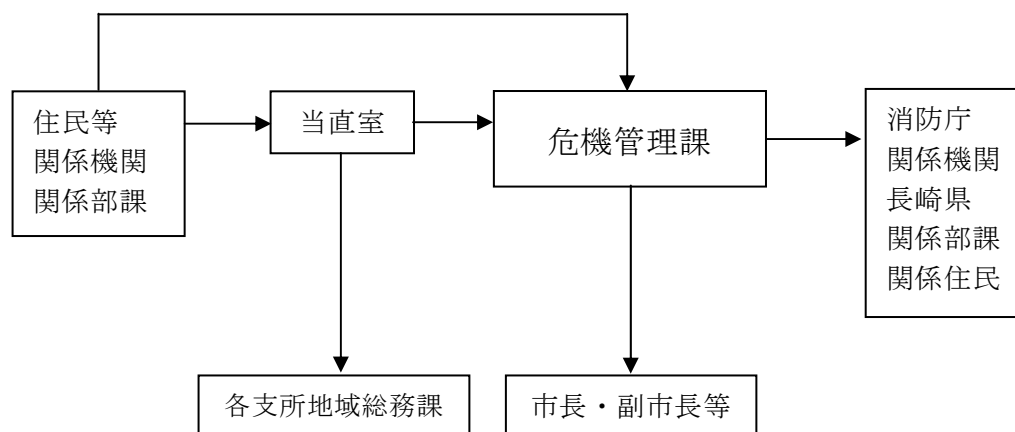
(4) 情報連絡系統

ア 本部を設置した場合における県及び関係機関等への連絡は一切本部において行うものとする。

イ 執務時間中の連絡系統



ウ 夜間・休日連絡系統



2 避難指示の基準

特別災害が発生した場合には、住居の倒壊及びその危険を避けるための避難が想定される。命に危険が及ぶおそれがあり、危険地域からの一刻も早い避難が必要であることから、基本的には「避難指示」のみを発令する。

※避難指示は、災害の状況に応じて、総合的に判断し必要と認める地域に対して発令する。